

ベトナム国ベトナム競争法施行に係る
キャパシテビルディング
計画支援調査

ファイナル・レポート

2006 年 12 月

独立行政法人 国際協力機構（JICA）

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社

序文

日本政府は、ベトナム政府の要請に基づき、同国商業省競争管理局の競争法運用及び違法案件審査にかかる能力向上を目的とする開発調査を行うことを決定し、国際協力機構がこの調査を実施致しました。

当機構は、2005年11月より2006年12月までの間、合計9回にわたり、三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社の田中秀和を団長とする調査団を現地に派遣しました。同調査団は、ベトナム政府関係者と協議を行い、その協力を得て、競争法と関連下位法令、及びその運用体制について分析し、課題を抽出した上で、競争管理局職員を対象に各種の能力開発トレーニングを行いました。本報告書は右の調査結果を取りまとめたものです。

本開発調査が同国経済の公正かつ自由な競争の促進に寄与し、また、両国友好親善の一層の発展に役立つことを願います。

終わりに、本開発調査の実施に当たり、多大のご協力を頂いた関係各位に対し、心より感謝申し上げます。

2006年12月15日

独立行政法人 国際協力機構
理事 伊沢 正

2006年12月

独立行政法人 国際協力機構

理事 伊沢 正 殿

伝達状

ベトナム競争法施行に係るキャパシティビルディング計画支援調査のファイナル・レポートを提出いたします。このレポートは、本調査を通じて展開された技術移転活動の内容と成果、及び今後の同国競争法の運用にかかるキャパシティビルディングのための提言から構成されています。

本調査は、わが国競争当局及び専門家等の経験と知識の共有化、カウンターパート側の継続的自助活動のための枠組み整備を通して、ベトナム政府関係者の知識及び能力の基盤整備・強化を図ることを目標としました。本調査の実施は、国際協力機構から三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社が委託を受け、2005年10月11日にベトナム政府との間で合意された実施細則（S/W）に基づき、2005年11月から現地における技術協力活動を開始し、去る2006年11月にハノイにて開催された第4回TAセミナー及び12月4日開催の市場調査、ウェブ開発計画の報告をもって完了しました。

本調査では現地のセミナー及びワークショップによる技術移転活動が展開され人材育成に貢献したほか、日本の競争当局及び専門家を講師として現地に動員し、日本の経験の共有を図るとともに、今後のプログラムの継続的自助活動推進のための技術移転を実施してまいりました。ベトナム政府では、本調査の成果を活用し、更なるキャパシティビルディングに取り組み、ベトナム競争法の更なる運用推進に寄与することが期待されます。

本調査の実施にあたりまして、貴機構、公正取引委員会、大学等からの専門家及び関係各位の貴重なご指導、ご支援に深く感謝いたします。また、ベトナム側のカウンターパートである商業省競争管理局（VCAD）をはじめ関係機関のご協力に心より感謝申し上げます。

ベトナム国 ベトナム競争法施行に係るキャパシティビルディング計画支援調査

総括 田中 秀和

(三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社)

略語表

AMA	Antimonopoly Act	独占禁止法
APEC	Asia-Pacific Economic Cooperation	アジア太平洋経済協力
ASEAN	Association of Southeast Asian Nations	東南アジア諸国連合
CIDA	Canadian International Development Agency	カナダ国際開発庁
CIEM	Central Institute for Economic Management	経済経営研究所
CUTS	Consumer Unity and Trust Society	
DFID	Department for International Development	英国国際開発省
FDI	Foreign Direct Investment	海外直接投資
GSO	General Statistics Office	統計総局
JCIF	Japan Center for International Finance	国際金融情報センター
JFTC	Japan Fair Trade Commission	公正取引委員会
MOT	Ministry of Trade	商業省
MPI	Ministry of Planning and Investment	計画投資省
SME	Small and Medium sized Enterprises	中小企業
SOE	State Owned Enterprises	国営企業
TA	Technical Assistance	技術協力
VCAD	Vietnam Competition Administration Department	競争管理局
VCCI	Vietnam Chamber of Commerce and Industry	ベトナム商工会議所
VJCC	Vietnam Japan Human Resource Cooperation Center	ベトナム日本人材協力センター
WTO	World Trade Organization	世界貿易機関

目次

I. 調査の背景、目的と活動の概要.....	1
1. 調査の背景.....	1
2. 調査の目的と体制.....	8
2.1 調査の目的.....	8
2.2 技術面の体制.....	8
3. 実施した調査及び技術移転活動とスケジュール.....	12
3.1 第1次現地調査（2005年11月6日－12月3日）.....	12
3.2 第2次現地調査（2005年12月11日－2006年1月7日）.....	13
3.3 第3次現地調査（2006年1月15日－1月28日）.....	13
3.4 第4次現地調査（2006年2月14日－3月13日）.....	14
3.5 第5次現地調査（2006年5月22日－6月28日）.....	14
3.6 第6次現地調査（2006年7月10日－7月15日）.....	16
3.7 第7次現地調査（2006年8月2日－8月10日）.....	16
3.8 第8次現地調査（2006年8月14日－10月7日）.....	17
3.9 第9次現地調査（2006年11月21日－12月8日）.....	18
II 調査及び技術移転活動の結果.....	20
1. 基礎調査.....	20
1.1 ベトナム競争法の執行状況.....	20
1.2 人材育成とドナーの協力.....	23
1.3 ベトナム国内産業の現状.....	27
2. 試行的市場調査.....	33
2.1 市場調査の枠組み.....	33
2.2 市場調査の結果.....	39
2.3 調査方法・戦略の評価.....	51
3. アドボカシー活動.....	55
3.1 アドボカシーリーフレットの作成.....	55
3.2 ウェブサイトの開発.....	60
3.3 アドボカシーセミナー.....	62
4. 技術移転セミナー.....	78
4.1 技術移転セミナーのねらいと企画立案.....	78
4.2 第1回TAセミナー.....	80
4.3 第2回TAセミナー.....	83

4.4	第3回 TA セミナー	91
4.5	第4回 TA セミナー	98
5.	カウンターパート研修	102
5.1	カウンターパート研修の目的	102
5.2	カウンターパート研修日程	103
III.	提 言	104
1.	総括的提言	104
1.1	人材育成	104
1.2	組織強化	105
1.3	情報共有化	106
1.4	運営予算の充実と中長期的計画のなかでのドナー間調整	107
2.	各コンポーネントからの提言	108
2.1	試行的市場調査	108
2.2	アドボカシー活動	112
2.3	TA セミナー活動からの提言	118

付属資料 (Appendix)

A. Project Schedule

B. Documents Related to Findings of Baseline Survey

- B-1 Competition Law
- B-2 Decree No. 110/2005/ND-CP of August 24, 2005
- B-3 Decree No. 116/2005/ND-CP of September 15, 2005
- B-4 Decree No. 120/2005/ND-CP of September 30, 2005
- B-5 Decree No. 05/2006/ND-CP of January 9, 2006
- B-6 Decree No. 06/2006/ND-CP of January 9, 2006
- B-7 Circular No. 19 of November 8, 2005
- B-8 Comparative Chart of Competitions Laws Vietnam/Japan

C. Documents Related to Advocacy Activities

- C-1 Leaflet Work Step and Allocation Worksheet
- C-2 Initial Comments on the First Draft of Leaflet from the VCAD
- C-3 Website development Category Structure Worksheet
- C-4 Seminar Operation Step and Work Allocation Worksheet
- C-5 Questionnaire Sheet
 - C-5-a) The 1st Advocacy Seminar
 - C-5-b) The 2nd Advocacy Seminar
 - C-5-c) The 3rd Advocacy Seminar

D. Documents Related to TA seminars

- D-1 TA seminar programs
- D-2 Third TA Seminar: Simulated Case Handling Exercise
- D-3 The Simulated Investigation Practice in the 4th TA seminar

図表目次

図 1-1-1	工業セクターの経営形態別構成比	3
表 1-1-2	北東・東南アジア諸国（エコノミー）の競争法	3
図 1-1-3	キャパシティビルディングを構成する 3 要素	7
図 1-2-1	ベトナムにおける支援協力の基本方針概念図	11
図 2-1-1	VCAD 組織図	21
表 2-1-2	業種別 GDP 及び雇用	27
表 2-1-3	所有形態別工業生産と成長率	28
表 2-1-4	所有形態別企業統計（2004 年）	29
表 2-1-5	ベトナムの戦略産業における総会社の市場シェア	30
Box 2-2-1	List of Research Items for Market Survey	36
表 2-2-1	業種別・情報源別集中度	45
表 2-2-2	情報源の有用性の評価	53
表 2-3-1	リーフレット構成検討表	56
Box 2-3-2	アドボカシーの目的	57
Box 2-3-3	リーフレット原稿の基本構成	58
Box 2-3-4	Initial Outline of the Web Designing	60
表 2-3-5	第 1 回アドボカシーセミナープログラム	63
表 2-3-6	第 2 回アドボカシーセミナープログラム	64
表 2-3-7	第 3 回アドボカシーセミナープログラム	65
Box 2-3-8	質問として提起された主要な関心事項	69
Box 2-3-9	質問として提起された主要な関心事項	71
Box 2-3-10	質問として提起された主要な関心事項	73
表 2-3-11	アドボカシーセミナーアンケート調査結果	75
表 2-4-1	TA セミナー概要	78
表 2-4-2	第 1 回 TA セミナープログラム	81
表 2-4-3	第 2 回 TA セミナーで素材とする 2 つの事件	85
表 2-4-4	第 2 回 TA セミナープログラム	86
表 2-4-5	第 3 回 TA セミナープログラム	92
表 2-4-6	第 4 回 TA セミナー	99
図 2-5-1	カウンターパート研修実施体制	102
表 2-5-2	カウンターパート研修日程	103

1. 調査の背景、目的と活動の概要

1. 調査の背景、目的と活動の概要

1. 調査の背景

(1) 競争法の施行と効果的運用の重要性

1998年12月のWTO貿易政策と競争政策に関する作業部会報告書(WT/WGTCP/2)は、国際貿易における自由貿易政策と国内における競争政策(民営化政策・規制緩和政策・独占禁止政策)が相互に密接な関連を持っており、両者の有機的結合による国の内外における自由競争の促進が世界の国々、とくに開発途上国の自由競争を促進し、経済効率を高め経済発展を最大限に促進するとしている。また、経済発展は、競争力のある企業が競争力のない企業に交代し、資源のより効率的な活用とともに展開し、産業構造の変化をもたらしながら進展すると見られている¹。

競争的市場環境のもとでは、企業は市場の諸変化に対して柔軟かつ迅速に対応せざるを得ず、この結果消費者・ユーザー企業にとって最良の品質の財・サービスを最も安い価格で供給するインセンティブが生じる。このように競争は一国経済、特に消費者やユーザー企業にとっては望ましいものである一方、既に市場に参入している既存企業にとっては、市場支配力を獲得・維持する為に競争を阻害しようとする各種の誘引(各種優越的地位の濫用や共謀等)にかられる。このような反競争的な行為を削減・除去する為に策定される政府の各種取組みが競争政策であり、その中心的役割を負っているのが競争法である。

ただし、競争法の導入・実施は競争的な市場環境を構築する上での必要条件ではあるが十分条件ではない。競争を阻害する要因は市場の構造や新規参入を阻害しようとする既存企業による反競争的行為のみならず、貿易政策、投資誘致政策、業種別の各種参入規制、国営企業の保護等、政府によるその他の経済政策が競争を阻害している場合があるためである。したがって、一般的に競争の促進を目的とした競争政策という場合、競争法の執行のみならず、自由化、民営化、規制緩和といった各種の総合的な取組みも競争環境に影響することに留意する必要がある。

このように競争法を中心とする競争政策は、反競争的行為が存在する場合に生ずる財・サービス価格の高騰を防止し、消費者の厚生、ひいては一国経済の効率性を高めるうえで重要な役割を負っている。国内市場における競争環境が整

¹ 「APEC 諸国における競争政策と経済発展」伊従寛他、2002年、中央大学出版部

備されることは、輸出企業がより安価な中間財・サービスにアクセスできるようになることを意味するため、経済成長の多くを輸出に依存している ASEAN 諸国にとっては価格競争力を維持する上で重要な意味をなしている。

経済発展の初期の段階では、繊維のような労働集約産業が競争力を有しているが、経済が発展し、資本が蓄積し人的資本の向上が進むと、機械産業のような資本集約的あるいは技術集約的な産業が競争力を持つようになる²。このような産業構造の変化に対応するためには、迅速に市場環境へ適応する能力や経営・技術面におけるイノベーションを促すような政策の導入が不可欠である。そのような意味において、競争政策の適切な運営は企業に市場変化への適応能力や各種の自己革新努力を与え、価格のみに依存した競争力から脱却する上でも大きな役割を果たすといえよう。

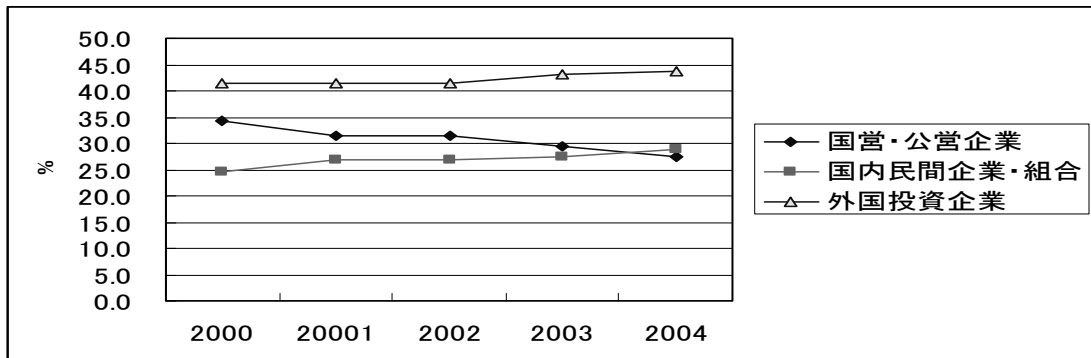
ベトナム経済は、1986年のドイモイ政策導入以降、市場経済化を進めており、ASEAN 諸国のなかでも 1997年のアジア通貨危機の影響を大きく受けず、過去5年間7%前後の経済成長を続けており、2004年は7.7%、2005年は8.8%を記録している。産業セクター別に見ると、工業セクターが2005年には10.6%の成長を果たしており、これは主として外国直接投資によるものと見られている。輸出の伸びも著しく、2006年上期は前年同期比26%と報告されている³。

ベトナムにおける競争法の実施に際しては、国営企業の民営化などの市場経済化の進展との兼ね合いを見定める必要があるだろう。他の移行国の例でもロシアのように、市場制度環境が未整備のまま強大な国有企業を売却した結果、独占状態を招いた例もある。この点は、ASEAN 諸国でも市場経済のなかで発展してきたタイのケースとは異なった事情があることに留意する必要がある。

² 「東アジアの競争政策と経済発展」 浦田秀次郎

³ (財)国際金融情報センター (JCIF)

図 1-1-1 工業セクターの経営形態別構成比



出所) Statistical Yearbook of Vietnam 2005 (General Statistics Office) より加工

(2) アジア諸国における競争法制定の動き

1990年代後半以降、東アジア及び東南アジア諸国は積極的に競争法の制定及び運用開始に着手している。これには1997年のアジア金融危機を受けて、IMFや世界銀行(世銀)の指導のもと、政府管理型経済から市場型経済への移行を図る国が増えたことが影響していると考えられる。

表 1-1-2 北東・東南アジア諸国(エコノミー)の競争法

	法律名(制定・改定年)	競争当局
〔北東アジア地域〕		
①韓国	「独占規制及び公正取引に関する法律」 (1980年制定。86年、90年、92年、94年、96年、98年及び99年(99年は2月及び12月の2回)改正)	韓国公正取引委員会
②台湾	「公正取引法」(1991年制定)	台湾公正取引委員会
③中国	「反不正当竞争防止法」(1993年制定) 「価格法」(1998年制定)	国家工商行政管理局(価格法は国家発展計画委員会等)
④モンゴル	「不当競争禁止法」(1993年制定)	国家開発庁
〔東南アジア地域〕		
⑤フィリピン	「独占及び結合に関する法律」(1925年制定。ただし、57年に実体規定部分が刑法第186条に移され、手続き規定のみが残存)	司法省
⑥タイ	「取引競争法」(1999年制定、旧法「価格統制及び独占禁止法」は、79年制定)	TCC
⑦インドネシア	「独占及び不公正競争禁止法」(1999年制定)	事業競争監視委員会
⑧シンガポール	「競争法」(2004年制定)	シンガポール独占禁止委員会(CCS)
⑨ベトナム	「競争法」(2004年制定)	競争管理庁及び競争評議会

出典：本城及び小林⁴

⁴ 本城昇「アジアにおける市場経済化と競争法」p.17 および小林昌之編『アジア諸国の市場経済化と社会法』アジア経済研究所2001年所収15頁以下

他方、競争政策の導入は、IMF や世銀といった国際機関による政策条件（コンディショナリティ）によるというよりは、両地域の経済レベルが上昇し、市場管理型の産業政策が有効に機能しなくなりつつあるという実体経済上のニーズに基づく必要性のほうが高いと考えられる。実際、IMF や世銀といった国際機関の動きとは一線を画す形で、2000 年以降もマレーシア、シンガポール、フィリピン、中国、ベトナムといった国々において、競争法を各国議会の審議プロセスに乗せようという動きが顕在化してきた。このような各国の動きのなかで、ベトナムの競争法は、2004 年 12 月 3 日に制定され、2005 年 7 月 1 日をもって施行された。

(3) ベトナムの競争法制定までの流れ

1986 年のドイモイ政策による、中央計画経済から市場経済への転換のなかで、競争促進的政策制度は徐々にベトナム社会のなかでも受け入れられるようになってきた。ベトナムの競争法が制定される以前は、主として以下の法制度が競争促進的な機能を果たしていた。

- ① 商法（1997 年）のなかには、消費者の保護を目的とした不公正取引を制限するいくつかの項目が含まれている。
- ② 価格制限政令（2002 年）では、市場を独占する目的で価格協定（カルテル）を結ぶことを禁じている。
- ③ 2000 年政令 54 号（知的財産権保護）においても、不公正取引にあたる不当表示などへの制限が扱われている。

上記の措置が、商行為の社会的公正さを担保するために制定される一方、私企業の自由な活動に関しては、2001 年に成立した 1992 年の憲法の一部改訂により、国家が企業の自由な活動の権利を認めている⁵。これらの先行法制度及び決定から、ベトナムの市場経済における競争制度の重要性が認識され、今回の制定に結びついたと見ることができる。しかし、競争政策の実施に関しては、下記に述べるようないくつかの現実的な問題に直面している。

(4) 技術協力要請への対応

ベトナム政府は新しい政策である競争法の効果的な施行を確保するため、欧米諸国及び日本の経験を参考にする必要が生じている。このような背景から、今回のキャパシティビルディング計画支援の要請が日本に対してなされた。

⁵ Global Forum on Competition, OECD, January 2005

2005年6月に派遣されたJICAの予備調査団の報告によると、カウンターパートであるベトナム商業省競争管理局（VCAD）からは、下記の「5つの優先課題」が提示された。

- ① 施行細則等の制定に係る支援
- ② 審査官の能力向上に対する支援
- ③ いくつかのベトナム特定セクターにおける市場調査
- ④ 中央・地方におけるアドボカシーセミナー
- ⑤ 競争唱道用資料の作成支援

上記の各テーマは技術移転プログラムの中の、技術移転セミナー、アドボカシーセミナー、市場調査、ウェブ開発などの活動を通じて取り組んだ。その実施内容と結果は次節以降に述べるが、以下の諸点に本技術協力に対する調査団の取り組みの基本的考え方を下記に示す。

- キャパシティビルディング協力

キャパシティビルディング協力は、カウンターパート組織の自立的能力の向上を果たすものであり、そのためには①人材育成、②組織強化、③情報の共有、の3要素を意識し組織能力の強化を図る必要がある。カウンターパート組織の機能を理解した上で、担当者が交代した場合も組織に情報が生かされる（Institutional memory）方法を提案する。そのためには情報の組織内の共有が不可欠である。また、情報の組織外との共有（情報開示）は当該組織の存在意義と関係先の認識を高め、結果的に組織の強化とスタッフの意識の高揚を果たすものであり、これらの3要素を効果的に組み合わせ、技術協力の効果を最大限に引き出す取り組みが必要と考えられる。

- 日本の競争政策の経験の活用

独占禁止法や競争政策の思想的背景には欧米の伝統的な個人主義・自由主義の影響がある、と言われている⁶。独占禁止法は欧米諸国において歴史が古く、アジア諸国では比較的新しい制度である。日本の場合は、戦後の財閥解体、米国主導による民主化のなかで制定されたという特殊な経緯もあり、50年以上の歴史を持っているが、戦後の復興期には、政府介入による反競争的措置も取られた。臨時物資需給安定法、傾斜生産、外貨割当制度などがこれに相当する。

⁶ 「開発途上国における競争政策と政府介入」伊従寛

また、高度経済成長期においても、輸出振興、中小企業保護、産業の合理化、産業の復興のための政策金融、財政投融资の動員が行なわれた。このように日本では、時代の要請と政策によって、政府介入による産業政策と市場の競争機能を維持する競争政策とが役割を担ってきた。

現在、高度成長も終わり、安定成長期にある日本においては、社会の公正と市場の健全な機能に関心が高まっており、独占禁止法の重要性が高まっている。これらの日本の経験は、アジア的土壌の中で展開してきたから、他のアジア諸国、とりわけこれから経済成長途上の国々の参考になると考えられる。かかる観点から、本協力においては、日本の公正取引委員会の講師による経験の移転に重点を置いて実施した。

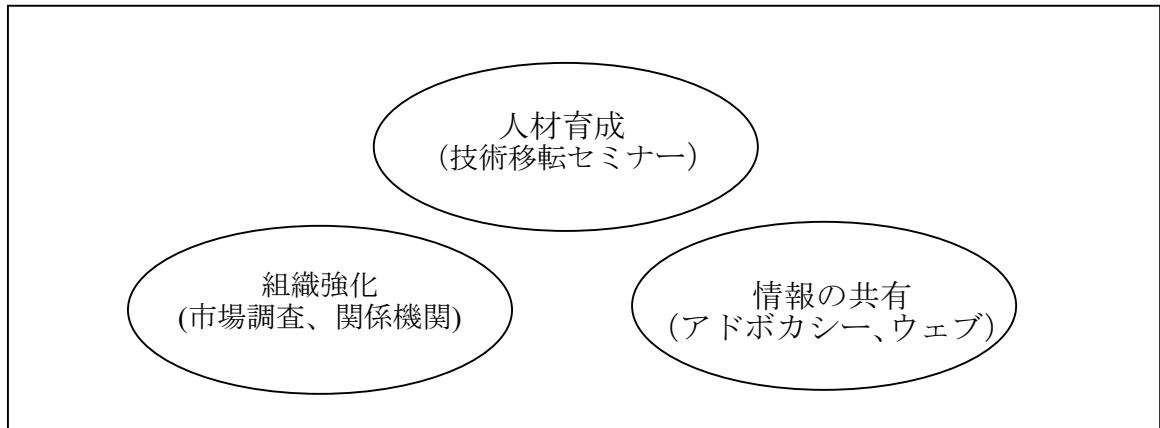
- 産業界及び社会の競争政策についての理解促進

競争政策は経済・社会の効率化と公正の確保を目的としており、その受益者である産業界及び社会の理解は必要不可欠である。しかし、競争法自体は難解な面もあり、一方では既得権益を擁護しようとする立場からは、支持されない側面もある。従って、理解促進（アドボカシー）のための活動を意識的に行うこととともに、専門的な情報をウェブサイトなどを通じて提供することにより、法律専門家、企業経営者、大学関係者などの専門職の理解を促進することも重要である。

- 市場調査

市場の構造を正確に把握することは、競争法の実施にあたり基本的に必要な要件である。しかし、ベトナムの現状においては、公開された企業情報が限られており、個別企業からの生産量、販売量の情報を集めることは容易ではない。また、統計局はじめ経済統計で公表されている情報についても必ずしも競争法の運用に活用できる情報を収集しているわけではない。従って、競争当局による独自の活動として市場調査を実施する必要がある。このような観点から本協力において、試行的に5つのセクターを対象とした市場調査を実施した。

図 1-1-3 キャパシティビルディングを構成する 3 要素



出所) 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング

2. 調査の目的と体制

2.1 調査の目的

本調査の目的は、ベトナム商業省競争管理局（VCAD）の競争法執行と競争政策に実施に係る能力向上を支援することにある。

具体的には、VCAD が、「競争法に関連する将来のガイドラインや諸制度を策定するために必要な能力向上を図ることにより、同法の運用強化の条件整備を促進すること」を本調査の第一の目標とする。この目標達成の手段として、本調査においては、二つのアプローチを用意した。第一に、基礎調査を通じてベトナム競争当局の競争法執行に関する現状及び今後取り組むべき課題の抽出を行い、第二に、抽出された課題をもとに、競争法の効率的な執行のためのプライオリティを明らかにするとともに、施策・手続を策定・運用するために必要な知識の移転を行った。

また、VCAD の執行能力を強化する上でも、ベトナム政府関係機関や、広く産業界、教育機関、消費者等において、競争政策及び競争法の有用性に関する理解が醸成される必要がある。このため本調査においては、「ベトナム政府・産業界・消費者等に対する競争政策・競争法の有用性、競争当局の役割に関する理解促進をもってこれにあたること」を第二の目標とする。同目標の実現にあたっては、競争法の意義と運用に関するアドボカシーセミナー及びウェブサイトの立ち上げ、及びこれら活動に関する企画・運営ノウハウを VCAD に対して移転する。

2.2 技術面の体制

本調査実施の技術面での体制として重視するのは、競争法の適正かつ円滑な運用のための基盤整備を進める上で重要となる競争法執行に係る日本の経験及び実績・ノウハウの移転に加え、各活動のプロセスにおいてもカウンターパート側の積極的参画を推進し、実質的な能力向上、運用強化の条件整備を図る点である。また、本調査終了後においても、ベトナム当局が自主的に継続的キャパシティビルディング活動を推進できる体制を整備する点についても重点を置いた。

(1) 日本の公正取引委員会の知見を活かす

本件調査においては将来的なガイドラインの策定、さらには市場調査や審査といった競争法の運用に関する知識・ノウハウの移転にあたり、日本の公正取引委員会の知見を最大限活かすため、各調査項目の決定・実施の際に JICA を通じて公正取引委員会の専門的な助言を受けるほか、セミナー等の現地能力向上活動の実施にあたって講師派遣等につき公正取引委員会の協力を仰いで実施した。

特に、本件調査においては、市場・企業活動の実態を踏まえ、着手すべき課題のプライオリティを明らかにすることが極めて重要であり、既に多くの経験実績を有する公正取引委員会の知見は、こうした観点でも重要なポイントとなった。また、審査実務ノウハウ等の技術移転に加え、普及・啓発活動、産業界・消費者等とのネットワーク構築等の部分でも、我が国における競争法施行当初における公正取引委員会の経験・知見を活用することが重要となった。

更に、公正取引委員会とベトナム競争管理局が本調査を通じて更に関係を強化し、今後更に緊密な情報交換や協力を行っていく体制整備にも資することとなった。

(2) 共同運用体制の確保とカウンターパート側のオーナーシップの重視

本調査では、共同運用体制の確保とカウンターパート側のオーナーシップを尊重し、更なる自助的なキャパシティビルディング活動を円滑にすることに留意した。支援協力プログラムが一過的な効果に留まらないようにするためにも、自助的継続活動の体制整備に注力するものであるが、共同運用体制とオーナーシップの尊重は、同体制を維持するために不可欠な要素である。したがって、全プログラムの実施にあたり VCAD とのスタッフ・レベルの協力関係を重視しつつ各活動に取り組んだ（次頁図参照）。

本調査全体の共同運用体制としては、VCAD 及び関連機関カウンターパートと調査団から組成されるステアリング・コミッティーが設置された。一方、各技術移転プログラムに関しては、実務レベルで VCAD・調査団双方の担当者で組成するワーキング・チームによって実行に移された。ステアリング・コミッティー及びワーキング・チームの構成は下記のとおりである。

ステアリング・コミッティー

- Director General, Competition Management Agency, Ministry of Trade (Chair)
- Director General, Department of Domestic Market Policy, Ministry of Trade
- Ministry of Planning and Investment

- General Statistics Office
- JICA

ワーキング・チーム

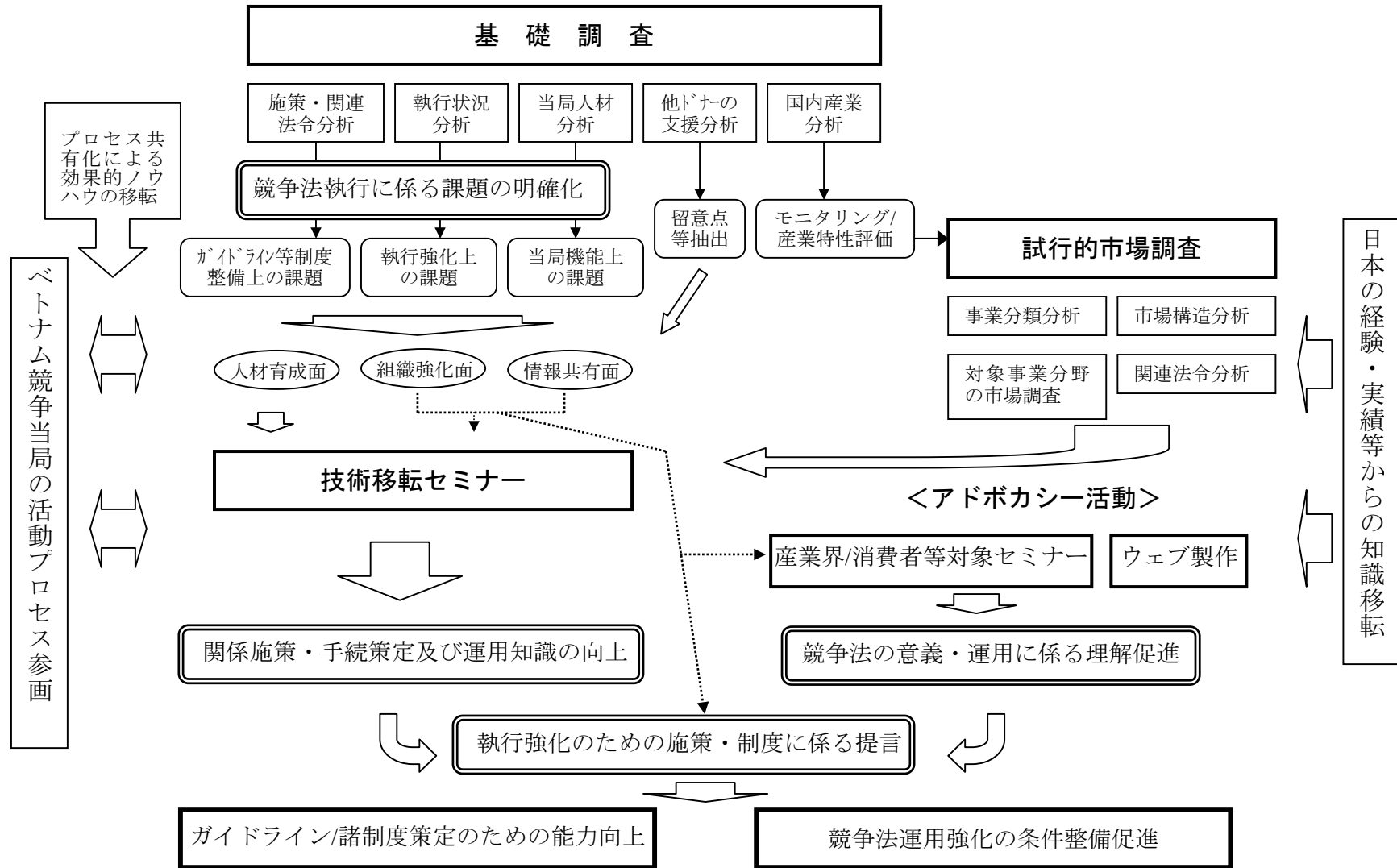
- 試行的市場調査
- アドボカシー活動
- 技術移転セミナー

(3) プログラムの評価と終了後の継続性の確保

本調査は、将来的なガイドラインの策定あるいは市場調査や審査等、競争政策の運用に関する知識・ノウハウの移転が主な目的であるが、これらを短期間で定量的に評価することは難しい。したがって、各活動プログラムの実施にあたっては、適宜、カウンターパートへのインタビューやアンケート調査、さらにはセミナーにおける講師（日越両国）や参加者へのアンケート調査等による定性的な指標による評価を実施し、今後の継続的活動に資することとした。

また、本調査終了後も定期的に同様の活動が継続できるよう、プログラムに参加する日越実務家・専門家のネットワークを強くすることに注力するとともに、今後の計画に係る考え方等についても検討した。加えて、実務面での利便性を確保するために、プログラムに係る資料等は、カウンターパートと協議の上、最終的に可能な範囲でベトナム語に翻訳し提供することとした。

図 1-2-1 ベトナムにおける支援協力の基本方針概念図



出所) TA チーム作成

3. 実施した調査及び技術移転活動とスケジュール

3.1 第1次現地調査（2005年11月6日－12月3日）

(1) インセプションレポートの説明と協議

11月8日にカウンターパートである商業省競争管理局（VCAD）とのキックオフ・ミーティングを開催し、インセプションレポート（ドラフト）の内容説明を行った。これに対しVCAD側より、市場調査及び技術移転セミナーなどいくつかの点についてコメントが出され、修正を行った。同修正版をベトナム語翻訳し、英語版とともに越語版を先方に提出し、関係先配布した後、11月28日にステアリング・コミッティーのメンバーを交えたプレゼンテーション・セッションを開催した。その結果、インセプションレポートの内容についてカウンターパートと合意し、11月29日付けにてミニッツを結んだ。

(2) 基礎調査の開始

基礎調査を開始するにあたり、VCADに対する質問状を準備し、VCADの組織の現状、関連法制度、市場調査関連の保有情報などについての情報収集を行う一方、調査団独自のルートで関連情報の収集を行った。主なコンタクト先としては、統計総局（GSO）、ベトナム商工会議所（VCCI）、JICA産業統計チーム、ベトナム日本人材協力センター（VJCC）などであった。また、地方都市における産業と競争の現状とセミナー開催の事前情報の収集を目的にダナン及びホーチミン市への訪問調査を実施した。

(3) 技術移転セミナー開催に向けてのVCADとの意見交換

技術移転セミナーは本プログラム中合計4回開催する予定であるが、VCADが市場調査を重視していることにより、第一回のテーマを市場調査手法に絞ることとなり、JFTCとの調整を行った。また、第一回の技術移転セミナー（3日間）の一日目は政府関係者の競争法に関する認識を高める目的で、VCADのみならず関連省庁の参加を求め、ベトナム競争法の説明を日本の独占禁止法の経験に併せて行うこととなった。

(4) アドボカシー活動に関するVCADとの意見交換

アドボカシー活動として計画している3回のアドボカシーセミナー（ハノイ、ダナン、ホーチミン）、リーフレットの作成、ウェブサイトの開発について、VCADとの意見交換を行い、それぞれについてのVCADとTAチームとの役割分担、スケジュール等について複数回に亘る打合せを持った。

3.2 第2次現地調査（2005年12月11日－2006年1月7日）

(1) 基礎調査の継続

法制度・組織関係では、関連法制度に関する情報収集、MOT及びVCADの組織に関する関連情報の整理を行った。特に、これまで官報にて公表されている法令の中の競争法関連の項目について情報収集を行った。また、市場調査関係では、経済経営研究所（CIEM）、生命保険業界関係者との意見交換等に基づき、関連情報に関する調査・分析を行った。

更に、他のドナーの活動：CUTS（Consumer Unity and Trust Society（インドの組織）、英国・スイスの協力）関連情報の整理、カナダCIDA及びドイツによる協力の関連情報収集を行った。

(2) セミナーの開催準備

VCADとの協議を重ね、主として3月に予定している技術移転及びアドボカシーセミナー活動の日程、会場、プログラム内容、配布資料の準備などの今後必要とされる事項についての検討を行った。

TAセミナーについては、開催日程を3月初旬に確定し、会場については、商業省施設、ホテル及びプレスクラブの会議室の可能性を検討した。また、通訳については、日本語・ベトナム語の同時通訳の可能性を検討し、法律関係の知識を持つ通訳候補者との面談を行った。

アドボカシーセミナーについても、3月初旬での開催で進めることとなった。また、会場については、ハノイ市内のホテルということでVCADサイドと確認した。

3.3 第3次現地調査（2006年1月15日－1月28日）

(1) 基礎調査の継続

市場調査関係では、ベースライン調査対象業界の最近の動きをフォローするとともに、来年度の試行的市場調査における現地再委託候補先のリスト作成、候補先へのプロポーザル提出依頼文書の作成準備を行った。現在、VCADで最終候補先リストを作成中であり、これを受けて、各候補先（3社～5社程度）へプロポーザル提出を依頼することとした。

(2) セミナー等の準備関連活動

1月25日にVCADとの協議を行い、技術移転及びアドボカシーセミナーの準備

備状況に関する確認を行った。

TA セミナーについては、配布資料のベトナム語翻訳が大量（150 ページ）に発生することを踏まえ、VCAD 側での翻訳者手配の準備の必要性、会場の設営、配置、招待状の発送、プレゼンテーション用機材の調達、当日の人員配置などの実施体制などについて打ち合わせを行った。

アドボカシーセミナーについても上記同様の準備打合せを行い、さらにセミナーでの配布を目指して準備中のアドボカシーリーフレットの第一次稿を TA チーム側で準備、説明し、今後の VCAD 側での加筆修正、ベトナム語への翻訳、VCAD 側でのオーソライゼーションなどについて打合せを行った。

3.4 第 4 次現地調査（2006 年 2 月 14 日－3 月 13 日）

(1) 技術移転セミナーの開催

3 月 1 日から 3 日の 3 日間、第一回技術移転セミナーを開催した。（詳細は報告書本文を参照）

(2) アドボカシーセミナーの開催

3 月 8 日に第一回アドボカシーセミナーを開催した。（詳細は報告書本文を参照）

(3) プログレスレポート 1 の作成と提出

3.5 第 5 次現地調査（2006 年 5 月 22 日－6 月 28 日）

(1) VCAD カウンターパートとの打合せ

第 5 次現地調査期間中、合計 14 回に亘りカウンターパートである VCAD との打合せを行った。主な打合せ内容としては、下記の項目があげられる。

- (1) 第 2 年次の活動全般のスケジュールについて
- (2) 第 2 回アドボカシーセミナー開催準備
- (3) 第 2 回技術移転セミナー開催準備
- (4) 試行的市場調査の内容、再委託先の選定
- (5) アドボカシーリーフレットの内容、包括的デザイン、印刷
- (6) VCAD ウェブサイトの開発の内容の検討と再委託先の選定

(2) 試行的市場調査

VCAD との打合せを通じて、市場調査の内容についての詳細について検討し

た。調査内容について、VCAD 側から対象となる 5 事業分野における反競争的行為の可能性についての調査を加えたいといった一部審査業務と混同する関心が示されたが、本件競争法執行にするための客観的市場調査実施の趣旨に鑑み、市場の構造・取引形態の特徴・業界実績を明らかにするためのデータの収集と分析に主力を置くという方針とすることを確認し、実施計画を明らかにした。

調査の再委託先については、外注先候補二社に対して既に提出のあったプロポーザルの内容と実施可能性について確認を行うとともに、数次にわたり VCAD 側との協議を行い、最終的にベトナム商工会議所（VCCI）を再委託先として選定した。

(3) アドボカシーの開催

2006 年 6 月 13 日にホーチミン市において、第 2 回アドボカシーセミナーを開催した。（詳細は報告書本文参照）

(4) アドボカシーリーフレットの作成

第 1 年次に準備した内容に沿って、装丁を含め、より合目的なデザイン案について VCAD チームとの継続協議を重ねることにより、最終的な調整を経てベトナム語版を完成・印刷した。次いで英語版については、若干の改善訂正中であり、7 月中には脱稿・印刷の予定。ベトナム語版リーフレットは 6 月 13 日開催のアドボカシーセミナーで参加者全員に配布した。

(5) VCAD ウェブサイトの開発

ウェブサイト構築作業については、VCAD が関係部局との調整を進め、カテゴリー、サブカテゴリーの選定等サイトの構成を具体化するとともに、再委託先を選定するべく Request for Proposal を VCAD 側からの推薦を含め 5 社に発出し、3 社からの応札があり、最終的な委託先決定をみた。

(6) 技術移転セミナーの開催

2006 年 6 月 19 日より 22 日の 4 日間、ハノイにおいて第 2 回技術移転セミナーを開催した。日本側からは学識者 1 名、公正取引委員会より 2 名がゲストスピーカーとして参加した。参加者は VCAD 及び関係省庁より、初日は 70 名、2 日目以降は VCAD を主として 35 名が参加した。（詳細は報告書本文を参照）

(7) 競争法関連調査

競争法の施行細則・サーキュラー及び VCAD の組織の現状について、最新状況について情報収集を行った。

(8) その他の関連活動

ベトナムの法制度分野で従前より技術協力を行っている JICA 法整備支援チームと、活動の経緯と現状、当地の法的環境やプロジェクト運営上の課題等について情報交換を行い、今後も継続的に情報交換を行っていくこととした。また、ベトナムで法整備支援を実施している他ドナーの関係者⁷との情報交換の会合へ参加し、法整備支援を実施する各国・各機関関係者に対し、JICA の競争法キャパシティビルディング協力を紹介し、ベトナム法整備支援の課題や各国・各機関の取り組みについて情報交換を行った。

また、JICA ベトナム事務所への報告として、第 5 次現地調査開始時（5 月 23 日）、中間時（6 月 6 日）及び帰国前（6 月 23 日）にそれぞれ報告を行った。

3.6 第 6 次現地調査（2006 年 7 月 10 日－7 月 15 日）

(1) アドボカシー活動

ウェブサイトの開発において、初期段階での GUI（グラフィックインターフェース）に係るプレゼンテーションを 12 日に実施し、次回 8 月の α 版及びそれ以降の開発プロセスを具体化することとした。

(2) VCAD との協議

アドボカシー活動、市場調査、TA セミナーに関しても、調整を行った。なお、プログレス 2 をカウンターパートに手交するとともにその確認を要請した。

3.7 第 7 次現地調査（2006 年 8 月 2 日－8 月 10 日）

(1) VCAD との打ち合わせ

第 3 回アドボカシーセミナー、TA セミナーの開催を控え、アドボカシー活動、技術移転セミナー関係について活動の進捗を確認し、今後の具体的活動について協議・調整した。さらに、10 月に予定されるカウンターパート研修（C/P 研修）に関しても参加者 2 名と数次に渡り協議した。

(2) アドボカシー活動

アドボカシー活動に関しては、アドボカシーセミナー（9 月 18 日・於ダナン）開催に向けた準備、ウェブサイト構築作業及びアドボカシーリーフレット関連（越語版に続き、英語版も完成）について、数次に亘り VCAD（及びウェブデ

⁷ EU、UNDP、カナダ、フランスなど

ザイン会社 Time Universal) との打合せを実施した。

ウェブサイト構築作業に関しては、商業省内において関係者 10 名程度を集め、ウェブデザイン会社による α 版のプレゼンテーションを実施した。また、ウェブサイトの構造の決定に向けた VCAD 内での調整を後押しするとともに、今後のスケジュールを確認した。

リーフレット作成については 6 月の越語版に続き、デザインや記載の改善を行ってきた英語版が完成した。また、周知のための付属品の作成についても協議を進めた。

(3) 技術移転セミナー準備

TA チームより、講師を務める JFTC 及び学識経験者との調整の上作成した次回第 3 回セミナープログラム (案) に基づく協議を数次にわたり VCAD 側と行った。

(4) カウンターパート (CP) 研修

参加予定の VCAD スタッフ 2 名と数次に亘り、訪日時期、研修内容に関する要望について、聴取し、日本側 (JICA 及び JFTC) との連絡・調整を行った。

3.8 第 8 次現地調査 (2006 年 8 月 14 日 - 10 月 7 日)

(1) 第 3 回技術移転セミナー開催

9 月 5 日から 8 日の 4 日間、第三回技術移転セミナーを開催した。(詳細は報告書本文を参照) また、第 3 回 TA セミナーのレビュー及び第 4 回 TA セミナーに向けた協議を行った。

(2) 試行的市場調査

7 月 31 日に提出された市場調査インセプションレポートの修正作業 (特に二次データ収集・分析作業) の監督と、面談調査の初動の指導、及び第 3 回 TA セミナーの一部時間をもらって VCAD スタッフに対する試行的市場調査の紹介と進捗報告を行った。

(3) ウェブサイト構築作業

VCAD 内及び商業省内関係部局との調整を進め、サイトの構成を修正・発展させるとともに、再委託先との調整を行った。また、β 版のプレゼンテーションは、次回現地調査 (11 月) にて、引き渡し式と併せ実施すること等を検討した。

ウェブサイトのコンテンツ作成作業については、掲載すべき資料等のとりま

とめを VCAD 内で進めることとなった。また、英訳についても、翻訳の必要となるコンテンツの洗い出しを行い、プライオリティを検討の上、予算の範囲で翻訳をすることで合意した。

(4) アドボカシーリーフレット

ベトナム語・英語にて作成されたアドボカシーリーフレットの形態や使用目的についての調整を行った。VCAD 側での希望を受け、リーフレット等を収納できる A4 版ポケット付きフォルダーを検討することとなった。

(5) アドボカシーセミナー開催

9 月 18 日にダナンにおいて第 3 回アドボカシーセミナーを開催した。(詳細は報告書本文参照)

(6) その他情報収集

JICA 法整備支援チームと、活動の経緯と現状等について情報交換を行った。また、各国・各機関法整備支援関係者との情報交換会に参加した。

(7) ドラフト・ファイナル・レポート作成に向けた協議・調整

VCAD とドラフト・ファイナル・レポートの作成に向けた協議・調整を行った。

3.9 第 9 次現地調査 (2006 年 11 月 21 日 - 12 月 8 日)

(1) 第 4 回技術移転セミナーの開催

11 月 27 日より 29 日までの 3 日間、第 4 回技術移転セミナーを開催した。今回の主たるテーマはカルテル及び談合とし、講師としては、公正取引委員会より 2 名、大学より学識者 1 名が参加した。

(2) ドラフト・ファイナル・レポートに関する説明・協議

12 月 1 日に TA チームが準備した本キャパシティビルディング協力に関するドラフト・ファイナル・レポートに関する説明及び協議が VCAD において行われた。

(3) 試行的市場調査結果の報告

試行的市場調査の調査結果に関する報告会が 12 月 4 日、VCAD の関係者に対し、TA チーム及び再委託先であるベトナム商工会議所によって開催された。

(4) ウェブ開発

VCAD のウェブ開発の完成版の説明会が 12 月 4 日に開催され、VCAD 関係者への周知と今後の活用についての意見交換が行われた。

(5) 最終会合

1 年余りに亘って実施された本プログラムの現地における諸活動を締めくくる機会として、最終会合が VCAD 局長を招いて行われた。

II. 調査及び技術移転活動の結果

II. 調査及び技術移転活動の結果

1. 基礎調査

1.1 ベトナム競争法の執行状況

(1) ベトナム競争法概要

ベトナム競争法の執行機関は、商業省内に設けられた競争管理局(VCAD)及び商業省大臣の推薦によって首相から任命される競争評議会から構成される。VCAD は日本の公正取引委員会の事務総局にあたる機能をもつ。執行機関の機能や組織構成は、ベトナム競争法第 49 条から第 55 条までに規定されている。

競争評議会の組織及び職能、権限範囲に関する 2006 年 1 月 9 日付政令 5 号が公布され、同様に VCAD の組織、職能及び権限に関する 2006 年 1 月 9 日付政令 6 号も公布された。基本的には、ハノイを本部として、中部ダナンと南部ホーチミンに地方事務所が設置するとされており、今後の更なる組織構築の詳細については、商業省大臣が定めていくという内容になっている。また、本調査開始時の 2006 年 11 月の時点においては、競争評議会は設置されていなかったが、2006 年 6 月 12 日に、商業省大臣の推薦により、首相が競争評議会の構成員に関する決定 843/2006/QD-TTg に署名した。

ベトナム競争法に関しては、施行令として現在以下の 5 つの政令 (decree) 及び 1 つの省令 (circular) が公布されている。

- ① マルチ商法にかかわる 2005 年 8 月 24 日付政令 110 号
- ② 競争法特定条文の施行細則として発布された 2005 年 9 月 15 日付政令 116 号
- ③ 競争分野における法令違反に関する具体的な手続きを定める 2005 年 9 月 30 日付政令 120 号
- ④ ベトナム競争評議会の組織、機能、権限範囲を規定する 2006 年 1 月 9 日付政令 5 号
- ⑤ ベトナム競争管理局の組織、機能、権限範囲を規定する 2006 年 1 月 9 日付政令 6 号
- ⑥ マルチ商法に関する細則における数量に係る 2005 年 11 月 8 日付省令 19 号

このうち、⑥は①の下位法にあたる施行細則として発布された。また、VCAD では流通ガイドライン等を起案しようという動きもあり、競争法執行のための法整備が進捗している最中である。なお、上記法令は全て英訳が完了している。

(2) ベトナム競争法執行の組織

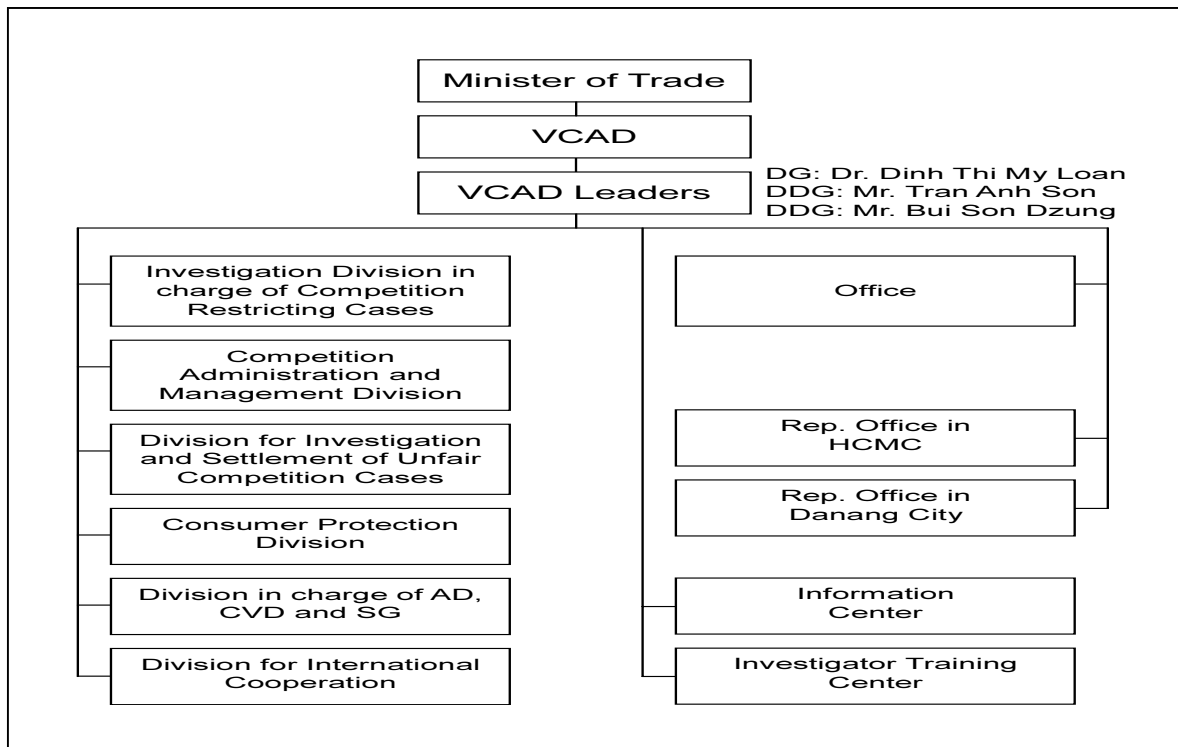
1月9日付けで採択された Decree06/2006/ND-CP では、VCAD の機能、業務、権限に加え組織形態が確定され、これに基づき VCAD 内の組織が再整備された。

大きな特徴としては、これまで VCAD 内は、組織図としては業務別に課に分かれてはいたものの、担当職員は、特定の課の業務に専任されるのではなく、例えば、貿易救済措置と競争法を並行して担当する等、重複した業務を担当していたのに対し、今回の組織再整備では、一応、業務専任制がとられた。競争法の分野では、別途第 51 条に基づき商務大臣より審査官が任命されている（なお、第 52 条の規定により、一部、5 年の実務経験要件に該当しない事務官については、今回、審査課に配属されているが、審査官任命はなかった）。

現在の VCAD の組織図及び専任された主要事務官（2006 年 7 月 1 日現在）は図 2-1-1 に示す組織図のとおりである。また、各部の業務内容は以下のとおりである。

また、新規人材の確保も行われつつあり、2006 年 1 月に 5 名を採用し、定員枠 25 名となった。さらに 2006 年 5 月には 10 名程度の採用活動を行っており、2006 年中に総勢 40 名体制を目指している。

図 2-1-1 VCAD 組織図



出所：VCAD の情報に基づき TA チーム作成

(3) ベトナム競争法の特徴的規定

1) 競争制限的協定

競争に制限的協定に関して、ベトナム競争法では、第 8 条第 1 号～第 8 号の行為類型のうち、第 6 号から第 8 号では例外なく禁止、第 1 号～第 5 号については当事者の合計市場占有率が 30%以上である場合にのみ禁止とする（第 9 条）⁸。そして第 10 条で、ビジネスモデルの合理化や、中小企業の競争促進、また国際競争力への寄与等の場合について適用除外規定を設けている。

ベトナムにおいては、適用除外規定の適用を受けるか否かは、商業大臣の書面による決定を要する（第 25 条第 1 項）。

一方、例えば EU においては、EC 条約第 81 条 1 項で競争制限的協定・協調的行為の規制について禁止しているが、81 条 3 項において商品の生産・販売の改善又は技術的・経済的進歩の促進に役立ち、かつ消費者に対しその結果として生じる利益の公平な分配を行うものについては、一定の条件のもとで適用免除を認めている。

2) 市場支配的地位及び独占的地位の濫用（第 13 条・第 14 条）

企業単独の排他行為規制としての EU 法第 82 条と同趣旨の規定である。日本では私的独占規制（独占禁止法第 3 条前段）がこの類型に属するが、市場支配力を有しない企業による行為であって私的独占規制の対象とされない場合でも「不公正な取引方法」（第 19 条）に該当する場合がある。なお、ベトナム法第 11 条及び第 12 条に市場支配的ないし独占的地位という規定があり、日本の独占禁止法にも不公正な取引方法（昭和 57 年公取委告示第 15 号、以下「一般指定」という。）の第 14 項の「優越的地位の濫用」という規定があるが、個別の取引において相手方との相対的な優越性を規定するものであり、弱い立場にある事業者を保護する役割を果たしていることから異なる趣旨の規定である⁹。

3) 合併の規定

(1) 経済集中規制と適用除外

ベトナム競争法第 18 条は市場シェアが 50%超になる経済集中を原則として禁止し、例外として第 19 条に該当する場合（第 1 項：破綻企業を含む場合、第 2 項：輸出拡大・社会経済発展への貢献ないし技術的発達）又は集中の結果中小企業にとどまる場合を掲げている。第 19 条の例外に該当するか否かについては、

⁸ 一定の行為類型につき一定の市場占有率を要件としているが、これは日本の独占禁止法のように実質的な競争制限を要件としているものと同じではない。但し、アメリカや EU においても価格を支配する程度の市場支配力を要件としていない。

⁹ 『日本の独占禁止法』村上政博、2003 年、商事法務、49 頁、221 頁

第 1 項事由については商業大臣、第 2 項事由については首相の決定が要求されている（第 25 条）。

このうち、破綻企業を含む場合については、Decree No. 116.2005/ND-CP 第 36 条にて破綻企業の内容が規定されている。

他方、社会経済発展等への貢献（第 19 条 2 項）の例外事由に該当するかについては競争以外の政策的裁量を含みうる要件である。たとえば、EU においては、EC 理事会規則 2004 年 139 号第 2 条において合併審査に当たって考慮すべき要素として、消費者の利益となり、そして競争の障害とならない技術進歩と経済発展等を挙げている。

4) 不公正な競争行為（第 39 条～第 48 条）

ベトナム競争法における不公正な競争行為は、日本独占禁止法の不公正な取引方法と不正競争防止法で規制される行為を含むため、日本の事例に基づく検討を行う場合にはベトナム競争法と日本独占禁止法との概念整理が必要となる（参照、付属資料 B-8、Comparative Chart of Competitions Laws Vietnam/Jpn）。

1.2 人材育成とドナーの協力

(1) VCAD における人材育成

VCAD は設立されて間もない組織¹⁰であり、組織規定が 2006 年 1 月に制定されたばかりであり、これまで独自の人材育成活動を行っていない。同組織規定によると、「審査研修センター」が設置されることになっているが、現時点ではまだ発足していない。しかし、これまで複数の外国援助機関（ドナー）が競争法分野の知識と能力の向上を目的とした人材育成事業を実施しており、ほとんどの VCAD スタッフは何らかのかたちで研修プログラムに参加している。

JICA による独占禁止法分野の集団研修事業へは、これまで 4 名の VCAD スタッフが参加しており、2005 年 8 月に開催された独占禁止法研修に VCAD のスタッフが 1 名参加している。この研修は合計 1 ヶ月の期間で、研修内容には公正取引委員会への訪問、大阪での講義を中心とした日本の独占禁止法に関連した研修であった。VCAD では、今後も JICA はじめ外国援助機関による人材育成事業に期待を寄せている。

また、2006 年 10 月には VCAD のスタッフ 2 名が本調査のカウンターパート（CP）研修に参加し、公正取引委員会にて研修を受け、さらに公正取引委員会の地方事務所（札幌）も訪問した。

¹⁰ Government Decree No.29/2004/ ND-CP. Jan 16,2004 “Organization of Ministry of Trade”

(2) 他ドナーの協力

1) CUTS (インド、スイス、英国の協力プロジェクト)

CUTS (Consumer Unity and Trust Society) はジャイプールに本部を置くインドの NGO 組織で、1983 年に農村開発を目的に設立されたが、現在では、消費者保護、国際貿易投資、経済法制度 (競争法、投資法など)、人材育成などをテーマにインド国内のみならず、アジア及びアフリカにおける活動を展開している。組織は個人・機関合わせて約 1,500 の会員と約 100 名の職員、300 名のボランティアから構成されている。CUTS はそのビジョンとして「国内及び国際社会における消費者の権利と社会的公正と公平」を掲げており、競争法に関しても消費者保護的観点からの啓蒙活動を展開している。CUTS はインド政府 (商工省、食糧・消費者省) との関係のみならず、UNCTAD、WTO、OECD、世銀などの国際機関との関係においてもその活動は認知され、英国(DFID)、スウェーデン(SIDA)、ノルウェー (NADC)、Oxfam などからその活動への協力を受けている¹¹。

CUTS のホームページによると、テーマごとに 8 箇所のセンターが設置され活動を展開している。このうち C-CIER は 2003 年にインド・ジャイプールに設立され、経済法制度関係を専門とし、競争法関係の活動を担当している。

“7Up2”プロジェクト

現在、ベトナムの競争法関係で活発に活動しているプロジェクトとして、“Advocacy and Capacity Building on Competition Policy and Law in the Asia” (7Up2)がある。これは CUTS の C-CIER がインド政府 (State Secretariat for Economic Affairs)、スイスの Swiss Competition Commission (COMCO)、英国の Department for International Development (DFID)の支援を受けて実施している 2 年間のプロジェクトで、東南アジアではベトナム以外にラオスとカンボジア、南アジアではバングラデシュ、ネパールとインドを対象に競争政策と競争法に関する理解促進活動を展開している。本プロジェクトのベトナムでのカウンターパートは、Central Institute for Economic Management (CIEM)及び Vietnam Standard and Consumer Association (VINASTAS)¹²の 2 機関である。

7Up2 プロジェクトの東南アジアの 3 カ国を対象としたプログラムは 2004 年 4 月にスタートした。本プロジェクトのアドバイザー・コミッティーには、ドナー側からスイスの COMCO、英国 DFID の代表者、国際機関からは UNESCAP、ASEAN 事務局、さらに域内の専門機関としてタイの TDRI、ベトナム MPI など

¹¹ www.cuts-international.org

¹² VINASTAS は、政府の承認によって設立された消費財のラベル記載標準の策定および、記載内容の市場におけるチェックを担う機関である。VINASTAS によって策定されたラベリング基準は、VINASTAS が統括する全国消費者組織によって各人民委員会ごとに指定された消費者によって定期的な市場チェックを受けることになっている。

からの専門家で構成されている。

セミナー活動

これまでところ、下記の4テーマについてのセミナーが7Up2プロジェクトによって開催されている。これらのうち、第2回から第4回はキャパシティブルディング的な研修プログラムであるが、第1回目は2004年競争法の実施細則(Decree)のドラフトに関する意見交換の場となっている。いずれのセミナーにおいてもVCADは共催あるいは協力参加している。

-
- 1) Seminar Inviting Comments on the Draft Decree Setting forth Detailed Regulations for Implementing the Competition Law 2004 in Vietnam (April 25-26, 2005)

主催：CUTS International 及び VCAD

参加者：90名（ベトナム国内の企業（国営、民間）、業界団体、法律事務所、大学、メディア及び研究関係者）

- 2) Training Workshop on M&As Evaluation Skill for Competition Authority Officials (August 13-14, 2005, Hai Phong)

主催：CUTS International 及び VCAD

参加者：32名（VCAD13名、商業省他局5名、他省庁8名、大学関係者3名、中央銀行1名、統計局1名、ハイフォン市1名）

- 3) Raising Consumers Awareness on Competition Policy and Law in Vietnam (August 22-23, 2005, Thanh Hoa)

主催：CUTS International 及び VINASTAS (Vietnam Standard and Consumers Association)

参加者：30名（VINASTAS 地方組織24名、VINASTAS 本部4名、VCAD2名）

内容：1) 反競争的取引、不公正な取引と消費者利益、2) ベトナム競争法(2004)及び関係規制と執行機関、3) ベトナムにおける消費者利益保護及び競争促進上の消費者保護団体における提訴権、4) 消費者救済、5) 消費者に対する情報適用及び啓発

- 4) Raising Consumers Awareness on Competition Policy and Law in Vietnam (October 13-14, 2005, Vun Tau)

主催：CUTS International 及び VINASTAS (Vietnam Standard and Consumers Association)

参加者：69名（地方政府貿易観光局16名、地方消費者保護組織32名、VINASTAS 8名、報道関係10名、VCAD2名、その他3名）

内容：1) ベトナムにおける競争法及び競争政策、2) 競争関係訴訟、3) 競争法及び競争政策の履行及び推進における消費者及び消費者団体の役割、4) 消費者からの苦情処理、競争法履行への積極的貢献、5) 消費者に対する情報提供及び啓発、6) ベトナムにおける消費者行動、7) 地域における消費者行動における事業団体地域事務所の役割

ベトナムに関するレポート

7Up2プロジェクトでは、対象各国の競争政策と消費者保護政策及び市場の現状に関する報告書をまとめており、ベトナムに関する現状報告書の第一ドラフト（Vietnam Country Advocacy Document、32pages¹³）が2005年8月にまとめら

¹³ ウェブサイト（www.cuts-international.org）参照

れている。同報告書では、ベトナムの市場における競争環境及び競争法及び消費者保護に関する法制度の現状についての整理がなされている。

2) CIDA (カナダ)

カナダの CIDA は、競争法草案策定支援に関して、立法手法 (LND: Legal Normative Document) の観点から支援を行ってきたが、この協力は 2004 年中頃に終了している。カナダの援助方針は、特定の省庁と包括的な支援約束を行い、その時々で出てくるニーズについて本国から専門家を呼ぶという協力を行っている。競争法案起草に関しては、国会の常任委員会向けの支援を行ってきた PIAP (政策執行支援プロジェクト) の特別ファンドを使い、商業省を中心として起草関係者全員に対してキャパシティビルディングを行った。併せてキャパビルの観点からは、市場経済体制と市場経済における法の重要性についての理解の促進を図った。競争法起草支援は、カナダが WTO 加盟支援を行っていることから、その一部として PIAP の予算で実施した。

3) InWEnt (ドイツ)

Capacity Building International Germany (InWEnt) は 2002 年にこれまで国際技術協力を行ってきた 2 つの組織¹⁴が合併してできた組織で、主としてドイツ政府 (Federal ministry of Economic Cooperation and Development) からの委託により、発展途上国及び東欧諸国への技術協力活動を実施している¹⁵。予算規模は年間約 1 億 3 千万ユーロ、研修参加者は途上国から年間 35,000 人の規模となっている。

InWEnt はベトナム商業省との協力により競争法に関するセミナーを実施した。開催は 2005 年 12 月 5 日から 9 日までの期間、ハノイとホーチミン市において各 2 日間のプログラムで実施した。概要は下記のとおり。

タイトル：グローバリゼーション時代における競争法及び政策
主 催：商業省・InWEnt 共催
期 間：2005 年 12 月 8～13 日
場 所：ハノイ (12 月 8～9 日)、ホーチミン 12 月 12～13 日)
参加機関：商業省競争当局関係者及び競争法関係職員、関係省庁、関係団体、学術機関
参加者数：各約 100 名
内 容：1) 競争法の意義
2) 市場の画定
3) 競争法の適用対象となる規制分野
4) 調査権限と現実的課題
5) 調査における実務的技術
6) 途上国における競争法履行の課題

¹⁴ Carl Duisberg Gesellschaft e.V.および German Foundation for International Development

¹⁵ www.inwent.org

4) ベトナム商工会議所 (VCCI)

上記の他、ベトナム商工会議所 (VCCI) では、地方事務所なども含め、地域の企業及び地方政府職員に対する競争法の普及啓発活動を独自に展開している。2005年7月28日には、VCCI ダナン事務所主催によりクイ・ノン市にて、ビン・ディン県の企業幹部と地方政府職員等約60名に対して、競争法及びアンチダンピング措置に関するワークショップが開催されている。同様のワークショップは、同29日にはダナン市でも開催された。

1.3 ベトナム国内産業の現状

(1) ベトナム産業の概況

業種別に GDP 及び雇用の構成を見れば、鉱業・製造業が目覚ましい伸びを示しており、GDP の構成比は 1994 年の 22.0% から 2004 年には 34.4% まで上昇している。また、建設業セクターは、アジア金融危機を契機に外国直接投資が落ち込み成長率がマイナスになったものの、1990 年代、高い成長率を実現している。一方、経済自由化の下、サービスセクターの構成比は 1990 年代半ばまで伸びていたが、その後、成長率は緩やかな下降傾向にある。

表 2-1-2 業種別 GDP 及び雇用

経済活動分野別 GDP (単位: %)

	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004
農業、林業、漁業	28.7	27.2	27.8	25.8	25.8	25.4	24.5	23.2	23.0	22.5	21.8
鉱業、水産業、製造業、電気・ガス・水道	22.0	21.9	23.2	25.5	26.7	29.1	31.4	32.3	32.7	33.4	33.8
建設	7.6	6.9	6.5	6.5	5.8	5.4	5.4	5.9	5.9	6.0	6.3
卸売業、小売業、ホテル業、飲食業	13.6	20.1	19.4	19.2	18.9	18.2	17.5	17.3	17.3	16.6	16.8
運送業、倉庫業、通信業	4.1	4.0	3.8	4.0	3.9	3.9	3.9	4.0	3.9	4.0	4.3
金融業	2.0	2.0	1.9	1.7	1.9	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	0.6
その他	22.0	17.9	17.4	17.3	16.1	15.5	15.5	15.5	15.4	15.6	16.4
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

出所: 統計総局[2005年]、「2004年度版統計年鑑」他

経済活動分野別 GDP 成長率 (単位: %)

	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004
農業、林業、漁業	3.9	5.1	4.4	4.3	3.5	5.2	4.6	3.0	4.2	3.6	3.5
鉱業、水産業、製造業、電気・ガス・水道	12.9	14.0	13.9	13.1	11.3	9.3	10.8	9.7	9.2	10.4	10.5
建設	19.4	13.7	16.1	11.3	-0.5	2.4	7.5	12.8	10.6	10.6	9.0
卸売業、小売業、ホテル業、飲食業	9.0	11.2	9.8	6.9	4.4	2.1	5.9	7.0	7.2	6.6	8.2
運送業、倉庫業、通信業	7.0	11.0	7.4	8.9	3.9	6.3	5.8	6.6	7.1	5.5	8.1
金融業	22.8	27.6	11.4	4.3	5.8	10.0	6.1	6.3	7.0	8.0	8.1
その他	10.3	8.9	7.6	7.3	6.0	0.6	4.4	4.9	5.5	6.4	6.3
計	8.8	9.5	8.2	9.3	5.8	4.8	6.8	6.9	7.1	7.3	7.7

出所: 統計総局[2005年]、「2004年度版統計年鑑」他

経済活動分野別雇用 (単位: %)

	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004
農業、林業、漁業	72.3	72.3	70.7	70.1	69.5	68.9	68.2	67.2	61.1	58.4	N/A
鉱業、水産業、製造業、電気・ガス・水道	10.8	11.2	8.9	9.0	9.1	9.2	9.3	9.4	15.0	17.0	N/A
建設	3.2	2.7	2.4	2.5	2.5	2.5	2.6	2.8			N/A
卸売業、小売業、ホテル業、飲食業	4.3	5.6	6.1	6.4	6.7	7.1	7.4	7.7	23.8	24.7	N/A
運送業、倉庫業、通信業	1.8	1.7	2.3	2.4	2.4	2.5	2.5	2.7			N/A
金融業	0.3	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2			N/A
その他	7.4	6.3	9.3	9.4	9.6	9.6	9.8	9.9			N/A
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

出所: 統計総局[2005年]「2004年度版統計年鑑」、労働省[2004年]「1996年-2003年ベトナムにおける労働・雇用」

近年、ベトナムの発展は目覚ましい進展を遂げている、1990 年代を通じ、経

済規模は倍増し貧困状況は半減した。ドイモイ政策の導入前は、ベトナムでは国営企業と協同組合という二つの企業形態しか存在しなかったが、近年のベトナムの顕著な成長は、外国直接投資とインフォーマル経済の規模の著しい拡大によるものである¹⁶。

民間セクターの成長はベトナム経済のダイナミズムを堅持する上で、また、開発目標を達成させる上での鍵となっている。しかしながら、ベトナム国内の民間セクターの規模はまだ小さい。2004年時点では製造業の生産の20%を占めるにとどまっている。一方、外国投資は増加しつつあり、2004年の工業生産におけるシェアは43%に達しており、今後も増加が見込まれる。国内の民間及び外国投資を民間セクターと位置づければ、国営公営企業の相対的なシェアは漸減傾向にあり、2004年には27%にまで下がっている¹⁷。

表 2-1-3 所有形態別工業生産と成長率

	(%)				
	2000	20001	2002	2003	2004
国営・公営企業	34.2	31.5	31.5	29.4	27.4
国内民間企業・組合	24.5	27.0	27.0	27.5	29.0
外国投資企業	41.3	41.5	41.5	43.1	43.6
生産額(VD bill)	198,326	227,342	261,092	305,080	355,624
成長率	17.5	14.6	14.8	16.8	16.6

出典: Statistical Yearbook of Vietnam 2005, 統計総局

注: 生産額は1994年価格

統計総局の統計¹⁸に拠れば、2004年時点でベトナムには91,755社の様々な所有形態の企業が存在している。その殆どは、製造業というより、商業・貿易分野で活動している新設の民間中小企業である。また、一社あたりの規模で見ても相対的に規模は小さい。国営企業の規模との比較では外資系及び企業及び公的資本の入っている合資会社 (Joint stock company) が競争しうる位置づけにあるといえる。

¹⁶ GDPの半分は統計に表れないとよく指摘される場所である。

¹⁷ 国営企業セクターは依然として225万人の雇用を創出しており、余剰人員を支える受け皿となっている。

¹⁸ 統計総局、『2004年度版統計年鑑』(2005)

表 2-1-4 所有形態別企業統計 (2004 年)

	企業数		雇用数		資本		売上	
	企業数	%	雇用数	%	(10億ﾄﾝ)	%	(10億ﾄﾝ)	%
国営企業	4,596	5.0%	2,249,902	39.0%	1,128,483	57.4%	708,045	41.2%
中央政府	1,967	2.1%	1,517,391	26.3%	968,447	49.3%	532,381	31.0%
地方政府	2,629	2.9%	732,511	12.7%	160,036	8.1%	175,664	10.2%
非国営企業	84,003	91.6%	2,475,448	42.9%	422,892	21.5%	637,371	37.1%
共同組合	5,349	5.8%	157,831	2.7%	12,771	0.6%	11,560	0.7%
民間企業	29,980	32.7%	431,912	7.5%	43,222	2.2%	135,715	7.9%
集団名義	21	0.0%	445	0.0%	124	0.0%	40	0.0%
有限会社	40,918	44.6%	1,393,713	24.2%	204,534	10.4%	354,641	20.6%
合資会社(公的資本あり)	815	0.9%	184,050	3.2%	76,992	3.9%	62,688	3.6%
合資会社(公的資本なし)	6,920	7.5%	307,497	5.3%	85,249	4.3%	72,727	4.2%
外資企業	3,156	3.4%	1,044,851	18.1%	414,789	21.1%	373,985	21.8%
外資100%	2,335	2.5%	865,175	15.0%	217,653	11.1%	184,711	10.7%
合併企業	821	0.9%	179,676	3.1%	197,136	10.0%	189,274	11.0%
合計	91,755		5,770,201		1,966,164		1,719,401	

出所) Statistical Yearbook of Vietnam 2005, 統計総局

	企業数	一社あたり雇用数	一社あたり資本 (10億ﾄﾝ)	一社あたり売上 (10億ﾄﾝ)
国営企業	4,596	489.5	245.5	154.1
中央政府	1,967	771.4	492.3	270.7
地方政府	2,629	278.6	60.9	66.8
非国営企業	84,003	29.5	5.0	7.6
共同組合	5,349	29.5	2.4	2.2
民間企業	29,980	14.4	1.4	4.5
集団名義	21	21.2	5.9	1.9
有限会社	40,918	34.1	5.0	8.7
合資会社(公的資本あり)	815	225.8	94.5	76.9
合資会社(公的資本なし)	6,920	44.4	12.3	10.5
外資企業	3,156	331.1	131.4	118.5
外資100%	2,335	370.5	93.2	79.1
合併企業	821	218.9	240.1	230.5
合計	91,755	62.9	21.4	18.7

出所) Statistical Yearbook of Vietnam 2005, 統計総局

1990年代初期、ベトナム政府は国営企業改革プログラムを開始し、国営企業の社数を12,000社から、5年間で半減させ、2004年統計では中央及び地方政府所有企業の合計は4,596社と報告されている。それにもかかわらず、ベトナムのビジネス分野においては、国営企業の立場は依然として優遇されている。特に多くの産業分野において設立されている総公社¹⁹は傘下に複数の国営企業を抱え、特定の市場において大きな影響力を維持している。下表のとおり、セメント、石油製品、鉄鋼、砂糖、肥料、米、通信、航空、金融サービス、輸入業、卸売業などの伝統的「戦略」セクターにおいて総公社は大きな影響力を有している。

¹⁹ State General Corporations (SGCs)、1994年の首相決定 No.90 および No.91 に基づいて設立されている。日本の持ち株会社に相当し、傘下に複数の国営企業を抱える。

表 2-1-5 ベトナムの戦略産業における総会社の市場シェア

産業	市場シェア (%)
鉱業、水産業	
石炭	97
石油、ガス	100
公益サービス	
電気	98
水道	100
鉄道（貨物、旅客）	100
航空機（貨物、旅客）	90
携帯電話	95
固定電話	95.5
インターネットサービス	49
商業銀行（4 国営商業銀行）	70-80
損害保険	52
生命保険	40
製造業	
化学肥料	90
基礎化学薬品	99
紙	70
ゴム	69
セメント	55
鉄鋼	52
プラスチック	23
タバコ	55

出所: 7Up2 Project [2005. 8], “Advocacy and Capacity Building on Competition Policy and Law in Asia: Vietnam Country Advocacy Document”.

上述の国営企業による伝統的産業におけるプレゼンスの大きさはあるものの、外国投資企業は確実なペースで増加し、その活動の幅を広げており、産業資本の蓄積の重要な担い手となりつつある。2006 年上半期の外国直接投資（FDI）の動向を見ると、香港、韓国、米国、日本が上位 4 カ国で全体の 80%を占めており、FDI 認可件数は 339 件、認可額は前年同期に比べ 21%増の 2.6 億米ドルとなった²⁰。主要案件には、半導体（香港）、都市開発（韓国）、リゾート開発（米国）、電子（日本）などであり、特に日本からの投資は中国リスクの分散という意味から注目度が増しており、2006 年 11 月の APEC 会合時には、多数の日本企業代表者が経団連ミッションとして訪問した。

更に、2006 年末あるいは 2007 年には WTO への加盟が実現する見通しである

²⁰ (財) 国際金融情報センター (JCIF)

ことから、今後、対外貿易と外国投資の環境の改善が図られ、外国企業の活動規模も拡大することが見込まれ、ベトナムの市場も自由競争の時代に入ろうとしている。

(2) ビジネスセクターにおける自由化と反競争的行為

2005年12月、二つの重要なビジネス関連法令が国会を通過した。まず、統一企業法は、所有形態に関わらず異なる法的形態の企業のための共通の法的枠組みを提供するものである。一方、共通投資法は、国内投資促進法と外国投資法に代わるもので、ベトナムにおける投資に関し共通の法的枠組みを創出しようとするものである。同法は多くの規制を排除し、外国投資家に対して、国内企業がすでに享受していると同様の機会を与えるものである。

法的枠組みの整備の進捗にも関わらず、ホーチミン、ダナン、ハノイでの現地調査によれば、ベトナムのビジネスセクターにおいて、依然として多様な不公正取引・反競争的プラクティスが認められる。

固定価格その他のカルテル

いくつかのビジネスでカルテルが行われていると指摘される。最もシンプルな形態としては、複数またはすべての顧客に対する価格を取り決めるものである。ホーチミン市のタクシー会社の価格協定や銀行の貸出・預金金利設定にかかる協定が典型的な価格固定の例である。

入札談合

入札談合の慣行、特に、建設業者や納入業者のように契約を請け負う際に価格決定される業界において、広範に広がっている。例えば、ヴァン・ラムソン・ハイ第二道路の建設案件における入札過程では4社の参加があり、カンパニー98社が落札した。ところが、後日、4社はすべて一体、つまり、他3社は競争状態を演出するためにカンパニー98社が依頼して入札参加したものであることが判明した。これらの「幽霊」会社は入札予定価格よりも高めの価格で入札し、あらかじめ負けることを判っていたもので、それによりカンパニー98社が落札した。こうした事前の取り決めにより、カンパニー98社は、入札予定価格1,560,900,141ドンに対して、141ドン低い1,560,900,000で入札した²¹。

寡占状態の濫用

独占企業はその市場支配力を濫用し略奪的な行動に出るという強い誘惑にか

²¹ 出所: 7Up2 Project [2005.8], “Advocacy and Capacity Building on Competition Policy and Law in Asia: Vietnam Country Advocacy Document”.

られる。これは、時に不公正な経済レントを獲得するために行われ、また、独占的な地位を維持するために行われる。

一般的な垂直的協定の多くは、拘束的販売や排他条件付取引を含んでいる。拘束的販売は多くのバイク販売店において発生している。排他的取引としては、Vietnam's Beer Factory と Cay Dua レストランとの間の契約事例がある²²。

構造的な不公正取引としては、支配的・独占的地位の濫用、違法な独占維持行為、市場における競争を制限する企業結合等がある。市場集中度の高い、あるいは寡占的な市場構造は、効果的な競争に直面しない企業が、高い価格設定で低品質の製品作りをすることを誘発する。したがって、目に見える選択肢を持たない消費者は、反競争的行為により不当に搾取されることになる。また別のベトナム市場における構造的な不公正取引としては、最近、薬品会社で行われているような、排他的供給ルート、あるいは、価格を上げるための単独の代理店契約がある。

ベトナムの独占的地位の濫用には他にもあり、例えば、差別対価²³及び不当対価²⁴に関する事例も見られる。

²² Cay Dua ケース： 契約により、レストランのオーナーが Vietnam's Beer Factory から排他的な販売契約、販売促進、広告、タイガービール・ハイネケン・Bivina のみを販売することを取り決めさせられた。これにより、新規事業者である Tan Hiep Phat 社の Laser ビールが小売市場において事前に締め出された。

²³ これは、商品または役務の製造業者／供給者が取引先により差別的な対価を設定するものである。こうした差別対価は、異なる購入者や購入者のクラスにより、または、それら異なる購入者に対する値引き、手数料、割当、リベートを認めることにより、対価を固定、あるいは異なる価格を設定することを通じて、なされる。

²⁴ これは、競合相手を市場から締め出すことを意図して、商品または役務をその供給に要する費用を下回る対価で設定するものである。例えば、Beverage Coca-Cola 社や the International Beverage Company 社は、その優先的な地位を濫用して、市場から小規模な競合先を締め出すことを目的に製品価格を下げた。携帯電話サービス市場の Viettel によって最近行われた厳しい価格引き下げや販促の策略は、不当対価のケースとして専門家により議論された。

2. 試行的市場調査

2.1 市場調査の枠組み

第1年次及び第2年次の活動

第1年次は試行的市場調査の準備段階として、予備的市場調査が実施され、また試行的市場調査の大枠についてVCAD側と合意し、再委託先のショートリストニングと公示までが行われた。予備的市場調査では、VCADが競争法との関連で検討の必要がある、とされている8事業分野について、VCADからのヒアリング、企業及び団体へのインタビュー、ニュースメディア、ウェブサイトなどからの情報収集を行った。その情報の基づき競争状態を分析した結果、5事業分野（ビール、炭酸飲料（後述のとおり「ソフトドリンク」として扱うことに）、牛乳・乳製品、医薬品、保険）を調査対象分野として選定し、これら事業分野についてVCAD側も合意した。なお、市場調査の方法論については、第1回技術移転セミナーにおいて日本のJFTCによる市場調査手法の紹介がなされ、VCADサイドでは高い関心が示された。

第2年次は、予備的市場調査の結果を活用しつつ、再委託先として選定されたベトナム商工会議所（VCCI）を通じて実際に市場調査を試行的に実施し、その結果を、選定された5事業分野の調査報告書としてまとめた。2006年9月のTAセミナー、及び2006年12月の市場調査報告会において、それぞれ経過報告、結果報告を行なった。将来的には、アドボカシー活動の一環として本調査で開発するウェブサイト上での掲載も想定する。

調査目的

本開発調査における試行的市場調査の調査目的は、「選定された事業分野においてベトナム競争当局の基礎資料となる情報を提供することと、今後当局として市場調査を独自に展開していく上での能力向上」であり、特に不完全なデータを前提とした情報整備のロードマップ提示を目指した。すなわち、国家・企業データの整備・公示の進んでおらず、かつベトナム競争当局も本来必要とされる定期的市場モニタリングを実施していく体制から程遠いスタートアップ期²⁵という状況で、どの情報源・調査手法から現状でどれだけの関連データを集めることができ、不備な情報を将来どのように整備していくかを明らかにすることである。

なお、本調査における試行的市場調査は競争当局の審査段階の調査ではなく、

²⁵ 途上国の競争当局は比較的歴史が浅く、人員規模も数十人から百数十人といった小規模で、独立した経済調査担当部署を持っていないのが通常である。

あくまでもその前段階として当局に基礎的情報を提供するものである。

調査対象

調査対象については、1) ビール、2) ソフトドリンク、3) 牛乳・乳製品、4) 医薬品、5) 保険の5事業分野に絞って調査を進めた。これらはベトナムにおいても比較的寡占度が高く、国際的にも寡占化が進み多国籍企業が新興市場に進出を強めている業種であること、また上記のとおり競争法との関連で検討の必要があるとされる産業の中から選ばれていることから、試行的市場調査の対象としては適切であったと考えられる。

なお、第1年次の予備的市場調査において「炭酸飲料」とされていたものを、「ソフトドリンク」として扱うことにした。その理由はSSNIPテスト²⁶の考え方に従えば炭酸飲料の価格が上がった場合に容易に代替商品となる非炭酸系清涼飲料水は競争法的には同一市場と考えられること、及びベトナムの標準産業分類（Vietnam Standard Industry Classification: VSIC²⁷）では炭酸飲料という区分が無く非炭酸系清涼飲料水を併せたソフトドリンクという分類しかないことによる²⁸。

なお、上述のとおり本調査における試行的市場調査は競争当局の審査段階の調査ではなく、あくまでもその前段階として当局に基礎的情報を提供するものであり、その趣旨からSSNIPテストを用いた明確な市場確定は要求されないため、対象となる5事業分野についてはプログレスレポート1でも示されたVSIC分類による生産と流通における分類を用い、それぞれの主要企業における垂直統合・水平統合状況までを記述することをもって、競争当局が必要なときに市場確定作業を進める際の基礎資料としての役を果たすこととする。

調査項目

市場調査の調査項目の整備は、それ自体重要なキャパシティビルディングのプロセスであった。再委託先への公示の段階で想定されていた調査内容は、定量データの面では公的統計が不備な上に企業財務情報の開示がほとんど行われ

²⁶ SSNIP（small but significant and non-transitory increase in price：小幅ではあるが有意かつ一時的ではない価格引き上げ）テストは、欧米で採用されている市場確定の基準。ある独占企業を想定し、当該企業が小幅ながら有意かつ一時的ではない値上げ（例えば5%引き上げた価格を1年間維持する）を行った場合における顧客の隣接商品への乗換えに着目し、もはや隣接商品への乗換えが行われなくなった地理的範囲と商品群をもって関連市場を確定するもの。

²⁷ VSICは国際標準産業分類（ISIC）よりも下位分類が整備されておらず、現在準備されているJICAの統計整備案件ではこの点での強化が行われる予定である。VSICの精緻化は、本競争法案件の将来の成果にも好影響を与えるものと考えられる。

²⁸ この判断については、後の教訓の項で再度取り上げる。

ていないベトナムにおいて入手可能性に疑問があった。また、VCAD 側の市場調査へのニーズについても、初めての市場調査ということもあり、統計が無い中で「特定産業の無数にある全企業について調査する」、審査の調査でないにもかかわらず「競争法に抵触する恐れのある情報を当局と同じ視点で発掘する」など過剰な期待があり、調査内容を整理する必要があることが明確になってきた。そこで、TA チームメンバーに加えてタイの競争法案件時の市場調査担当者と論理構成について意見交換し、追加的文献調査を行って、調査内容の構造化・精緻化を図った。

その結果作成された調査細目（Box 2-2-1：List of Research Items）は、競争法にかかる市場調査として標準的項目と近年の着目点を含み、日本の公正取引委員会の市場調査例を参考に細目を書き込んだものとなった。以下のとおり調査枠組の論理的構造が明確になったことで、VCAD 側の理解と支持が得られた。調査枠組みについては 2006 年 9 月の TA セミナーにおいても 1 セッションを使ってプレゼンテーションを行い、競争当局の行うべき市場調査についてイメージのなかった若手スタッフを中心に理解を深めることが出来た。

「競争法にかかる市場調査として標準的項目」とは、市場構造（market structure）－市場行動（market conduct²⁹）－市場成果（market performance）であり、第 1 年次に準備した調査項目・質問票（案）をこの S-C-P（structure-conduct-performance）分析に従って並べ替え加筆修正した。中でも通常の市場調査には含まれず競争法に関連する市場調査において特徴的なのが、市場行動である。ここでは価格と利幅の動向に加え、非価格行動として販売促進活動、多角化、外国資本との関係などを見ていくことになる（3.3 Anticompetitive practice については後述）。

導入部分は公正取引委員会の市場調査報告書³⁰を参考に、「商品特性（product feature）」とし、自然独占につながりやすい商品特性についての重要質問を盛り込んだ。「近年の着目点」として「競争に影響する制度要因」（institutional factors affecting competition）を取り上げたのは、業界の自主規制を含むさまざまな規制が競争に影響を与えることが途上国の競争法執行において重視されており、これは途上国のビジネス環境規制の自由化という大きな流れとも一致し、さらに移行経済国としてベトナムは市場機能に影響を及ぼす規制が途上国の中でも多い部類に属すると考えられるからである。参入規制・価格規制以外に、品質規制、安全規制、環境規制、税務規制などさまざまな規制分野を調査対象とする

²⁹ Conduct はしばしば Behavior ともいう。

³⁰ 「高度寡占産業における競争の実態」経済調査研究会報告書、公正取引委員会事務局編、平成 14 年。

に当たっては、世界銀行の競争法に関する議論を参考にした³¹。

Box 2-2-1 List of Research Items for Market Survey

- 1 Product Features
 - 1.1 Type of Industry (e.g., VSIC classification)
 - 1.2 Type and feature of goods and/or services
 - Key Q.) Easy to differentiate goods/services? (i.e., price becomes more important in undifferentiated product market)
 - Key Q.) Does the product/service tend to have local advantage of small geographic boundary? (i.e., leads to localized monopolies)
 - Key Q.) Is substantial upfront investment required? (i.e., natural entry barrier)
 - Key Q.) Does production/distribution require substantial use of infrastructure services? (e.g., substantial consumption of electricity, water, gas could limit the location choice, creating entry barriers)
- 2 Market Structure
 - 2.1 Overview of the Market
 - 2.1.1 Generic subsector map (i.e., chart of all players from raw material to distribution to the final market along the value chain)Market size and trend
 - 2.1.2 Historical origin and development of the subsector
 - 2.1.3 Latest production and shipment figures and longitudinal data (of past 10 years)
 - 2.1.4 Latest import and export figures and longitudinal data (of past 10 years)
 - 2.2 Data on market entry and exit (of past 10 years)
 - 2.3 Level of concentration (best-effort basis, may use estimation or be descriptive if data are not available)
 - 2.3.1 CR3³²-CR5 in terms of production and/or shipment (of past 10 years)
 - 2.3.2 Production concentration in terms of HHI (of past 10 years)
 - 2.4 Production features (compare among big players as well as between big and small players)
 - 2.4.1 Sourcing of materials and parts
 - 2.4.2 Technologies of production
 - 2.4.3 Size of production units (e.g., factory size)
 - 2.4.4 Location of production units
 - 2.4.5 Level of differentiation
 - 2.5 Distribution features (of each distinct distribution channel)
 - 2.5.1 Structure of distribution and distinct features
 - 2.5.2 Relationship between producers and distributors
- 3 Market Behavior
 - 3.1 Price behavior (of past 10 years)
 - 3.1.1 Level and movement of wholesale price
 - 3.1.2 Level and movement of profit margin (of whole industry)
 - Key Q.) How price is determined at production, wholesale and retail level?
 - Key Q.) Is there simultaneous price movement?
 - 3.2 Non-price behavior
 - 3.2.1 Sales promotion activities
 - Key Q.) What are types of sales promotion activities and recent trend?
 - 3.2.2 Diversification (compare among big players as well as between big and small players)

³¹ World Bank (2002) “Chapter 7. Competition,” World Development Report 2002.

³² CR3 : 「三社集中度」 上位 3 社の市場シェア(%)の合計、同様に CR5 は五社集中度。

- 3.2.2.1 List of other product lines
 - 3.2.2.2 Percentage of each product line in terms of sales
 - 3.2.2.3 Diversification strategy of major firms
 - Key Q.) What are reasons of (different levels of) diversification of firms?
 - 3.2.3 Foreign capital
 - 3.2.3.1 Business of foreign firm subsidiaries
 - 3.2.3.2 Equity participation to domestic firms
 - 3.2.3.3 Association/affiliation between foreign firms and domestic firms
 - Manufacturing license
 - Sales contract
 - Others
 - 3.3 Anticompetitive practices (describe if dubious)
 - Key Q.) Is there any indication of the following? If so, describe as “according to news of ...” or “reportedly.”
 - 3.3.1 Competition restriction acts
 - Competition restriction agreements (see detailed list in p.7 of leaflet)
 - Dominant position on the market (see detailed list in p.12 of leaflet)
 - Monopoly position (see detailed list in p.14 of leaflet)
 - Economic concentration (see detailed list in p.15 of leaflet)
 - 3.3.2 Unfair competition acts (see detailed list in p.18 of leaflet)
 - 4 Market Performance (of each major players plus selected small players)
 - 4.1 Financial standing (i.e., latest financial statement)
 - 4.2 Level and movement of *sales and general administrative expenses and advertising and publicity expenses* (of past 10 years)
 - 4.2.1 Ratio of *sales and general administrative expenses* to gross sales
 - 4.2.2 Ratio of *advertising and publicity expenses* to gross sales
 - 4.3 Level and movement of profit margin (of past 10 years)
 - 4.3.1 Gross sales
 - 4.3.2 Total liabilities and net worth
 - 4.3.3 Equity capital
 - 4.3.4 Operating income to sales
 - 4.3.5 Return on equity (ROE)
 - 5 Institutional Factors Affecting Competition (both government regulations and private sector practices such as self-regulations by business associations)
 - 5.1 Types of rules affecting competition in the industry (list all the following if any)
 - Entry regulations (e.g., licensing/general screening of opening evaluation)
 - Price/fee regulations
 - Regulations on quality and/or quantity of goods/services (e.g., standards and accreditations)
 - Health and safety regulations
 - Environmental regulations
 - Tax regulations
 - Labor regulations (could raise cost of exit from market)
 - Budget subsidies/lost loans/permission for delayed tax and other payments
 - Others (if any)
- 注) データのカバー範囲は望ましい範囲を示したもので、ベトナムでは多くの場合数年程度のデータが取れば十分、場合によっては一切データがとれないか業界に通じた専門家のおおよその推計になるものと予想した。

出所) TA チーム作成

調査内容の構成と細目については、VCAD 側とも十分意見交換をし、より明確な内容となるよう務めた。また、市場行為の一部として「反競争的行為 (3.3 Anticompetitive practices)」を入れたのは、VCAD 側の要望に基づくものである。これは、再委託先にも競争法の各条項について十分理解してもらった上で調査を進めてもらうこと、及び特定社の特定の反競争的行為ではなく、当該業界で一般的に行われている商取引慣行などにつき、競争法の関連条項との関連から記述しておくことが重要との認識による。

但し、「当局が特定業界にある疑念を持って調査をしている」といった類の誤ったシグナルを発することは厳に回避する必要があった。このため、報告書類には設問 3.3 の回答をそのままの形式では記載しないこととし、調査に当たっても競争法の条項にそのまま言及することなく、より分析的用語で置き換えていくよう指導した。さらに、設問 3.3 は審査に当たる VCAD 自らが確認していくものであって本調査の目的ではないことを VCAD 側及び再委託先に徹底すると共に、「本市場調査はベトナム競争当局が行うものではなく、そのキャパシティビルディングを目的とした JICA の TA が試行的に行うもので、各事業分野の基礎的情報をまとめるものである」といった趣旨のレターを、再委託調査面談先への資料として準備した。

調査手段

調査手段については、公示段階では既存の統計資料へのアクセスのほかに、質問表郵送調査と面談調査の組み合わせ、さらに業界団体への定性的質問表調査が想定されていたが、ベトナムにおけるデータ入手のさまざまな困難を踏まえ、郵送調査にこだわることなく、各調査細目レベルで最適な調査手法（あるいは複数の調査手法の組み合わせ）につき詳細に検討しなおした。その結果、二次資料として公的統計、ウェブサイトの経済・ビジネスニュース記事、業界レポート、主要企業の財務指標（入手可能な一部のみ）、関連法規制を収集し、一次情報としては、業界に通じたキーパーソン（専門家・業界団体・関連省庁）、及び各業界の企業に面談調査を実施することとした。後者については、二次資料から得られた情報の確認・補完・修正を目的とし、完全に構造化された質問表による統計的分析ではなく、半構造化された質問表を用い適宜自由解答式質問を織り交ぜ、業界の競争状況に関する理解の深化を目指した。

また、特に寡占度が高い又は企業数の非常に少ない業種については、訪問調査による全数調査をその他の手法と組み合わせ、それ以外の業種では全数調査は行わないという方向で再委託先が調査に取り組んだ。結果的に、保険業のみが全数調査の対象となった。

調査アウトプット

基礎調査の結果を出発点に、最終的に VCAD の参照資料となる 5 業種（ビール、ソフトドリンク、牛乳・乳製品、医薬品、保険）の小冊子を作成した。そのためのデータ収集、集計、分析と、小冊子のドラフト作成が調査活動の主たる業務であった。

2.2 市場調査の結果

調査目的「選定された事業分野においてベトナム競争当局の基礎資料となる情報を提供することと、今後当局として市場調査を独自に展開していく上での能力向上」の内、前者については再委託先を通じて作成した 5 業種報告書（英文）とその要約に詳述しているので、ここでは対象 5 業種における競争当局が着目すべき視点についていくつかを紹介するにとどめる。

後者のキャパシティビルディングの観点からは、試行的市場調査結果の内容から離れ、調査方法・戦略について記述する。

対象 5 業種に見られる競争政策上の留意点

以下、対象 5 業種に見られる競争政策上の留意点を、上記「調査細目」の大項目（商品特性、S-C-P 分析、規制要因）ごとにまとめる。なお、商品特性については基本的に世界共通であるため、ベトナムの状況を踏まえた上でのコメントである。残りの S-C-P 分析と規制要因については、調査結果に追加的分析を加えたものである。

- 1) **商品特性**：5 業種それぞれにおいて、市場の独占に向かい易い商品自体の特性があり、注視する必要がある。

ビール

- i) ビン・缶ビールは賞味期限が比較的短く長期貯蔵ができないため、夏のピーク需要に対応できる設備投資が必要で、要求される資本規模が参入障壁を高くし寡占化につながりやすい。³³
- ii) かさばり価格に対して輸送費が高いため、消費地に近い工場立地が必要となり、地域ごとの市場分割を招きやすい。
- iii) パワーマーケティングにより自社製品の需要を喚起することができる

³³ 他方、安価なベトナムの生ビール「ビアホイ」は生産したその日のうちに消費されなければならない、消費地内あるいは消費地に隣接する小規模の生産者が多数存在できる市場となっている。

め、要求される資本規模が参入障壁を高くし寡占化につながりやすい³⁴。

ソフトドリンク

- i) 投資規模は比較的小さく（初期投資 US\$200,000 程度）、その点での参入障壁は低い。
- ii) かさばり価格に対して輸送費が高いため、消費地に近い工場立地が必要となり、地域ごとの市場分割を招きやすい。
- iii) ミネラルウォーターは適する水源が限られており、i) の傾向を助長しやすい。
- iv) パワーマーケティングにより自社製品の需要を喚起することができるため、要求される資本規模が参入障壁を高くし寡占化につながりやすい。
- v) コーラ飲料のように差別化の難しい飲料は価格競争になりやすく、財務力のある大手による寡占化を招きやすい。

牛乳・乳製品

- i) パウダーミルクやロングライフ牛乳を除く乳飲料は賞味期限が比較的短く長期貯蔵ができないため、流通におけるコールドチェーン及び加工段階での一定の設備投資が必要で、要求される資本規模が参入障壁を高くし寡占化につながりやすい。
- ii) パウダーミルクやロングライフ牛乳を除く乳飲料は、i) に加えてかさばり価格に対して輸送費が高いため、消費地に近い工場立地が必要となり、地域ごとの市場分割を招きやすい。

医薬品

- i) 新薬市場は莫大な研究開発費の確保を目指し巨大企業同士の M&A が世界的に進む寡占市場である。
- ii) 営業ネットワーク拡大の面からも、M&A による規模の拡大が目指されている。
- iii) 特許で保護された新薬以外のジェネリック医薬品、漢方薬では、政府規制や保険制度により参入コストや新薬とのバランスが変わり、結果として寡占化の傾向も変動する。
- iv) 処方箋不要の大衆薬に比べて、医療用医薬品は医者と医薬品業者の關係に薬の選択が左右され、不公正な競争が入り込む余地が生まれやすい。

³⁴ 但し、ベトナムのマスメディアでよく問題とされるような、多額のマーケティング活動自体は反競争的ではなく、その一環として反競争法的行為がある場合にのみ問題となる。

保険

- i) 集団が大きいほど保険事故の発生を的確に予想することが可能となる「大数の法則」に基づく商品であるため、経営規模が大きい必要があり、参入障壁が高く寡占化の傾向がある。
- ii) 専門知識が要求され、この点でも参入障壁が高い。
- iii) 損害保険では巨額な物件や巨額な損害が発生する恐れのある災害について契約を引き受けるため、危険の平均化・分散化を図る再保険取引が行われるが、資本力の大きい国際再保険会社との取引が必要となり、国際的寡占化の流れから独立して存在し得ない。
- iv) 生命保険と損害保険は代替性のないまったく別の商品であるが、世界的に規制緩和が進む中、財務体力増強の観点から相互乗り入れの M&A も進んでおり、寡占化の傾向は強まっている。
- v) 伝統的に規制の強い業種であり、WTO 加盟以前の国においては、政府による外資規制により国内大手企業の寡占状況がしばしば見られる。

2) 市場構造

ビール

統計総局の収益データに基づく CR3 は 40-45% で推移しているが、国営上位 2 社のみで 50% のシェア、あるいは 38% (MOI Report 2006) という報告もあり、各データの精査が必要である。国営上位 2 社は旧総公社 Vinabeco が地域分割されたものだが、他国営企業の持ち株会社化も進めている点で、市場シェアの計算方法と変動に注視すべきである。

外資も上位 3 社で市場の 21% を占めており (MOI Report 2006)、国内資本と併せて CR5 は 60% 前後と見られ、寡占度の高い市場である。

流通においては、限られた数の支店を除いては、大手も外部流通業者に依存しており、SAB ミラーは乳製品で圧倒的シェアを誇る国営 Vinamilk の販売網を利用する契約を結んでいるが、後述する小売段階でのこ入れを除いては、構造的問題は挙げられていない。

ソフトドリンク

ソフトドリンク部門は炭酸飲料、炭酸以外のソフトドリンク、浄水やミネラルウォーターなどに分けられ、各下位部門相互の商品代替性は高くないため、それぞれの下位部門内での集中度が問題となる。統計総局からは、下位部門別の CR3 は入手できなかった。

業界団体の見込みでは、炭酸飲料部門で外資系 2 社は 62% の市場シェア

を有しているという。2006年の報道では、コカコーラ 50%、ペプシコーラ 38%、Tribeco 6%という数字も挙げられている（VIR-news 19-10-2006）。炭酸以外のソフトドリンク、浄水それぞれにおいては、国内大手企業の寡占度が高いと言われるが、具体的数字が挙がっていない。

流通においては、大手は第一層の卸売業者と専売契約を結ぶ傾向にあるが、相互の競争を妨げるものではないようである。小売業者の卸売業者（時に生産者）との関係は明確な契約に基づいていない場合が多く、小売業者は弱い立場に置かれがちとの見方がある（3. 市場行動を参照）。2006年には、コカコーラが中小のエージェントに膨大な数のボトルの返還を求めて裁判を起こした。

牛乳・乳製品

統計総局の収益データに基づく CR3 は、過去 5 年間で 14-25% でしかも低下傾向にあるが、過少申告の疑いがある。業界筋の話（ニュース記事を含む）では、トップの Vinamilk のシェアは製品によって 30-40% と 70-75% とも言われる。同様に 2 位の Dutch Lady のシェアは 30-35% と言われる。上場企業については、統計総局のデータを分母、有価証券報告書の財務データを分子としてシェアを再計算するなど、更なる検証が必要である。そもそも、国内の酪農生産が需要の 15-18% しか満たせず、残り 80% 以上をパウダーミルクを中心とした輸入に頼っている中、国内生産分と輸入取り扱い分とは明確に区別されていない。

同様の事情で統計に現れる企業には乳製品の貿易会社も含まれているが、人口増加と経済成長を背景に乳製品市場が収益ベースで年 25% 前後の拡大を続ける中、2001 年以降の新規参入は地場企業、外資併せて 7 社に上る。登録された乳製品製造業者は 2005 年でも全国で 37 社と少ない。

流通については、地場大手企業の流通網は全国に発達している。Vinamilk は全国 64 県の 9 万の小売業者に 220 の卸売業者を通じて製品を提供している。また、Hanoi Milk は、10 万の小売業者と 100 の卸売業者と取引している。中小の製造業者は、地理的に限られた範囲でのみ自社製品を流通させていると見られている。

医薬品

統計総局の収益データに基づく CR3 は、2004 年、2005 年共に 5% に満たない。漢方薬製造業者を合わせた製薬企業数が 460 社、内西欧医学の製薬会社が 174 社、さらにその中で GMP 認証済（＝経営のしっかりしたところ）が 59 社もあることから、実際にベトナム製薬市場の寡占度は低いと見られ

る。但し、国営製薬会社は全て Vietnam Pharmaceutical Corporation (Vietpharm) の傘下であり、会計上どこまで連結決算となるかを精査する必要がある。また、外資と国内製薬企業の生産契約を仲介できる貿易会社の数は、ベトナム医薬品局により制限されている。

ベトナムは製薬の原材料の 9 割を輸入に頼り（主にフランス、シンガポールから）、製造しているのは特許で保護された新薬以外のジェネリック医薬品、及び漢方薬で、一部はある。医薬品自体も 50-60%が輸入品であり（主にインド産ジェネリック薬）、病院で処方される薬の 70-80%は輸入薬である³⁵。少量ながら漢方原材料を中心に輸出もあり、旧東側ブロックだけでなく、日本、東南アジア諸国、アフリカにも輸出先が広がっている。インドのジェネリック薬生産に TRIPS 協定の制限がかかる中³⁶、輸出入状況は変動する可能性がある。

現状では品質認証の GMP を免除されている漢方系中小企業は参入障壁が低く、GMP 認証企業の 25-50 分の 1 の規模の投資で 1-2 の製品を安価に製造しているところが多い。

問題とされているのは流通における寡占構造で、外資系 5 社³⁷で流通の 5 割を押さえているといわれている。他方、医薬品輸入免許を持つ 40 社からの流通は、政策的医薬品備蓄機能を担う 3 大国资企業が支配しているというが、数字は不明。医薬品ブランドレベルでは、1,000 近い海外医薬品ブランドが独占的に取引されている。地場輸入・流通業者と取引をする海外企業には貿易免許が求められ、輸入・流通業者の変更は難しくなっている。

保険

免許制の保険業は、財務省保険局が各企業の財務状況を把握しており、分析が容易である。生命保険は CR3 が 90%ときわめて高く、特に外資プルデンシャル生命と地元バオミン CMG 生命の 2 社による準独占市場である（2005 年データ）。損害保険では、CR3 は 75%で、特にバオベト（国営）、バオミン（旧国営）、ペトロリメックス（旧国営）、PVI（国営）4 社で 87%を占める寡占市場である。

2002 年まで 15 社だった保険業界は、2004 年ごろから地場民間企業を中心に参入が続き、2005 年には 57 社に達した。また、米国との通商協定や

³⁵ 常に複数の数字が挙げられており、どれが正しいのか不明。

³⁶ インド、ブラジルは特許執行前の新薬のコピー薬を先進国向けに大量に供給してきたが、TRIPS 協定で LDC の例外を除いてこれが認められなくなり、インドではこれに対応した国内法の整備も進んでいる。

³⁷ ゼリンファーマ・ベトナム、メガプロダクツ、サノフィサンテラボ・ベトナム、ディースレム、ランパシズ。

WTO 加盟による規制緩和（特に損害保険分野）を見込んで、30 の外資代理店が免許を申請している。他方、世界最大の損害保険会社アリアンツ（独）は 2005 年にベトナム市場から退出した。

生命保険はバイク・車の運転者向けが基本的生命保険を契約数で上回るまでに成長したが、両者とも 2004 年をピークに契約数及び保険金収入が減少している。市場の飽和とも、競合商品である銀行預金の獲得キャンペーンに顧客を奪われたとも言われる。保険料収入では、依然として養老保険³⁸が 9 割前後を占めている。

損害保険では、車両保険（31%）、動産・災害保険（20%）、障害・疾病保険（16%）が大きく、また一般損害賠償責任保険、休業保険、車両保険、障害・疾病保険、船舶保険が伸び、金融リスク保険、農業保険、航空保険は減少している。

2004 年に民営化された元国営の VINARE は、ベトナム唯一の再保険専門会社である。他の保険会社は、海外再保険会社あるいは VINARE に売り再保険を行い、VINARE はさらに海外再保険会社に売り再保険を行うが、ベトナムの保険会社自身も買い再保険を扱っている。航空保険や船舶保険、大規模プロジェクトの保険が、再保険を必要とする代表例である。こうした大型の保険・再保険契約は、クライアントの利害を代表して複数の保険引受会社と交渉するブローカーが介在する。現在、外資系 3 社、地場企業 3 社がブローカー業を行っている。

生命保険、及びブローカーの介在しない規模の損害保険は、保険外交員・代理会社によって販売される。これらエージェントは 13 万人存在し、内、生命保険エージェントが 73%を占める。

保険会社にとって、営業とクレーム処理の拠点としての支店ネットワークは重要である。損害保険分野では、国内の大半の県に支店網を持つ国営・旧国営企業が、支店網を持たない外資系に対して優位に立っている。石油会社系大手企業は、ガソリンスタンド網をエージェントとして販売に利用している。中小・新興企業の中には、郵便局ネットワークや系列銀行支店網を利用しているところもある。

³⁸ 生存保険と死亡保険の結合した保険。被保険者が保険期間満了まで生存したときは満期保険金が、また、保険期間内に死亡したときは死亡保険金が支払われる。その貯蓄性ゆえに、銀行預金の代替商品となる。

表 2-2-1 業種別・情報源別集中度

	ビール	ソフトドリンク	牛乳・乳製品	医薬品	保険
企業数	329	169	26	230	32
CR3 (GSO データ)	40-45%	18-19%	12-25%	5%	76%
その他の情報源	38-50% (CR2)		70-75% (CR2)		
サブセクター その他		88-90% (炭酸飲料 CR2)		50% (CR5 in distribution)	90% (生命保険) 75% (損害保険)

出所) VCCI 試行的市場調査チーム作成

3) 市場行動

ビール

統計総局の小売価格データによると、外資系の高級ビール、及び安価なビアホイは過去 9 年間緩やかに価格を上げている一方、国営 2 社の中級ビールは 2001 年のピーク価格より 13%下がっている (2005 年) が、競争上の意味は不明。各社の利益幅も不明であり、分析が困難である。

販売促進活動においては、マスメディアで報道された事例として、ホーチミン市人民裁判所で争われた Cay Dua ビアホールにおける Laser Beer 排斥の疑いがある。2004 年の判決では外資大手との合弁企業と Cay Dua との間の契約は合法であるとされた。但し、これは競争法施行前の判決である。

国内需要が頭打ちとなった先進国企業の新興市場での買収が加速する中、ベトナムでも外資と国内資本の間で買収・提携が進んでいる。特に、すでにハイネケン (蘭) とタイガービール (シンガポール) ブランドで市場の 10%を占めるシンガポールの Asia Pacific Brewery (APB)³⁹に、シェア 5%を占めるオーストラリアの Foster ブランドが売却されることになり、国営大手 2 社と併せた CR3 が 50%を越えるものと見られ、注目される。

他方、世界 5 強のうち未だインベブ (ベルギー、「ベル・ビュークリーク」ブランド) とアンハイザー・ブッシュ (米、「バドワイザー」ブランド)、が参入していないが、後者は国営 Sabeco と協力協定を交わしている。外資としてすでに APB に次ぐシェアのカールスバーグ (デンマーク) も国営 Habeco と戦略協定を結び、SAB ミラー (英) も乳製品トップメーカーの Vinamilk との合弁工場を建設するなど、外資と国内企業の合従連携により今後も大きなシェアの変動が起こる可能性がある。

³⁹ 正確には APB と Ho Chi Minh City Food Company の合弁会社である Vietnam Brewery Ltd.。

国営大手はビールパッケージから流通まで垂直統合を進めており、これにより高められる市場支配力は注視すべきである。さらに他社から OEM 供給を受けているため、市場シェアについても精査が必要である。

ソフトドリンク

炭酸飲料では、1990 年代後半に外資系大手が略奪的価格形成で協調した疑いが、地場炭酸飲料企業の倒産と共にマスメディアでとりあげられた。近年では、1.25~1.5 リッターボトルのスーパー小売価格が、2004 年の 9,000~12,000VND から 2006 年の 6,000~8,500VND に下落しているが、この間、原材料費は 20% 上昇していると言われている。さらに、一本買うと一本おまけをつける類のキャンペーンが、実質価格をさらに押し下げている。米国に本拠を置く Royal Crown International による RC Cola ブランドのベトナム展開も、価格競争に影響があると見られている。

非炭酸飲料では、種類の数は過去 4 年間で 4 倍の 200 種類になった。非炭酸飲料では、炭酸飲料での大手との競争を避けた中小業者が多く、地方市場に安価な飲料を提供しており、他方、都市部では健康志向の飲料やエナジードリンク（日本におけるドリンク剤）が増え、競争状況のモニタリングのためにはセグメント毎の価格変動データが必要であるが、現状ではそうしたデータは取られていないようである。

原材料費の上昇の中での価格競争は、大手の財務状況をも悪化させていると言われているが、財務データは入手できなかった。

販売促進活動においては、小売業者に金銭面での支援と引き換えに独占的エージェントになることを求め、それに反した場合払い戻しが求められる、といった行為が 8 割の小売店で行われているという。大規模な景品をつけるキャンペーンは多いが、約束された景品が実際に引き渡されない、キャンペーン前に卸売価格を引き上げる、といった問題がこれまで指摘されている。

ソフトドリンク分野の外資との連携は、ビール・ワイン・乳製品などと入り組んでおり、これらを合わせた市場支配力が問題となる可能性がある。他方、ソフトドリンク部分についての外資との連携の詳細は不明である。

なお、ソフトドリンクに関しては、外資大手を批判するマスメディアの論調が目立つが、単なるビジネス上の戦略・紛争と、実際に法規制上問題となるものが混在している。

牛乳・乳製品

マーケットリーダーの牛乳価格（VND）は過去 10 年ほど安定している。よく指摘されるのは、酪農農家からの買値は世界最低、小売価格は世界最高というものだが、10-40%の関税で輸入されるパウダーミルクから製造される牛乳が多いため、小売価格の妥当性については精査が必要である。農業省によると、100%純粋な牛乳は市場の 2%に過ぎず、残りはパウダーミルクとの混合乳、あるいはパウダーミルクを水に溶いた製品であるという。これを純粋な牛乳と偽って表示したり、成分の一部を安い代替品で入れ替えたりといった問題が多発し、農業省の検査が強化されている。

利益幅については、統計総局の過去 5 年間のデータでは最高でも 2.6%であるが、Vinamilk で 10%超、国営 An Phuoc で 6%弱の利益幅が報告されている。

トップ企業の Vinamilk は、食品総合メーカーとしてインスタント・シリアル、非炭酸系ソフトドリンク・浄水、菓子、コーヒー、ビール（SABMiller との合弁）と多角化を進めており、その総合的市場支配力に注視する必要がある。

外資は全国に 6 つの工場を有している。Vinamilk の上場後、シンガポールの F&N Dairy Investment は 11%強の株式を取得した。他方、Vinamilk は Campina と合弁企業を立ち上げ、さらに乳製品市場での力を強めている。

医薬品

2003 年には消費者物価指数（CPI）上昇率 3%に対し、医薬品 CPI は 21%も上昇し、特にアジア諸国からの輸入薬が 100-290%の利ぎやを稼いでいる、あるいは流通業者が輸入価格より 30-347%の高値で小売しているとして、マスメディアで問題とされた。医薬品価格の上昇率は前後の年と比較すると明らかに異常値であり、税関のミス、為替レート、医者による過剰処方などと共に、寡占的外資系医薬品流通業者の販促活動⁴⁰も原因と疑われている。2005 年春にも顕著な医薬品価格上昇が認められた。2004 年の価格上昇時には、当局（DAV⁴¹）は、外資系大手流通業者 1 社の免許更新を停止し、1 社に周辺国より高価格で販売されている製品の説明を求めた。

医薬品の宣伝の中には、効能を誇張し副作用を適切に伝えておらず、宣伝規制や医薬品登録規制に違反しているものがあるとして、当局は検査を強めている。また、当局の検査では、1%に満たないが偽造薬も見つかり、3%台の薬は基準に達していなかった。基準に満たない薬の多くは輸入薬で、

⁴⁰ 例えば、医者への贈答品、販売員への高額な給与・ボーナス・コミッションなどが挙げられている。

⁴¹ DAV: Drug Administration of Vietnam

韓国・インド・オーストラリア製が上位を占め、16 の薬品群がリコールされている。類似商標の乱立が問題になる一方、病院では高価格のブランド薬が処方され続けているという。

製薬企業には、資本増強と共に多角化を進める動きが見られる。医療器具、工業用化学薬品、化粧品、機能性食品、ワイン、牛乳などの製造販売、産院経営などがその例である。

外資は世界の大手製薬会社が 100%出資あるいは合弁での進出を進めている。フランスのサノフィ・アベンティス (旧サノフィ・サンテラボ) (2005 年度売上高で世界第 2 位)、ロン・プレ、英国のグラクソ・スミスクライン (同 3 位)、スイスのノバルティス (同 4 位)、ロシュ (同 8 位)、ゼリンファーマ、米国のブリストル・マイヤーズスクイブ (同 10 位)、日本の久光製薬、ロート製薬などである。2006 年 9 月現在、312 の海外製薬会社がベトナムでの医薬品事業免許を有しているが、その多くは韓国、中国、インド、パキスタン企業である。

保険

保険料率は業界団体であるベトナム保険協会が下限を 0.1%としている。平均料率は 0.2%だが、競争の中で 0.05%まで下げることもあるという。エージェントへの手数料は保険の種類によって年間保険料の 5-12%、またブローカーへの手数料は 15%と政府により定められている。しかし、実際の手数料はバイク保険の場合 50%にもなる場合があるという。

エージェントについては、教育当局・学校、警察などがそれぞれ生徒向け、運転者向け保険について、大手国営保険会社のエージェントとして機能してきたことが問題とされている。

外資系損害保険会社は、後述する規制要因により、進出日系企業を対象とする日系損保会社以外は苦戦しており、独アリアンツの撤退も同様の理由によると見られる。

4) 市場成果

ビール

上位各企業の重要指標が年度毎及び企業間で比較可能な形で入手できておらず、分析は困難である。

ソフトドリンク

上位各企業の重要指標が年度毎及び企業間で比較可能な形で入手できて

おらず、分析は困難である。

牛乳・乳製品

上位各企業の重要指標が年度毎及び企業間で比較可能な形で入手できておらず、分析は困難である。Vinamilk は、2004 年 12 月に 13 か月分の配当金を 45%のレートで支払っており、ROE も過去 3 年 15%を記録するなど、ベトナムにおける最優良企業のひとつと目されている。

上場されている Vinamilk の財務報告書から、製造原価に占める販促費の割合は 14-15%、一般管理費は 2-3%であることが分かる。この数字の判断については、同業他社及び他業種主要企業との比較、及び市場における価格変動との関連において検討されなければならない。他の財務指標についても同様である。

医薬品

統計総局のデータでは、医薬品企業の ROE は 2001 年以降 15-18%程度で悪くない水準にある。他方、企業ごとの財務指標は比較可能な形で収集されていない。

保険

2 社独占の生命保険では、市場シェアで拮抗しているにもかかわらず、国営バオベト生命がプルデンシャル生命の約 7 倍の純利益を挙げているのが注目される。損害保険でも上位 4 社の財務指標を比較する必要がある。生保・損保共に、各主要企業の財務指標の経年変化をモニターする必要がある。

5) 制度要因

ビール

他国営企業の持ち株会社となっている大手国営 2 社を、ワイン・ビール・ソフトドリンクを統合する総公社 (General Corporation) としてそれぞれ育成する政策が打ち出されており、今後競争法との齟齬がないか、総公社自身の市場シェア・活動が反競争的にならないか、注視する必要がある。

ソフトドリンク

外資参入については、炭酸飲料の需要が下がり続け設備稼働率が 70-80%に低下していることを受け、政府は炭酸飲料設備への新規投資を当面

許可しない方針を発表している。

一部中小企業が、衛生基準などに従わないインスタント・ドリンク・パウダーを製造し、規制を遵守する業者より高い利益を上げていると伝えられる（前者の20%に対し後者は一説に40-50%）。他方、2006年にはホーチミン市厚生環境局の検査で、コカコーラの倉庫から賞味期限切れの原料が見つかっており、衛生・品質基準の問題は、企業規模にかかわらず存在するようである。

牛乳・乳製品

政府は地場生乳生産を振興するために、輸入品への高関税と酪農家への補助金提供などを行っているが、政府の支援なしには中小の酪農家の多くの利益はコスト割れしてしまうと予想されている。

牛乳の品質については、一定の基準は存在するものの、上述のとおり遵守されているとは言えず、対応が求められている。

医薬品

ベトナム医薬品局は、医薬品ビジネスに携わる個人・企業の資格を規制しており、特に大学卒かつ医薬品業界での従事経験は、高い参入障壁となっている。特に、海外企業との関係を規制する、医薬品の製造契約、輸入免許が、寡占的構造の一因と見られる。

品質基準については、違反者を取り締まりきれず悪貨が良貨を駆逐しかねない問題がある。一連のGMP関連認証は、移行過程にあることから過去の基準の甘さ、免除されている漢方薬業者の優位などが指摘されている。

価格規制、広告規制については、上述のとおり違反に対する取締りが課題となっている。

漢方薬振興策として東洋医学専門病院を全県に設置することが決まり、国内漢方薬メーカーの売上げ伸長を支えている。

保険

保険業は免許制事業であり、財務省保険局により管轄されている。損害保険では、外資系企業は公的機関及び個人を対象とした保険を販売する許可を与えられておらず苦戦の原因となっているが、WTO加盟後徐々に外資に開放されていくものと見られている。

財務省の定める強制保険として、自動車所有者保険、国内水路保険、火災保険（公布予定）、海外旅行保険（公布予定）、漁業者保険、建設会社の災害保険、コンサルタント・デベロッパーの企業保険などがあり、損害保

険市場を下支えしている。

2.3 調査方法・戦略の評価

途上国の競争当局の置かれた状況は、わが国のように市場調査を行う部署が審査部署から独立して存在し、統計・財務資料へのアクセスが比較的容易な状況で長年調査が蓄積されているのと大変異なっている。そもそも競争法の導入自体が新しい国が多い中で、数十人規模の当局で市場調査担当部署が独立して存在せず、公的統計の不備が多く、企業の財務データへのアクセスが困難、あるいは入手できたにせよ信頼性に疑問がある。特にベトナムの場合、インフォーマルセクターが大きく企業登録されても実際に稼動しているとは限らない、後述する産業標準統計の分類が細分化されていない、一部の上場企業以外は生産高・売上高などへのアクセスが極めて困難、といった問題があり、競争法当局が市場画定の際に必要なデータが入手できない点が大きな課題となると予想された。

調査結果を元に、調査方法と戦略の妥当性について評価すると、以下のようになる。

1) 二次資料

基本的に競争当局が常時情報収集・モニタリングしておくべきものであるが、新たに情報収集を始めようという業種については、今回調査のような再委託も有効である。それぞれの情報源の利用にあたっては下記の注意が必要である。

i) 公的統計

税関統計、MPI の投資統計などとの比較検討から、統計総局の統計が最も現実に近い数字と判断された。しかし製品分類ごとに検証していくとさまざまなバイアスが入り込んでおり、その他の情報源とのクロスチェックが必要であった。今後分類が細かくなっていくとしてもバイアスの排除は別の問題であり、ii)、iii)、iv)とのクロスチェックを続けていくより他ないだろう。

ii) 経済・ビジネスニュース記事

ウェブ上で丹念にニュース記事を追っていくだけで、かなりの関連情報が入手できる。ニュース記事を利用する上の注意点として、外資対地場企業といったマスメディアの視点はずし、競争当局の立場から客観的に分析すること、重要情報は必ず記者から情報源を確認しできる限り裏を取ること、i)、iii)、iv)との齟齬がある場合、その理由について分析することである。

iii) 業界レポート

入手できた場合に、公的統計や企業財務指標の不備を補う貴重な情報となる場合があるが、残念ながらレポートが存在しない場合が多い。幸運にもレポートが存在し入手できた場合には、やはり著者独特の視点が入っているため、上記と同様の注意点を念頭に利用すべきである。

iv) 主要企業の財務指標

保険業のように当局が全企業の詳細を把握していることはまれで、ソフトドリンクでは、CR3 も主要企業の財務データも不明であり、ほとんどがマスメディアの情報に依存せざるを得なかった。限られた上場企業及び上場を睨んで財務指標を公開している企業の資料を利用するしかない。企業間で比較できるかどうかは鍵であるが、そもそも用語の解釈がまちまちであったり同じ指標が計算されていない場合が想定され、必要であれば会計士の支援を仰ぐべきであろう。

v) 関連法規制

手間を惜しまなければ関連法規制の収集は可能であるが、難しいのはニュースや面談調査から上がってくる現実の課題について、法規制的検証をしていく作業である。

2) 一次資料

二次資料で相当の情報が集まることがわかったこと、二次資料の不備（例えば公的統計や企業財務指標の欠落）については一次資料収集で補完できる可能性が低いことが明らかになったといえる。

i) 業界に通じたキーパーソン（専門家・業界団体・関連省庁）との面談：

有用であるが、より効果を挙げるためには、調査チームに業界専門家を入れるか、事前に完璧な二次資料収集・分析をした上で専門家面談に望む必要がある。

ii) 業界企業との面談

情報提供の強制力もなく、得られた情報をクロスチェックできる可能性も低い状況で、全数調査は意味がなく、二次資料の補完的に行えば十分。また、i) を完璧にこなしていないと、意義が半減。調査目的を理解されにくいし、市場に誤ったメッセージを発する可能性も高いので、慎重に行うべきである。

表 2-2-2 情報源の有用性の評価

- 非常に有用 (V/U)
- 部分的に有用 (P/U)
- 有用でない (N/U)

	統計総局 (GSO) データ	業種に関する 報告書類	ニュース記事	企業・専門家 に対する面談 調査	備考
1. 商品特性					
1.1 業種	V/U	N/U	N/U	N/U	
1.2 商品・サービスの種類と特性	P/U	V/U	N/U	V/U	業界専門家の知見が非常に重要
2. 市場構造					
2.1 市場の概観					
2.1.1 サブセクター・マップ	P/U	P/U	P/U	P/U	全ての情報をここに集約
2.1.2 サブセクターの起源と発展	N/U	V/U	P/U	N/U	
2.1.3 近年の生産動向	P/U	V/U	P/U	P/U	トレンド分析が重要。トレンドや急激な変化を占める情報はニュースや聞き取り情報を含めここに含める。)
2.1.4 近年の輸出入動向	P/U	P/U	N/U	P/U	トレンド分析が重要。トレンドや急激な変化を占める情報はニュースや聞き取り情報を含めここに含める。 業界団体からの聞き取りや税関のデータは役に立つであろう
2.2 市場参入・退出状況	P/U	P/U	P/U	N/U	業界全体レベルと、主要企業の参入・退出情報それぞれが必要
2.3 集中度	P/U	V/U	V/U	P/U	CR3 データは GSO に特別依頼することで入手できるが、精査が必要
2.4 生産における特性					
2.4.1 原材料・部品の調達	N/U	V/U	P/U	V/U	
2.4.2 生産技術	N/U	V/U	N/I	V/U	業界専門家との面談は非常に有益であった
2.4.3 工場の規模と立地	N/U	V/U	P/U	V/U	
2.4.4 商品差別化の程度	N/U	P/U	P/U	V/U	

2.5 流通における特性					
2.5.1 流通構造と特徴	N/U	P/U	P/U	V/U	
2.5.2 メーカーと流通業者の関係	N/U	P/U	P/U	V/U	
3. 市場行動					
3.1 価格行動	V/U	P/U	P/U	V/U	二次データ収集の後で面談調査実施が非常に有効
3.2 非価格行動					
3.2.1.販売促進活動	N/U	N/U	V/U	V/U	
3.2.2 多角化	N/U	N/U	V/U	V/U	
3.2.3.外資の動向と地場企業との関係	P/U	V/U	V/U	V/U	
3.2.4 競争政策上の課題	N/U	N/U	V/U	V/U	
4. 市場成果					各主要企業の財務指標を分析
4.1 財務状況	V/U	V/U	P/U	P/U	
4.2 販売管理費・広告宣伝費の動向	P/U	P/U	P/U	V/U	
4.3 利益率の水準と動向	P/U	P/U	P/U	V/U	
5. 競争に影響する制度要因	N/U	V/U	P/U	P/U	監督省レベルの規制を注視、業界団体と関連政府組織から聞き取り調査
市場参入規制	N/U	V/U	P/U	P/U	
品質規制	N/U	V/U	P/U	P/U	
価格規制	N/U	V/U	P/U	P/U	
商業規制一般	N/U	V/U	P/U	P/U	この区分はベトナムのものであり一般的でないが、いずれにせよ健康・安全規制、環境規制、労働規制などがカバーされなければならない
税務・財務規制	N/U	V/U	P/U	P/U	
当該部門にかかる政府計画	N/U	V/U	P/U	P/U	公的補助金、不良債権の取り扱い、税・その他支払いの延納許可などを注視

出所) VCCI 試行的市場調査チーム作成表に三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング加筆

3. アドボカシー活動

アドボカシー活動においては、i)アドボカシーリーフレットの作成、ii)ウェブサイトの開発、iii)3回のアドボカシーセミナーの実施の3分野における活動を通して、主に産業界・一般等に対するカウンターパート側の普及啓発活動の支援を行うとともに、その運用等に係るキャパシティビルディングを実施することを目的としている。

3.1 アドボカシーリーフレットの作成

本取り組みでは、特に当該広報ツール作成にかかるノウハウをベトナム競争当局に移転するとともに、可能な範囲で右を維持継続していくための体制整備の支援を行うことに注力した。

(1) リーフレットコンセプトの設計

1) JFTC の提供している一般普及啓発用の資料の紹介

現在、公正取引委員会では、独占禁止法等導入用の資料として「独占禁止法の概要」、「景品表示法の概要」、「下請法の概要」といった資料を用意している。また、中学生向けではあるが「わたしたちの暮らしと市場経済～公正取引委員会の役割～」という、競争政策・競争法を概観する資料を提供している。これら資料では、以下テーマが初心者向けに分かり易くまとめられており、当然、基礎調査の結果、カウンターパート、JICA、公正取引委員会（JFTC）等との協議を踏まえた上で、最もベトナムの現状にあったものとするとはいうまでもないが、本件リーフレットの作製に際して十分参考にできると考えられたことから、これら資料の紹介を行った。

2) 既存の普及啓発用資料の状況確認及び基本コンセプトの検討

現在 VCAD においては、極めて限られた普及啓発用の資料が準備されているだけである。実際は、普及・啓発という意味においては、以下2種類の資料のみが確認された。

- i) ベトナム競争法（Luật Canh Tranh - Viet-Anh-phap -）：英仏越語併記のベトナム競争法の条文を掲載したもの。
- ii) ベトナム競争法 Q&A：越語で紹介されたベトナム競争法の Q&A 集。

この他、競争法を紹介した資料としては、カナダ、台湾、フランスそれぞれの支援で実施された各国の競争法、競争政策、一部事例等を紹介した資料が越語で用意されているが、いずれも、ベトナムの競争法を分かりやすく解説もしくは紹介したものではない。

上記状況を踏まえ、また、JFTC による関係資料の掲載ポイント等を考慮し、今回のリーフレットのコンセプト検討を行った。

表 2-3-1 リーフレット構成検討表

公正取引委員会資料におけるテーマ		ベトナムリーフレットにて留意すべき点
「独占禁止法の概要」 対象：一般	「私たちの暮らしと市場経済」 対象：中学生	対象：中小企業を中心とした一般
1. 経済の仕組みと独占禁止法	1. 市場経済とは	1. 市場経済と移行経済
2. 公正で自由な競争 3. 消費者と独占禁止法 4. 企業と独占禁止法	2. 競争とは	2. 競争の意義 ＞イノベーションと効率化による産業の活性化 ＞外資投資環境の整備
	3. 独占とは	3. 市場に及ぼす独占の影響
5. 独占禁止法の歩み 6. 独占禁止法の体系 7. カルテルの規制 8. 独占・寡占の規制 9. 不公正な取引方法の規制 10. 企業結合・集中の規制	5. 独占禁止法とは 4. カルテルとは	4. ベトナム競争法の概要 ＞競争制限的協定 (§8~10) ＞支配的地位濫用・私的独占 (§11~14) 国営企業 (§15) ＞経済集中 (§16~24) ＞不公正な競争行為 (§39~48) ＞適用除外 (§25~38) ?
	6. 景品表示法とは	
11. 公正取引委員会 12. 独占禁止法違反事件の処理手順 13. 事件の始まり 14. 排除措置命令と審判・審決 15. 課徴金 16. 訴訟 17. 差止請求 18. 損害賠償 19. 罰則 20~23. 届出・報告等 24. ガイドライン 25. 相談窓口	7. 公正取引委員会とは － 合併とは － 販売価格の拘束とは － 抱き合わせ販売とは － 入札談合とは － 「下請けいじめ」とは	5. 競争評議会とは ＞執行機関の役割等 (§49~)
	8. 社会に出たら	6. 申告の対象となりうる取引等
	9. 公正取引委員会統計資料等	7. 競争当局関係統計等資料 ＞海外事例?

上記検討の結果、現状においてプライオリティが高いのは、まず、広く一般にベトナム競争法を分かりやすく概説し、実際の取引の中で、どの様な関係が出てくるかを紹介することであることとした。特に、対象としては、市場における活動が活発であり、かつ、法令に対する理解が最も急がれる中小企業を第1のターゲットとすることとした。また、法令の概説に加え、不公正な取引等に対してどの様に申告（苦情）を提出するか、法的な問題を起こさないためには、どの様な点に留意すべきか等についてもアドボカシーの目的とした。

Box 2-3-2 アドボカシーの目的

対象： 中小企業を主たる対象とする。

目的： - 中小企業に対して競争法に対する認識の向上を図る

- 中小企業に対してどの様に取引を行うべきかの方向性を提供する
(市場における行動指針)

- 不公正な取引等に対する申告提起の手続き等に関する普及・啓発をする
(苦情等提出手続き)

なお、当初、本取り組みでは、調査にて実施する「アドボカシーセミナー」で使用するテキストを想定し、同セミナー開催前の段階で広報用小冊子（作成部数はベトナム語版 1,000 部及び英語版 50 部）を準備・製作することとしていた。本調査終了後もベトナム競争当局が自立的に広報活動を継続することが出来るよう、部数に関しては、その適正、予算等を考慮し、TA チーム及び JICA と協議の上、増刷することを検討し、最終的に、ベトナム語版 3,000 部、英語版 1,000 部を印刷した。

3) アドボカシーリーフレットの構成

上記を踏まえ、カウンターパート側と協議の上、リーフレットの構成について、第1稿を作成の上、リーフレットのドラフティングを行った。ドラフティングに関しては、キャパシティビルディングの観点から、各セクションをカウンターパート側において分担執筆することを検討したが（検討した作業表：AppendixC-1 参照）、組織的な対応の難しさと効率性を考慮の上、TA チームがイニシアティブをとる形で担当者と協力してドラフトの作成にあたった。

ドラフトは、カウンターパート側での越語翻訳と VCAD 内からのコメント反映を経て、以下の構成でリーフレット化の基礎とすることとなった。当初の構成からの変更が合った点は、主に競争法導入までのベトナムの経済状況の変遷

を削除した点と、参考資料・参考ウェブサイト情報等を盛り込んだ点となった。前者については、普及・啓発の目的をより直接的にするために、ベトナム側としては、既に周知となっている点を記載することは必ずしも普及・啓発という観点からは、プライオリティは高くないと判断されたため削除している。その他、論点の構成についても入れ替えが行われ、第2稿では、競争法執行に係る活動についてのセクションを VCAD 側でまとめて盛り込むこととした。(VCAD サイドからのコメントをまとめた資料は Appendix 4 を参照のこと。)

Box 2-3-3 リーフレット原稿の基本構成

- ①競争法の概要と背景 (6 ページ)
 - 1. 競争の意義 (1 ページ)
 - <自由で公正な競争>
 - <何故、自由で公正な競争が必要か?>
 - 2. 競争法導入の背景 (1 ページ)
 - 3. 競争法の概要 (2 ページ)
 - <法律の全体像>
 - <目的>
 - <適用対象>
 - <適用範囲>
 - <<競争制限的取引>>
 - <<不公正取引>>
 - <法律の構成> (1 ページ)
 - 4. 競争法に係るガイドライン
 - <Decree 05/2005/ND-CP : 競争評議会に係る組織、権限、職務、機能に係る決定、2006年1月9日>
 - <Decree 06/2006/ND-CP : 競争管理局に係る組織、権限、職務、機能に係る決定、2006年1月9日>
 - <Decree 116/2005/ND-CP : 競争法規定執行に係る詳細規程、2005年9月15日>
 - <Decree No.120/2005/ND-CP : 競争分野における行政による規制、2005年9月30日>
 - <Decree No.110/2005/ND-CP : マルチ商法に係る規定、2005年8月24日>
 - <Circular No. 19/2005/TT-BTM of November 8, 2005 : マルチ商法に関する細則における数量に係るガイド、2005年11月8日>
- ②競争法の適用範囲に該当する取引
 - 1. 概要 (1 ページ)
 - <競争規制的取引とは?何が含まれるか?何故それらが適用範囲になるか?>
 - <不公正取引とは?何が含まれるか?何故それらが適用範囲になるか?>
 - 2. 競争規制的取引と競争法
 - <競争制限協定 (事例モデル) > (2 ページ)
 - <<禁止される取り決め>>
 - <<例外>>
 - <<事例モデル>>
 - <市場支配的地位及び市場独占的地位の濫用 (事例モデル) > (2 ページ)
 - <<禁止される取り決め>>
 - <<例外>>
 - <<事例モデル>>
 - <経済的集中 (事例モデル) > (2 ページ)
 - <<禁止される取り決め>>
 - <<例外>>
 - <<事例モデル>>

<不正取引> (6 ページ)
<<他人の商品又は営業と混同を生じさせる行為>>
<<営業秘密 (ビジネスノウハウ) の侵害>>
<<事業行為の強制>>
<<他の事業者の誹謗中傷>>
<<他の事業者の事業活動の妨害>>
<<不正競争の目的をもってする広告活動>>
<<不当競争の目的をもってする販売活動>>
<<事業者団体による差別的取り扱い>>
<<違法な連鎖取引販売行為>>
<<3条4項の定義規定における基準に従って不正競争となるその他の行為であって、政府において指定されるもの>>

③. 競争法執行機関 (4 ページ)

1. 競争管理局

<設立>

<組織>

<権限と業務>

2. 競争評議会

<設立>

<組織>

<権限と業務>

3. 競争管理局と競争評議会の関係

4. 競争法執行に係る活動

④. 事件処理手続き (2 ページ)

<行政手続き>

<司法手続き>

⑤. 違反行為に対する措置 (1~2 ページ)

<競争制限的取引>

<不正取引>

<刑事犯>

⑥. 企業はどの様に行動すべきか? (1~2 ページ)

<法令を遵守するためには...>

<反競争的行為から保護されるためには...>

⑦. 問い合わせ先 (1 ページ)

⑧. 推奨資料 (1 ページ)

(2)リーフレット開発において特に工夫した点

本取り組みにおいて、特に工夫をした点は、一般的に法律を説明する政府からの出版物はレポート形式のものが多く、本リーフレットについては、ビジュアルで分かり易いことを最優先させた。このため、各項目毎に色分けをして切り込みの見出しをつけるといったデザインを施すとともに、各項目の解説では、イラストやチャートを使って極力分かり易い資料とした。また、手元において参照し易くするため、通常書類定型である A4 版のサイズをやめ、あ

えて、B5 版の装丁とした。

3.2 ウェブサイトの開発

現在、運営中の商業省のウェブサイトにおいては、競争法並びに競争政策を独立したカテゴリーの中で取り上げられていない。組織紹介及び一部 News 中の記事、また、法令検索の中で一部取り扱われているものの、官報に掲載されている Decree 情報などへのアクセスも限定されている。競争当局としては、アドボカシー活動の一環また内外の要請に応えるためにも独自のホームページの開発を期待している。

本件プロジェクトにおいては、以下に示す素案を元に協議検討を継続し積み上げ形式で開発に取り組んだ。また、本取り組み上不可欠である省内システム統括部門 (e-commerce Department) とも調整をはかりつつ活動を進めた。なお、実際の開発にあたっては、再委託の形をとり、現地ソフトウェアハウスの Time Universal 社を選定した。本取り組みでは、選定プロセス及び管理プロセスについてもノウハウの共有化をはかることを重視した。特に、通常は、委託先にほとんどの作業を依存しがちであるカテゴリー設計については、別添のワークシートを作成し (Appendix C-3)、VCAD のイニシアティブの発揮と開発後のメンテナンス体制整備を確実なものとするよう、プロセス共有化に十分に時間をかけることができた。

Box 2-3-4 Initial Outline of the Web Designing

<p>Initial Outline of the Web Designing (Draft for Preliminary Quotation Purpose)</p>
<p>1. Objectives</p> <ol style="list-style-type: none">1) To develop and improve website design of the current MOT website2) To develop new pages in addition to the current website in two languages (Viet/Eng)3) To develop new pages according to the client's (users') requests
<p>2. Expectation Impact and Benefit</p> <ol style="list-style-type: none">1) To enhance common understanding of the vital importance of competition policy, laws and regulations.2) To provide knowledge and information about competition policy and cases in foreign countries.3) To increase communication channels with the general public, including private sector and consumers.
<p>3. Project boundary</p> <ol style="list-style-type: none">1) The website expansion/development in dynamic type (Both in Vietnamese and in English). <i>approx. number of pages: 100 ~ 150 GUI pages each</i>

2) The online manual is to be provided.

4. Project Development

- 1) The company will develop the website by gathering user's requirements, analyze, design and develop the website.
- 2) The company will provide the online manual for users
- 3) The company will warrantee the website, in case the problem and damage occurred during maintenance period after approving the website by the users (client).
- 4) The company will develop, complete and install the website within () weeks after commitment date.

5. Technique

- 1) Graphic User Interface (GUI)
- 2) Web Application
- 3) In order to enter the backend user must have User Id and Password
- 4) There must have the backend function that can increase data, delete data and edit data.
- 5) There must have the backend function that can determine the working authorization areas of user to manage the website.
- 6) It is the dynamic type of website.

8. Framework of the Website

1) Web Structure:

Main Page Menu
About the Authority
Competition Policies/Laws
Organization Structures
Administrative Procedures
Capacity Building and Technical Assistance
Statistical Data
Competition Cases
Related Web Link
Educate about Competition Issues which are put separately
Economic Theory
Glossary
To Communicate with the Authority's Information
Enquires
Web Board
Activities
Hot issues
What's New

2) Web Backend Management:

Category Management
Insert/ edit/ delete category
Content Management
Insert/ edit/ delete content
User Management
Edit/ delete user
User status control
User authentication
Web Board Management
Edit/ delete
Mailing List (if requested)
Edit/ delete

3.3 アドボカシーセミナー

(1) セミナープログラムの設計

本プロジェクトでは、3回の地方セミナーの開催を予定し、その趣旨から、第1回目のセミナーで運営面での技術支援を積極的に行い、2回目以降のセミナー企画運営に関しては、可能な限りカウンターパートのイニシアティブが発揮されることが要請されていた。しかしながら、既にカウンターパート側では、諸セミナー等の主催実績があり、運営面については、カウンターパートの能力は十分と考えられた。第2回目のセミナーを待たず、第1回目から、カウンターパート側のイニシアティブが発揮された。

プログラム設計に関しては、アドボカシーリーフレットの対象を中小企業としたことを踏まえ、中小企業を中心とする普及啓発セミナーとすることに注力した。特に、何故、競争が中小企業活動にとって重要であるか、また、どのような取引が具体的に規制の対象となるかが中小企業の通常取引の中で明らかになるよう考慮した。

また、参加者情報については、既にカウンターパート側では、これまでのセミナー等の参加者情報、その他関係機関（例：ベトナム商工会議所 VCCI 等）との連携による情報の蓄積があり、リスト化は PC ベースで管理されている状況にある。今回もこれを活用すると共に、関係機関にも連絡をとり参加者をつのる形をとった。

内容的には、未だ競争法の存在には認識があっても内容について情報を有していない中小企業から、ある程度独自に研究をしている企業まで、理解度には幅があるという実態に留意しつつ、日本の経験・事例とも比較すること等を通して、既に認知度の高い企業には具体的にレビューができる機会として、また、認知度の必ずしも十分でない企業にとっても簡易に理解できる普及啓発の機会にふさわしいものとするのを心がけた。

なお、プロジェクト期間の時間の経過に加え、リーフレットの完成とセミナーにおけるその活用、また、VCAD 独自のアドボカシーセミナー活動等を通じて、回を重ねる毎に、法令に対する一般の認知度と当局側のノウハウも徐々に改善される傾向を示してきた。そのため、こうした変化に対応して、プログラムも総論的な内容から、より各論に焦点を当てる形で改善を加えた。具体的には、第1回セミナーでは、市場経済と競争の意義から法令の重要性に着目するというアプローチ、第2回セミナーでは、よりリーフレットの内容を活用し法令の全体像に直接取り組むアプローチ、そして、第3回セミナーでは、規制分野毎に法令が要請する内容を解説するというアプローチで各論を明確にしてきた。実際のプログラムは以下のとおり。

表 2-3-5 第 1 回アドボカシーセミナープログラム

The 1st ADVOCACY SEMINAR ON VIETNAM COMPETITION LAW AND POLICY
-- SHARING EXPERIENCES OF JAPAN --

(Hanoi, 8 March 2006)

Time Frame	Subject	Name & Title of Key Note Speaker	Points of Contents
8:30-9:00	Registration		
9:00-9:15	Opening Remarks from Vietnam Side	Dr. Dinh Thi My Loan, Director General, Vietnam Competition Administration Department	
9:15-9:30	Opening Remarks from Japan Side	Mr. Yasuhiro TOJO, Senior Deputy Resident Representative of JICA Vietnam Office	
9:30-10:45 Session 1	Introduction of Vietnam Competition Law and Guidelines	Mr. Le Sy Giang, VCAD Official	
10:45-11:00	Coffee Break		
11:00-11:30 Session 2	Competition in the Market Economy	Mr. Shinji OMOTO, Senior Planning Officer, General Affairs Division, Secretariat, JFTC	Significance of Competition & Overview of the Structure Competition Law.
11:30-12:00	Q&A Session		
12:00-13:30	Lunch Breaks		
13:30-14:30 Session 3	Preparation for implementing Vietnam Competition Law	Mr. Trinh Anh Tuan VCAD Official	
14:30-14:45	Q&A Session		
14:45-15:00	Coffee Break		
15:00-16:00 Session 4	Experiences in Japan (Competition Law/Policy)	Mr. Shinji OMOTO, Senior Planning Officer, General Affairs Division, Secretariat, JFTC	Explanation of History of Law Development in Japan & References of Cases.
16:00-16:30	Q&A Session (overall)		
16:30-16:40	Closing Remarks from Vietnam Side	Dr. Dinh Thi My Loan, Director General, VCAD	
16:40-16:50	Closing Remarks from Japan Side	Mr.Hidekazu TANAKA, Team Leader, JICA TA Consultant Team	
16:50	Close of Session		

表 2-3-6 第 2 回アドボカシーセミナープログラム

The 2nd IMPLEMENTATION OF VIETNAM COMPETITION LAW
-- SHARING EXPERIENCES OF JAPAN --

(Ho Chi Minh City, 13 June 2006)

Time Frame	Subject	Name & Title of Key Note Speaker	Points of Contents
8:30-9:00	Registration		
9:00-9:20	Opening Remarks	Mr. Tran Anh Son, Deputy Director General VCAD	
		Mr.Hidekazu TANAKA, Team Leader, JICA TA Consultant Team	
9:20-10:15 Session 1	Introduction of Vietnam Competition Law and Guidelines	Mr. Cao Xuan Hien, VCAD Official	
10:15-10:30	Q&A Session		
10:30-10:45	Coffee Break		
10:45-11:15 Session 2	Competition in the Market Economy	Mr. Shinji OMOTO, Senior Planning Officer, General Affairs Division, Secretariat, JFTC	Significance of Competition & Overview of the Structure Competition Law.
11:15-11:45	Q&A Session		
11:45-14:00	Lunch Breaks		
14:00-15:00 Session 3	Preparation for implementing Vietnam Competition Law over the past time	Mr. Trinh Anh Tuan, VCAD Official	
15:00-15:15	Q&A Session		
15:15-15:30	Coffee Break		
15:30-16:30 Session 4	Competition Law & Enforcement of Japan	Mr. Shinji OMOTO, Senior Planning Officer, General Affairs Division, Secretariat, JFTC	- Explanation of the Provisions and Conducts to be Regulated Comparable to Vietnamese Law. - Introduction of Some of the Actual Cases.
16:30-16:45	Q&A Session		
16:45-17:00	Closing Remarks	Mr. Tran Anh Son, Deputy Director General, VCAD	
		Mr.Hidekazu TANAKA, Team Leader, JICA TA Consultant Team	
17:00	Close of Session		

表 2-3-7 第 3 回アドボカシーセミナープログラム

The 3rd IMPLEMENTATION OF VIETNAM COMPETITION LAW
-- SHARING EXPERIENCES OF JAPAN --
(Da Nang City, 18 September 2006)

Time Frame	Subject	Name & Title of Key Note Speaker	Points of Contents
8:30-9:00	Registration		
9:00-9:15	Opening Remarks	Dr. Dinh Thi My Loan, Director General VCAD	
		Da Nang Trade Rep. Office	
		Mr.Hidekazu TANAKA, Team Leader, JICA TA Consultant Team	
9:15-10:00 Session 1	Introduction of Vietnam Competition Law and Guidelines (Part 1) Over-all & Chapter 2	Mr. Cao Xuan Hien, VCAD Official	Over-all Explanation & Rest.Acts/Procedures of Chapter 2
10:00-10:20	Q&A Session		
10:20-10:35	<i>Coffee Break</i>		
10:35-11:10 Session 2	Introduction of Vietnam Competition Law and Guidelines (Part 2) Chapter 3	Mr.Doan Tu Tich Phuoc, VCAD Official	Explanation on Rest.Acts/Procedures of Chapter 3
11:10-11:30	Q&A Session		
11:30-12:00 Session 3	What Conducts will be subject of Provisions? (Reflecting on Japanese Cases)	Mr. Shinji OMOTO, Senior Planning Officer, General Affairs Division, Secretariat, JFTC	Introductory Overview of Cases
12:00-13:30	<i>Lunch Breaks</i>		
13:30-14:30 Session 4	How the Conducts were assessed? (Highlighting points in Japanese Cases)	Mr. Shinji OMOTO, JFTC	- Providing Examples of Cases to Foresee Future Cases in Viet.
14:30-15:00	Q&A Session		
15:00-15:15	<i>Coffee Break</i>		
15:15-16:00 Session 5	What Companies Want from Competition Agencies	Dr. Dinh Thi My Loan, Director General, VCAD	
16:00-16:20 Session 6	What Competition Agencies Want from the Business Community	Mr. Shinji OMOTO, JFTC	To Reflect Viet Situation on Japanese Situation
16:20-16:45	Q&A Session		
16:45-17:00	Closing Remarks	Dr. Dinh Thi My Loan, Director General, VCAD	
		Mr.Hidekazu TANAKA, Team Leader, JICA TA Consultant Team	
17:00	Close of Session		

(2) セミナー資料の作成

当初、本プロジェクトの計画段階では、アドボカシーセミナーにおいては、アドボカシーリーフレットを資料として使用することを想定していたが、プログラムの設計段階において、各セミナーでは、リーフレットに加えてセミナーにて使用する資料が必要であることが確認された。リーフレットのみが資料であると、セミナー自体の独自性が発揮できない場合も考えられ（地域性、参加対象、講師等の違いの反映について）、セミナーのプログラムに合わせると、リーフレットとしての汎用性が損なわれる場合が考えられたためである。

今回セミナー活動においては、公正取引委員会からの派遣講師による資料及び関係資料、ベトナム側からの発表講師による資料等をまとめた資料をリーフレットと合わせ提供した。本方式により、所与の目的に加え、より効果的な情報提供を進めることができたと考えられる。また、それまでの講師資料を単純に束ねた資料作成方式から、バインダー形式で、スロット用資料と付属資料を整理し、インデックスを付けるといった、ノウハウの改善にも注力した。

3.3.1 第1回アドボカシーセミナー概要

日 時：2006年3月8日（水）9:00～17:00

場 所：ハノイメリアホテル、タンロンルーム（Than Long Room）

参加数：110名

参加者構成：中小企業、ベトナム商工会議所（VCCI）関係者、ベトナム消費者団体、政府関係機関、学術機関、ジャーナリズム関係、法律事務所、等

モデレーター：Dr. Dinh Thi My Loan,

Director General, Vietnam Competition Administration Department

基調講演講師：公正取引委員会事務総局官房総務課 企画官 大元慎二氏

Mr. Le Sy Giang, VCAD Official

Mr. Trinh Anh Tuan, VCAD Official

(1) 第1セッション：「ベトナム競争法及び関係ガイドラインの概要」

ザン氏からは、まずベトナム競争法の概要に関して、その構成と特徴について、規制される行為、当局の機能・権限、調査・審査手続きの観点から説明があった。また、これに関連するガイドラインについての概要が紹介された。

ベトナム競争法では、大別して「競争制限的行為」と「不公正な取引」という二つの規制分野がある点が紹介され、前者については、競争制限的協定、支

配的地位の濫用・独占地位の濫用、経済集中があり、後者については第 39 条に規定されるとおり 10 類型の行為がある点を紹介し、それぞれの行為についての詳細が説明された。

また、執行機関としての評議会、VCAD の位置づけ、機能・権限についても、本 1 月に承認されたガイドラインに沿った説明がなされ、審査手続き・事件処理手続きについての概要が紹介された。

ガイドラインについては、競争法の執行に係る細則を準備する上で重要な役割であることが指摘され、現在、既に承認されている 5 つの Decree 及び 1 つのサーキュラーについて、それぞれの施行細則が規定する、規定の詳細、マルチレベル販売における規制行為、競争法に違反する行為とその処理・管轄権等について概要が説明された。

最後に、今後の競争法の履行にとって、競争当局の機能強化、人材育成、広い分野での普及・啓発・認知の向上、国際協力の 4 点が重要である点が提起された。

(2) 第 2 セッション：「市場経済における競争の意義」

大元企画官からは、日本との比較から、市場における競争の重要性とベトナム競争法の理解がより深まることを目的に、競争の意義や競争のもたらす利益及び日本の独占禁止法の規制分野を概説しつつ、日本がどの様に現在の経済状況に至ったかといった視点で、日本の経験を紹介した。特に、日本の経済成長を支えた経済政策、構造改革の中で競争政策が重要な位置づけとして実績をあげてきた点が指摘された。

競争の意義については、携帯電話市場の発展状況、カルテルのもたらすマイナスの効果等を例にとり、競争原理が働くことによって、消費者はもとより意欲のある事業者にとってもチャンスが広がる点が紹介され、市場メカニズムについての概念整理がされた。また、企業活動のグローバル化に伴い、国際的な市場の条件整備という観点からも競争法が重要であることが指摘された。

規制される行為については、日本の独占禁止法（1947 年）を概説しつつ、まず日本の執行当局である公正取引委員会の役割を説明。その上で、独占・寡占状態、カルテル・入札談合、企業結合、それぞれが引き起こす可能性のある課題について概説された。入札談合の部分に関しては、公的機関による入札に係る談合の事例等に触れ、企業活動に限らず非競争的行為が国民の不利益に繋がる点を取り上げた。また、企業結合についてはガイドラインによって詳細な行為規定等を設けている点なども紹介された。不公正取引については、日本の 16 の行為類型（一般指定）に触れ、取引拒絶、欺瞞的顧客誘因（誇大広告等）、優越的地位の濫用等、どの様な取引が不公正取引にあたるのかを明確にする必要

性について指摘があった。

最後に事件処理についての流れを説明して基調講演を終了した。

(3) 第3セッション：「ベトナム競争法執行のためのステップ」

本セッションでは、当局から、競争法執行に向けてのこれまでの取り組みに係る報告と、今後の方向性についての展望について発表された。これまでの取り組みとしては、既に承認された5つの Decree 及び1つの決定(午前中のセッションにて概説)及び多くの司法省をはじめとする関係機関・企業・地方政府の意見を集約してきた結果であるという経緯、競争法・競争政策に係る出版物、各地方政府で行われてきた普及啓発活動、テレビ・インターネット等のメディア（Vnexpress.net 等）を通した様々な普及啓発活動（インタビュー、公開のフォーラムでの質疑応答等）に係る実績について説明があった。また、調査ミッションの派遣（中国、米国、台北、日本、カナダ、独、スウェーデン）による法制段階の考慮点・競争法に関する考え方等の情報収集及び当局業務視察等、直接企業・消費者団体等を訪問して質問に対応する等の取り組み、APEC 等国際的な枠組みにおける会議・ワークショップ等の各種取り組みへの参画についても触れ、国際協力の枠組みでは、JICA、FSP（フランス）、PIAP(カナダ)等からの支援実績等の紹介があった。また、審査官の育成や市場調査手法等の充実、各国の実情に係る調査が進められていることが紹介された。

今後の展望としては、引き続き人材育成、組織強化の重要性が指摘されるとともに、並行して普及啓発に係るアドボカシー活動、また、国際的な協力が重要であることが指摘された。

(4) 第4セッション：「日本におけるこれまでの経験（競争法・競争政策に関して）」

日本における独占禁止法施行の1947年から現在に至るまでの環境変化と法の変遷を整理した上で、現在の公正取引委員会の活動状況を紹介した。その後で、具体的な取引例として価格カルテル、優越的地位の濫用、事業統合に関する事例の紹介があった。

これまでの経緯については、主に次の点についての説明があった。アメリカの反トラスト法を手本に制定された日本の独占禁止法は、当初厳しすぎるという批判があるほどであった。このため1950年代には、2回の改正があり、例外規定が導入される等、法の履行という点では若干後退した時期ではあったが、他方、優越的地位の濫用等、競争法上の弱い立場にある対象の保護を念頭にバランスを重視する期間となった。60年代、高度成長期に入りオイルショック、価格の高騰による便乗値上げ等の問題が発生し、特に、石油、化学、鉄鋼分野

での価格カルテルが横行した。これを受け 77 年には課徴金制度が導入された。70 年代こうした動きを受け、施行から 20 年余りをかけて法律はようやく定着したといえる。80 年代後半、貿易摩擦を受け日本の市場の閉鎖性が問題となり、政府規制の見直しを通して、競争促進的政策の強化の方向性が打ち出された。90 年代以降、市場原理を働かせることにプライオリティがおかれ、課徴金の額の引き上げ、悪質な行為に対する刑事告発、適用除外制度の廃止等が実施され、競争強化が行われた。2005 年には、最大の改正といわれる改正があった。中心的な改正のポイントは、課長金の額の更なる増加、課徴金減免制度導入、犯罪捜査権限の付与など。

上記を踏まえ、現在の公正取引委員会の活動につき概要の報告があった。90 年には 474 名だった JFTC 職員も 2005 年には 700 名となっている。また、80 年代以降、取り扱い事件件数も年々堅調に増加している。また、排除措置は 35 件（対象事業者 472 名）、課徴金納付命令総額で 111.5 億円(2004 年)の実績となった。その他、関係機関との連携、消費者保護・中小企業取引についても、景品表示法、下請け法等、関係法令等を通じた取り組みを進めている。

その後、具体的な事例として、以下 3 件についての説明があった。

- 1) ステンレスカルテル事件(04)：価格カルテル
- 2) 大規模量販店に係る事件（ユニーに対する件）(03)：優越的地位の濫用
- 3) 日本航空と日本エアシステムの事業統合(02)：事業統合に係る問題解消

(5) 質疑のポイント

本セミナーでは、開催地がハノイということもあり、産業界だけでなく、多くの公的機関・団体からの出席を得た。こうした影響もあり、具体的な取引と法規定との関係に加え、価格のあり方に関して公的機関と企業活動との関係についての質問も多く出された。また、日本側からの基調講演を受けて、今後の競争当局の方向性に関する質問なども寄せられた。これら質問のポイントは以下のとおりである。

Box 2-3-8 質問として提起された主要な関心事項

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 当局に対する報告／届け出等に関してデータの不足から精度の懸念あり・ 優越的地位を利用した価格設定（ie.原価割れ販売価格）、公的サービスにおける価格設定、政府/公的機関の優遇措置に基づく価格設定等々と公正取引との関係・ 競争当局における地方事務所の位置づけ／今後の方針・ 法令で明確でない基準等に係る取扱い（ガイドライン等との関係） |
|---|

3.3.2 第2回アドボカシーセミナー概要

日時：2006年6月13日、9:00～17:00

場所：レックスホテル（ホーチミン市）

参加数：143名

参加者構成：企業経営者、業界団体を中心に学会、マスコミ等

モデレーター：Mr. Tran Anh Son

Deputy Director General, Vietnam Competition Administration
Department

基調講演講師：公正取引委員会事務総局 官房総務課 企画官 大元慎二氏

Mr. Cao Xuan Hien, VCAD Official

Mr. Trinh Anh Tuan, VCAD Official

(1) 第1セッション：「ベトナム競争法とガイドラインの紹介」

ヒエン氏から、基調講演として、基本的なベトナム法の成立から構造（非競争的契約、経済集中、優越的地位の濫用、不公正取引）に加え、5つの関係する施行細則についての概要説明があった。

今回のプレゼンテーションにおいては、本件取り組みにて作成したアドボカシーリーフレットの内容を説明用のパワーポイントスライドに組み込み、価格設定、市場分割、販売量制限及び適用除外、入札談合、優越的地位の濫用、経済集中等の違反行為の類型について順次説明された。（このため、参加者にとっては、プレゼンテーション資料だけでなく、後日、同時に配布されたリーフレットを参照し更に具体的に競争法を理解しやすくなったと考えられる。）

本セッションのメッセージとしては、基本的な法の構造を概説するだけでなく、競争法あるいは競争政策を理解することは、ベトナムにおいても、中小企業をはじめとする多くの企業活動において、経営戦略に資するものである点が強調された。また、規制される側にならないようすることはもとより、むしろ、自らの権利を主張できるための環境が整ったという点を認識して欲しいという当局からの期待が表明された。

(2) 第2セッション：「市場経済における競争」

JFTC 大元企画官より、前回の基調講演内容を踏まえリバイズした資料に基づき、競争促進が日本にもたらした利益について具体的な数字を挙げて説明するとともに、競争法の施行を通じた競争環境促進の利点、日本に競争法が根付いていく歴史などの紹介があった。

(3) 第3セッション：「ベトナム競争法施行に至るこれまでの取り組み」

VCAD トゥアン氏から、最近の競争法の展開について、競争に関連する事件、アドボカシー活動、VCAD の能力向上に向けた努力や体制の拡充、国際協力等についての紹介があった。また、現在、VCAD では、VNPT の寡占状況や、自動車業界の価格の適正、違法性の指摘されるマルチ商法の案件に関して調査が進められている点が紹介された。

(4) 第4セッション：「日本の競争法とそのエンフォースメント」

JFTC 大元企画官より、日本の競争法の枠組みを説明するとともに、今後ベトナムでも課題となってくることが予想される流通ガイドラインの内容を概観し、さらに個別の事例が紹介された。個別の事例については、鉄鋼メーカーの価格カルテル、大規模小売業者による優越的地位の濫用、航空会社による企業結合が取り上げられた。

(5) 質疑のポイント

ハノイと異なり、参加者の多くを企業関係者に占めることとなった。そのため相対的に競争法に係る意識は高く、当局の今後の取り組み、また、当事者としてどの様に対応していくかについて関心が高かった。質疑応答のセッションも、活発なコミュニケーションがあり、セッション時間を若干拡大することになった。

特に、中小企業の事業活動と競争法との関わりや、外資系企業との競争の考え方、広告・販売方法における公正な取引慣行の考え方等に係る関心が高く多くの質問が寄せられた。

Box 2-3-9 質問として提起された主要な関心事項

- ・市場の特定の方法と定義（「関連市場」の範囲等）
- ・中小企業の基準と例外範囲の明確化（WTO 加盟後の中小企業対策等）
- ・過剰なコストをかけた広告の競争法上の課題
- ・競争法として認められる販売方法／販売戦略の考え方
- ・苦情の申し込み先（VCAD か裁判所か？）や審査期間、費用負担
- ・競争当局の独立性

3.3.3 第3回アドボカシーセミナー概要

日時：9月18日（月）8:40～17:00

場所：ダナン・サイゴントゥラーンホテル

参加数：118名

参加者構成：中小企業を中心とする現地企業、ダナン商業局関係者等

モデレーター：Dr. Dinh Thi My Loan,

Director General, Vietnam Competition Administration Department

基調講演講師：公正取引委員会事務総局 官房総務課 企画官 大元慎二氏

Mr. Cao Xuan Hien, VCAD Official

Mr. Doan Tu Tich Phuoc, VCAD Official

(1) セッションの概要

本件セミナーの内容に関しては（基本的な考え方は前2回と同様であるが）、特に留意したのは、i)ベトナム法の詳説、ii)解説された規制に該当する違反行為事例の紹介、iii)当局と産業界との関係、と大別して3つの柱で構成した点である。このうちベトナム法解説に関しては、本取り組みで作成したリーフレットを有効活用し、競争制限的行為、不公正取引慣行、の2規制分野について、それぞれ担当する審査部門の責任者が発表をするという形をとった。違反行為事例に関しては、ベトナムにおいては、競争当局による摘発事例が未だないこともあり、日本のJFTCにおける事例の紹介を得た。また、右報告では、単に事例紹介に留まることなく、違反行為として規制され得る行為の視点・観点（当局側からは違反行為を特定する際のポイントとなる）についても、的確な解説を得ることができた。

午前中、第1、第2セッションにおいて、それぞれVCAD側、ヒエン氏、フオック氏より、ベトナム競争法の競争制限的行為、不公正な取引慣行についての発表があり、これに対応する形で、JFTC大元企画官よりは、価格カルテル、優越的地位の濫用、企業結合についての事例を、午前中のセッションで、また、取引拒絶、取引妨害、差別的取引条件に係る事例を午後のセッションにて紹介した。最後に、Loan局長の発表の後、日越双方の当局から、企業サイドに期待する事として、企業努力によって競争環境を維持することの重要性が提起され、当局もこれを支援する立場にある点が確認された。また、特に日本サイドから、JFTC等先進国の当局での実情を紹介の上、競争法違反行為を未然に防止するための支援も当局としても重要な役割である旨の指摘があった。

(2) 質疑のポイント

本セミナーは、ダナンの商業省地方局の全面的協力を得たこともあり、活発な質問が寄せられた。地方局関係機関からは、法規制にかかる質問に加え、当局における本部と地方事務所との関係、それらの情報の共有化等々、組織体制に関する質問も多かった。また、産業界からは、大企業や政府の優遇措置、大企業の廉価輸入品による競争阻害行為に関する懸念等が寄せられた。これは、中小企業を中心とするダナンの産業特性を反映したものと考えられる。その他、日常の企業活動で今後留意すべき点として、ダナンでは、過大広告、誤解を与える表示等についての注意が必要であるといった指摘もあった。

Box 2-3-10 : 質問として提起された主要な関心事項

- ・ 農薬分野、貸し出し金利、輸送費用等の公的優遇措置による競争制限の可能性
- ・ 事業者団体の活動にかかる規制の有無
- ・ ダナンの現状を考慮すると過大広告、誤解を与える表示等の懸念
- ・ 輸入品と国産品、大企業と中小企業との競争関係の考え方
- ・ 当局における中央と地方の役割と機能
- ・ 当局の決定に対する不服申立等審判手続き

3.3.4 アドボカシーセミナーの評価

セミナーに対する評価は、次回以降の本件プロジェクトにおけるアドボカシーセミナー開催企画にもフィードバックし、より充実したプログラム内容を提供することはもとより、VCAD による自助的なアドボカシーセミナー実施も役立つ様、整理・分析をした。

アドボカシーセミナーについては、一定の内容を 3 地域において実施するとの計画のため、本来は、同様の内容のセミナーを 3 回実施することが想定されていた。そのため、実質的なプログラム内容及び構成は、第 1 回セミナーに準ずるもので、第 2 回は、午前 2 セッション（「ベトナム競争法とガイドラインの紹介」「市場経済における競争」）、午後 2 セッション「ベトナム競争法施行に至るこれまでの取り組み」「日本の競争法とそのエンフォースメント」の合計 4 セッションの構成とした。第 3 回では、第 2 回のプログラムをより各論構成にする形で進めた。そのため、以下、評価に関しては、必ずしも同じ基準での分析とはなっていない。

(1)アンケート調査結果

各セミナーの後では、それぞれアンケート調査を実施し、参加者の意見を聴取した。以下がその結果であるが、質問の基本構成は、Q-1で参加者の所属構成、Q-2で事前知識の有無、Q-3でセミナーの有用性、Q-4でセミナー後の理解度として、Q-5では、各スロットの満足度を確認している。(質問票は Appendix C-5 参照)。

第1回目と2回目との比較では、第2回参加者の84%がセミナーは非常に役にたったと回答しており、前回の62.9%を20ポイント以上上回る結果となっている。セミナー後に競争法の理解が深まったかとの質問に対して、両セミナーいずれも90%が理解が深まったとしているが、第2回セミナーでは、非常に深まったと回答した層が32%と、前回26.5%を6%程度上回っており、関心の高さを裏付ける結果となった。セッション毎の関心では、ベトナム競争法の説明に係る第1セッションが38.3%と最も高く、前回、各セッションの割合がほぼ同じだった点を考えると、競争法をアドボケートしていくという趣旨からは、第2回のセミナーがより目的にあった実施とすることができたといえよう。

これに反し、第2回と第3回の比較では、セミナー全体が非常に役に立ったという層が、84%から58%に減少している。セミナー時点での反応では、双方に大きな違いはないが、ホーチミン市とダナン市それぞれでの参加者の層の違いが現れている可能性がある(ホーチミンは大企業が多く、ダナンは中小企業が多い)。その意味では、今後、プログラム構成を考える際に、地域性を十分考慮して、その地域の産業等にあったプレゼンテーションを工夫するという点に留意が必要であろう。他方、第3回セミナーについては、コーディネーターに、Loan 局長を迎え、カウンターパート側のイニシアティブも向上しており、これまでの取り組みが、徐々に成果となってきたと考えられる。また、ダナン市は、法で規定されている地方事務所設置拠点であり、その意味で、ダナン商業局との関係強化にも役だった。

表 2-3-11 : アドボカシーセミナーアンケート調査結果

The 1st Advocacy Seminar

Q-1	Government	Private	Professional		Total
	23	6	7		36
	63.9%	16.7%	19.4%		100.0%
Q-2	Know Very Well	Partly Knew	Title only	Did not know	Total
	3	24	9	1	37
	8.1%	64.9%	24.3%	2.7%	100.0%
Q-3 ev1	Very much	Firly useful	Acceptable	Not useful	
	22	12	1	0	35
	62.9%	34.3%	2.9%	0.0%	100.0%
Q-4 ev2	Very much	Firly so	Acceptable	Not clear	
	9	23	2	0	34
	26.5%	67.6%	5.9%	0.0%	100.0%
Q-5 ev3	Session 1	Session 2	Session 3	Session 4	
	19	19	19	21	78
	24.4%	24.4%	24.4%	26.9%	100.0%

The 2nd Advocacy Seminar

Q-1	Government	Private	Professional		Total
	25	15	7		47
	53.2%	31.9%	14.9%		100.0%
Q-2	Know Very Well	Partly Knew	Title only	Did not know	Total
	5	41	4	0	50
	10.0%	82.0%	8.0%	0.0%	100.0%
Q-3 ev1	Very much	Firly useful	Acceptable	Not useful	
	42	8	0	0	50
	84.0%	16.0%	0.0%	0.0%	100.0%
Q-4 ev2	Very much	Firly so	Acceptable	Not clear	
	16	33	1	0	50
	32.0%	66.0%	2.0%	0.0%	100.0%
Q-5 ev3	Session 1	Session 2	Session 3	Session 4	
	44	23	19	29	115
	38.3%	20.0%	16.5%	25.2%	100.0%

The 3rd Advocacy Seminar

Q-1	Government	Private	Professional			Total
	17	9	0			26
	65.4%	34.6%	0.0%			100.0%
Q-2	Know Very Well	Partly Knew	Title only	Did not know		Total
	1	12	19	0		32
	3.1%	37.5%	59.4%	0.0%		100.0%
Q-3 ev1	Very much	Fairly useful	Acceptable	Not useful		
	18	13	0	0		31
	58.1%	41.9%	0.0%	0.0%		100.0%
Q-4 ev2	Very much	Fairly so	Acceptable	Not clear		
	5	23	4	0		32
	15.6%	71.9%	12.5%	0.0%		100.0%
Q-5 ev3	Session 1	Session 2	Session 3	Session 4	Session 5	Session 6
	20	18	15	11	18	15
	20.6%	18.6%	15.5%	11.3%	18.6%	15.5%
						97
						100.0%

(2)その他全体を通じた評価

本来のキャパシティビルディング対象となるセミナー企画運営に関しては、第1回セミナー時点でのスケジュール管理、また、運営企画ツール（工程チェックリスト付属資料 C-4 参照）等を駆使し、想定のとおり VCAD のイニシアティブで進めることができた。従来から、セミナー運営等については、他ドナーあるいは自助にて経験実績を積んで来ていたことから、開催事務における対応は十分とれる状況にある。他方、これまで、開催事務のスムーズな運用に目がいくばかり、内容についての検討が必ずしも十分でなかったと云える部分があったが、本取り組みを通して、「どの様な目的で」「何を伝える（実現する）のか」「そのための講演等の内容はどの様なものが良いか」といった点を事前に検討する素地が作られてきたと思われる。リーフレット内容との相乗効果、フロアからの質問への木目の細かい解答等はそれらの現れの一部と評価できる。

TA チーム側からは、こうした TA に加えて日本サイドからのプレゼンテーションの趣旨を説明する資料を用意し、カウンターパート側からの資料等を準備する上での参考とできる様いくつかの工夫をした。また、日本との法制の違いを明確にしつつベトナムにとっても日本の事例等が参考となりやすいよう日越の競争法比較チャートを作成し、企画過程でもカウンターパートとの情報の共有化につとめた（付属資料 B-8 参照）。なお、これらは、工程チェックリストと同様に、一過的なものではなく、今後も企画・運営ツールの一環として、カウンターパート側で改訂しつつ利用可能なものとすることを念頭においている。

その他、3回のセミナーを通して、参加者及び講師等からは、以下の指摘が寄せられた。

参加者からの評価

- ・今回のようなセミナーは極めて重要であるので、頻繁に実施して競争法や競争政策の現状、進捗状況などを分かり易く伝えてもらえると良い。
- ・個別の取引に関する詳細な説明機会があると良い。（社内研修、VCCI 等を通じた研修シリーズ、分科会による個別取引規定解説等）
- ・日本の経験を紹介するだけでなく、その経験がどの様に活かせるかという方向性に係る示唆にまで踏み込んだ議論ができれば良かった。

講師・主催者側からの評価

- ・参加者のレンジを絞り込んで、テーマとの関連性をもう少し明確にできると良い。例えば、中小企業対象ということであれば、これに特化する、あるいは、環境の近い中小企業を中心に選定するといった、工夫も今後必要になろう。
- ・今後、作成のリーフレットを活用したセッションを盛り込む等、よりリーフレットの有効活用を含めたセミナー企画を検討してはどうか。

4. 技術移転セミナー

4.1 技術移転セミナーのねらいと企画立案

本協力プログラムにおいては、初年度に 1 回、第二年度に 3 回、計 4 回の技術移転セミナーを実施した。

実施に当たっては、(1) ベトナム競争管理局 (VCAD) 内担当者の継続的な能力向上とこれに応じた関心の推移・深化、(2) VCAD の組織体制の整備や人員拡充、(3) 法制度整備の進捗の 3 点を念頭におき、既に実施したセミナーの評価なども踏まえつつ、VCAD 側と TA チームとが継続的に協議を行いながら最新のニーズを踏まえ、公正取引委員会事務総局及び学識経験者の知見をも活用しつつ、プログラムを構築した。

特に、第 1 回セミナーの成果を受け、カウンターパートからの期待が高まり、第 2 回セミナーの実施前に包括的な協議の場を設け、①残る 3 回のセミナーでそれぞれ 1 規制分野を順次取り上げて欲しい、②実際に起きた事件を 1~2 ケースを取り上げ、事件の端緒から内部での意思決定や審査をへて審決に至るまでの詳細な実務を把握したい、③質疑応答などのディスカッションをできる限り多く取り入れて欲しいといった具体的なニーズが提起された。このニーズを踏まえて公正取引委員会事務総局及び学識経験者の知見を活用し、残るセミナーの大枠の見通しを立てることが可能となった。

その後も VCAD 担当官は自助努力を重ねると共に、本プロジェクト及び他ドナーによる研修の機会なども活用しながら漸進的に知識と能力を向上させるとともに、所掌範囲の明確化の努力を重ねたこともあり、関心の所在が日本の経験の共有に加え、ベトナム法の適用、さらには審査実務の詳細へと深化をみせたので、こうした進捗を踏まえて TA セミナーのねらいも回を重ねることに充実したものとなった。

4 回のセミナーの概要及びねらいは以下のとおりである。なお、詳細なプログラム（英語版）等を巻末に参考資料として掲載する。

表 2-4-1 TA セミナー概要

第 1 回 TA セミナー（2006 年 3 月 1 日～3 日）	
出席者	VCAD 及び関連省庁・機関職員（初日 70 名、2-3 日目 35 名）
講師	下津 秀幸 公正取引委員会競争政策研究センター研究員 丸山 一浩 公正取引委員会経済取引局総務課経済調査室 瀬領 真悟 同志社大学法学部教授

テーマ	ベトナム競争法と日本の独禁法、独占状態に関する市場調査手法と実務
ねらい	導入セミナーと位置付け、日本の独禁法について概観するとともに、独占・寡占を取上げ、法・ガイドラインの規定と市場調査手法に関する知識移転を実施

第2回 TA セミナー（2006年6月19日～22日）	
出席者	VCAD 及び関連省庁・機関職員（初日40名、2-4日目26名）
講師	甲田 健 公正取引委員会審査局第四審査上席 上席審査専門官 井堀 治 公正取引委員会審査局第五審査上席 審査専門官 瀬領 真悟 同志社大学法学部教授
テーマ	不公正取引（再販価格維持制度及び優越的地位の濫用を中心に、日産化学工業事件と三井住友銀行事件を素材として）
ねらい	日本法とベトナム法を比較しつつ、具体的な事件の端緒から審査過程、審決に至るまでを段階を追って詳細に説明し、十分な質疑応答を行い、実務上の疑問に答えつつ審査方法の技術移転をねらう

第3回 TA セミナー（2006年9月5日～8日）	
出席者	VCAD 及び商業省他部署、裁判所等機関職員（26名）
講師	細田 孝一 公正取引委員会審査局犯則審査部長 友行 啓子 公正取引委員会経済取引局企業結合課企業結合調査官主査 瀬領 真悟 同志社大学法学部教授
テーマ	私的独占及び企業結合（NTT 事件及び事前相談手続やいすゞ事件等を素材として、市場画定を含む）
ねらい	日越の法規定や理論、日本の事件の手続や法適用に関する講義に続き、「参加型」の実習を取り入れ、架空のケースを準備のうえベトナム競争法を適用する検討・発表する場を設けた。グループディスカッションで理解を深めるとともに、プレゼンテーションやそれに続く講師による講評、質疑応答を通じて、実際に法を運用する際の着眼点や課題を明らかにし、共有することをねらう

第4回 TA セミナー（2006年11月27日～29日）	
出席者	VCAD 及び商業省他部署、裁判所等機関職員（26名）
講師	前田 義則 審査局第二審査 審査長補佐（総括担当） 内田 清人 審査局管理企画課審判上席 審査専門官（主査） 瀬領 真悟 同志社大学法学部教授
テーマ	不当な取引制限の禁止（カルテル及び談合）塩化ビニル樹脂向けモディファイヤーの製造販売業者のカルテル事件及び日本の談合事件と審査の経験（旧

	首都高速道路公団が発注するトンネル換気設備工事の入札談合事件を素材として)
ねらい	残る主要規制分野である不当な取引制限の禁止を素材として、日本の事件における審査実務等の講義に続き、模擬事件の審査を「参加型」の実習出取り扱う。架空の事件の証拠等を準備のうえ、TA チーム側が被疑企業となり、ベトナム側出席者により実践に近い審査シミュレーションの機会を提供する。プレゼンテーションやそれに続く講師による講評、質疑応答を通じて、実際の審査における着眼点や課題を明らかにし、共有することをねらう。

- ・ いずれも日越同時通訳によりハノイのプレスクラブ内会議室にて開催。

本節では、以上 4 回に渡る各セミナーに関し、(1) 位置付けと準備、(2) 内容（プログラム及び特記すべき議論を中心として）、(3) 評価をとりまとめる。

4.2 第 1 回 TA セミナー

(1) 第 1 回技術移転セミナーの位置付けと準備

2006 年 3 月に開催した第 1 回技術移転セミナーは、プロジェクトの本格始動に際しての導入と位置付け、日本の独占禁止法について概観するとともに、独占・寡占を取り上げて、法・ガイドラインの規定と市場調査に関する知識移転を行うこととした。

セミナーの運営と準備に関し、同時通訳施設の関係もあり、プロジェクト事務所を設置したプレスクラブの会議場施設を会場として使用した。第 1 回から第 4 回まで、使用する機器、設備類の手配は VCAD が担当した。また、当日の運営に関しても、機材搬入からセッティング、パワーポイントのための PC 操作などを VCAD がオーナーシップを持って担当した。なお、VCAD 側の企画運営及びとりまとめは第 1 回から第 4 回まで一貫して Mr. Phan Duc Que 担当官 (Official) が務めた。

資料の準備に関しても、VCAD がベトナム語訳とバインダー作成を責任持って担当した。特に、英語からベトナム語への翻訳作業は大部にわたる専門的な内容であったにも拘らず的確な対応がなされた。

セミナー当日は、時間的な制約を勘案し、通訳は日越同時通訳を手配し、事前に使用する資料を送付するなど準備を依頼した。専門性を要する分野の通訳であるが、第 1 回セミナーやアドボカシーセミナー以降知識を蓄積し、一貫して高い質の同時通訳が提供できたとの意見が大勢であった。

(2) 内容

3 月 1 日より 3 日まで、1 日目は関係省庁、国立大学、法律事務所、国有企業、国有総公司、関係各省庁の法務部門を中心とする専門職員など合計 72 名、2・3

日目は VCAD 職員に加え、計画投資省 (MPI)、最高裁判所、首相府など、今後、競争法執行における協力機関として重要とされる関連省庁の担当職員など合計 36 名が出席した。

1 日目、プログラムは VCAD、Son 局次長、JICA 東城次長及び JFTC 経済取引局の下津室長補佐からのオープニング・リマークに続き、VCAD 側からのベトナム競争法の解説、同志社大学の瀬領教授による日本の独占禁止法の歴史、意義、公正取引委員会の役割などが行われ、日本における競争法制定及び運用背景の概要を紹介した。

2・3 日目は、下津研究員より、独占禁止法における独占・寡占規制の内容について、内的成長による独占等に伴う弊害及び独占状態に対する措置を独占禁止法及び独占状態ガイドラインに沿って説明がなされた。続いて丸山事務官より、独占的状态に対する市場調査手法に関し、集中度調査の経緯、意義・目的といった概要及び作業手順、調査対象品目の選定方法、調査表設計の考え方、データ収集・集計の方法、結果の活用等に関し、実例を引きつつ説明があった。

3 日間を通して、ベトナム側参加者からは、法の運用にかかわる様々な質問が活発に寄せられた。例えば、ベトナムが直面する現実的な問題点への対処に日本の経験がどのように生かされるか、模索する内容の意見、実務研修部分に関し、実際の執行の場面で想定されるベトナムの現実を踏まえた対処方針に関する質問や、実務における公正取引委員会の仕組みなどに高い関心が寄せられた。

表 2-4-2 第 1 回 TA セミナープログラム

第 1 回 TA セミナー		
日程	2006 年 3 月 1 日～3 日	
目的	1. ベトナム競争法執行関連省庁その他機関に対する導入セミナー 2. VCAD 及び関連省庁職員に対する市場調査手法の技術移転	
モデレーター	Tran Anh Son	Deputy Director General, VCAD
講師	瀬領 真悟	同志社大学、法学部教授
	下津 秀幸	公正取引委員会競争政策研究センター 研究員
	丸山 一浩	公正取引委員会経済取引局総務課経済調査室 内閣府事務官
第 1 日	テーマ：ベトナム競争法と日本の独占禁止法	講師
午前	開会挨拶 ・ Tran Anh Son 局次長 ・ 東条 康弘 ベトナム事務所次長 ・ 下津 秀幸 競争政策研究センター 研究員	越競争当局(VCAD) JICA 公正取引委員会

	ベトナム競争法と競争政策 “Competition Law & Policy in Vietnam”	Le Sy Giang VCAD 職員
	日本の独占禁止法の背景と歴史(1) - 日本の独占禁止法の概要と公正取引委員会	瀬領教授
午後	日本の独占禁止法の背景と歴史(2) - 日本の独占禁止法の概要と公正取引委員会	瀬領教授/ 公正取引委員会
	ベトナム競争当局及び競争関連調査手続 “Vietnam Competition Administration Department and Competition Investigation Procedures”	Le Thanh Vinh VCAD 職員
	質疑応答	瀬領教授/VCAD/公 正取引委員会
2 日目	テーマ：独占的状态に関する市場調査手法と実務	講師
午前	独占禁止法上の独占・寡占規制について ～内的成長による独占等に伴う弊害～ ・独占的状态の定義（2条7項及び8項） ・独占的状态ガイドライン、政令 ・独占的状态に対する措置（8条の4）	下津研究員
午後	独占禁止法上の独占・寡占規制について ～独占的状态規定の発動まで～ ・独占的状态に対する措置（8条の4）（つづき） ・発動までの手続規定・特徴等 ・独占的状态規定導入当時の時代背景等（なぜこのよ うな規定が必要になったか。どうしてこのように複雑 な規定になったのか。）	
	独占禁止法上の独占・寡占規制を巡る昨今の議論 ・昨今の8条の4を巡る議論	
	質疑応答	
3 日目	独占的状态に関する市場調査手法と実務	講師
午前	独占的状态に対する市場調査手法 ～集中度調査の概要～ ・調査の経緯、意義・目的 ～集中度調査の調査方法～ ・調査の作業手順 ・調査対象品目の選定方法 ・調査票設計の考え方 ・調査内容 ・データ収集・集計の手法 ・公取の活動におけるその結果の利用	丸山事務官
午後	質疑応答	

(3) 第1回 TA セミナーの評価

全体として、質疑応答が相当に活発であった。また、最終日に実施した出席者に対するアンケート調査結果においても、「ベトナムにおいて競争法が導入されて間もないことから、日本の経験を共有する機会は有用である」、「日本法、

ベトナム法に関する法の概念や基本的な情報が提供されたことは、今後に役立つ機会であった」といった評価が寄せられている。

同時に、今後の課題に関する指摘として、「今後、日本における経験を活用しつつ、ベトナム法の適用に焦点を当てたセミナーを期待する」、「実際の事案を例にとって、日本の当局がどのような事案処理を行っているかを、主として審査実務を中心に説明してほしい」といった期待が表明された。

4.3 第2回 TA セミナー

(1) 第2回 TA セミナーの位置付けと準備

①ベトナム競争管理局のニーズ把握

第1回セミナーを成功裏に終えたことを含む第1年次の活動を受けて、VCAD側とのコミュニケーションが向上・強化され、VCADが有するニーズの聴取を効果的に行い得る関係が構築された。これを機に、第2回セミナーの立案にあたっては、VCAD職員の主要メンバー5名とのブレインストーミングを実施してニーズを詳細に把握したことをはじめ、メールや電話を介したコミュニケーション、現地打合せ等を通じてプログラム案の拡充を進めた。

セミナー立案にあたって勘案したVCAD側ニーズ（関心事項及びセミナーの形式についての要望）は以下の諸点である。ただし、VCADはいくつかの点に関して制約がある点を理解していた。TAチームはこれらの要望を公正取引委員会及び学識経験者に伝え、対応可能性を協議した。

VCAD側関心事項

- ・ 第1回 TA セミナーにおいて競争法に関する一般的な考え方を含む導入としての意義があった。そこで、その成果に基づき、第2回以降は実務面の詳細について取り上げられることを期待する。
- ・ 審査方法、市場画定の方法、組織内での意思決定、文書の管理、証拠入手等に当たっての困難など、一般論ではなく、個別の事件でどの様に取り上げたか、どの様に苦労したか等、具体的な実務を承知したい。
- ・ 実際の事案に基づく説明を希望する。事案の受付から終了までの組織内での扱いについて紹介してほしい。
- ・ 事案に基づく実務の説明にウェイトをおきながら、理論部分と実務部分をバランスよく組み合わせたい。
- ・ 実務のうえで、取り上げる事案とそうでない事案の区別の方法、多様な業務があるなかでのプライオリティの判断方法、文書の分類等にも関心がある。
- ・ ヒアリング方法の実務について関心がある。

- ・ 審査技術にかかわる審査官に対する教育方法についても関心がある。

セミナーの形式についての要望

- ・ 今後実施されるそれぞれのセミナーについて、①市場分割（小売業等）、②優越的地位の濫用、③独占、④価格維持（黙諾による）等から各セミナーで1つの分野を取り上げる（番号はプライオリティを反映するものではない）。
- ・ それぞれのセミナーにおいて、法の原則や理論に関する簡潔な説明から開始し、ケーススタディを行う。ケースは1回のセミナーについて1事案程度で構わない。その事案を詳細に説明・分析してほしい。そのなかで、審査技法、内部手続き、市場決定など、VCAD が関心を持つ事項を説明してほしい。（申告受付から審決にいたる審査・事件処理の各段階を詳細に理解したい。）
- ・ 実際の資料も可能であれば TA セミナーの配布資料としていただきたい。
- ・ 取り上げる事案については、JFTC に対して TA チームが VCAD の要望を伝え、そのうえでご検討いただきたい。
- ・ テーマによって出席者を検討する。例えば、VCAD の内部関係者に限定し、約 20 名を想定し、そのうえで実務面を深く掘り下げる等。
- ・ ロールプレイングは第 3 回、第 4 回のセミナーの後半で実施することを希望する。必要であれば、その際に利用する仮定を、VCAD がこれまでの業務経験等に基づき作成することも可能である。
- ・ 水準の高い同時通訳の登用が望まれる。

これらの要望等を受け、①主要な出席者は VCAD 職員とし、②日本の判例を素材として事件処理実務に関する情報提供を主眼とし、理論は導入部分に紹介する、③第 2 回から第 4 回のセミナーまでで順次関心分野を網羅する、④判例は 1、2 ケースに絞り込み、質疑応答の時間を十分取るといった運営にすることとした。

②公正取引委員会事務局及び学識経験者との TA チームによる相談

上記 VCAD 側のニーズに基づき、公正取引委員会と協議のうえ、まずは日本の競争法における「不公正な取引方法」を取り上げることとし、セミナー初日の最初に事件処理実務の流れを説明したうえで、最近の 2 事件を 2 日間に渡って紹介するなかで、処理の局面毎に実務を詳しく掘り下げることにした。取り上げることとした事件は以下の 2 件であり、同じ不公正な取引方法違反でありながら、対象商品の内容や関係業界などが異なる好対照となった。

表 2-4-3 第 2 回 TA セミナーで素材とする 2 つの事件

2 日目：日産化学工業事件 適用法令：独占禁止法第 19 条、再販価格の拘束（一般指定第 12 項）違反 2005 年 10 月立入調査、2006 年 5 月に排除措置命令及び同プレスリリース公表
3 日目：三井住友銀行事件 適用法令：独占禁止法第 19 条、優越的地位の濫用（一般指定第 14 項） 2005 年 12 月 審決。立入調査は実施せず。

また、学識経験者として第 1 回技術支援セミナーの際にも協力を得た瀬領同志社大学教授とも協議のうえ、初日の午後に日本の独占禁止法が社会において果たしてきた役割や展開及び不公正な取引方法（特に再販価格の拘束及び優越的地位の濫用）の規定と意義について説明し、競争法の導入過程にあるベトナムに対する示唆を与えるとともに、2 日目以降のケース紹介をよりよく理解するための前提となる知識を提供することとした。

準備を進める過程で、ベトナム競争法と日本の独占禁止法の規定内容が概念の相違を講師とも情報共有することが有用と認められた。日越法の比較表（Appendix B-8）を作成のうえ活用した。また、この表を若干簡略化した英語版の資料ならびにその越語訳を第 2 回アドボカシーセミナー及び TA セミナーにおいて配布した。

③ベトナム競争管理局とのプログラム詳細に関する協議

VCAD と TA チームは協議のうえ、初日に日本の独禁法における不公正取引に関する報告を行うこととした点を受け、日越の法規定上の相違を明らかにしつつベトナム法における不公正取引についての説明を行うことが参加者にとっても日本側講師にとっても有用であり、セミナー中の議論の充実や理解の促進に資するものとなるとの結論に至った。そこで、VCAD より初日にベトナム競争法に関し、優越的地位の濫用に焦点を当てつつ説明を行うこととした。準備段階では、VCAD 側より、「ベトナム競争法における優越的地位の濫用について」と題する英文資料の提供を受けるなど、相互に情報交換を進めた。

また、実務に力点をおいた内容とすることを受け、セミナーに「事件処理のスキル」との副題を冠することとした。

(2)第2回技術移転セミナーの実施

① プログラム

上記の準備過程を経て、今回は、ベトナム側から関心が提起されたテーマのうち、優越的地位の濫用及び再販価格維持制度（日本の独禁法では不公正な取引方法）をテーマとした。プログラムを以下のとおりとした。また、冒頭、Loan 局長が VCAD 側を代表して挨拶し、その後、VCAD の Dzung 局次長及び TA チーム団長の田中が共同モデレーターとして全体の進行や質疑応答の調整を行った。

表 2-4-4 第2回 TA セミナープログラム

第2回 TA セミナー（事件処理のスキル）		
日程	2006年6月19日（月）～22日（木）	
目的	ベトナム商業省競争管理局（VCAD）職員に対する競争法執行に関する技術移転	
モデレーター	Bui Son Dzung 局次長及び田中秀和 TA チーム団長の共同モデレーター	
講師 （敬称略）	甲田 健	公正取引委員会 審査局 第四審査上席 上席審査専門官
	井堀 治	公正取引委員会 審査局 第五審査上席 審査専門官
	瀬領真悟	同志社大学 法学部教授
第1日		講師
午前	開会 - Loan VCAD 局長 - 田中秀和 TA チーム団長	
	JFTC における事件処理実務の流れ（概観） 質疑応答	甲田上席審査専門官
	ベトナム競争法における優越的地位の濫用	Mr. Le Thank Vinh Official - VCAD
午後	日本の独禁法の歴史的展開（再販売価格維持及び優越的地位の濫用を中心に）とベトナムへの示唆 質疑応答	瀬領教授
第2日		講師
午前・午後	日産化学工業事件 事件の概要、審査の経緯、審査方法及び措置の決定、措置その他 質疑応答	甲田上席審査専門官
第3日		講師
午前・午後	三井住友銀行事件 事件の概要、審査の経緯、審査方法及び措置の決定、措置その他 質疑応答	井堀審査専門官

第 4 日		講師
午前	近年の不公正取引の事件概要等 質疑応答（全般に関する質疑応答も含む）	甲田上席審査専門官 井堀審査専門官
午後	総括 閉会 - Bui Son Dzung 局次長 - TA チーム 修了書授与（甲田上席）	甲田上席審査専門官 井堀審査専門官 瀬領教授

②参加者

参加者は VCAD 側が取りまとめることとしている。事前協議の過程では、参加者は VCAD 職員を中心とし、他省庁等からは法務省や裁判所など実務上の連携が必要となる数省庁に限定することとした。しかしながら、VCAD による参加者取りまとめは想定より広範となっており、競争法起草委員のメンバーである産業界代表者 1 名、貿易大学関係者若干名などを含むものとなっていたが、こうしたメンバーについては初日のみの参加とするよう調整した。結果として、初日は 40 名、2 日目以降は 26 名が出席した。

③セミナーの準備と運営

セミナー会場については、第 1 回セミナー同様、会場準備、当日の運営、資料準備（ベトナム語訳やバインダーへのとりまとめを含む）は VCAD がオーナーシップを持って担当した。セミナー中の質疑応答の過程で VCAD 職員から、「日本の独禁法を越語訳しながら考えたが、」といった発言もみられ、準備過程をも活用してキャパシティを向上させようとする VCAD 側の熱意が垣間見られた。

④主な議論

第 1 日：JFTC における違反事件処理手続き、日本の独禁法とベトナム競争法

冒頭、Loan 局長より開会の挨拶として、セミナー実施及び出席への謝辞、セミナーの意義付けについて説明した。現状、競争法を導入したものの、いまだに施行にあたっての問題点があること、違反行為者が権力との関係があるためにも知識を高める必要があることなどを述べた。また、日本の競争法の発展経緯にも触れ、豊かな経験を分かち合う好機であるとの認識を示した。

続いて、田中団長より日本側を代表し、昨年 10 月からの二国間技術協力の枠組みのなかで支援活動を実施してきたこと、その内容について説明した。また、今回のセミナーの主眼が実務的なものであること、日本の経験を参考にしたいことなどを述べた。

甲田上席より、現在 100 カ国ほどが競争法を持っており、導入が行われている点、グローバルスタンダードとなりつつあるといった導入に続き、日本における独占禁止法違反被疑事件の処理対応に関する体制、事件数について概観を示し、続いて手続きについての詳細な説明及び課徴金等についての説明が行われた。

出席者から、調査対象から協力を得られない場合の対応、取り上げない情報、立入調査の選定方法、証拠の入手方法、課徴金の算定方法等について幅広い質問があった。

また、Vinh 局員より、ベトナム競争法の意義や優越的地位濫用についてプレゼンテーションを行った。また、手続面についても日本との相違を明らかにした。

出席者から、裁判所との関係等についての質問があった。

瀬領教授より、翌日からのケース紹介に資する日本法の解説とベトナムへの示唆として、不公正な取引方法等について、特に再販価格維持と優越的地位の濫用について説明した。

出席者から、優越的地位の認定方法等について質問が相次いだ。Dzung 局次長は、活発な議論を評価すると共に、両国法の優越的地位の濫用についての意味が違ふことに留意を促しつつ、日本における案件処理を参考にしたいと締めくくった。

第 2 日：日産化学工業事件

甲田上席より、再販価格維持が問題となった日産化学工業事件の事件概要、措置、審査手法について説明を行った。

出席者からは、小売価格設定の目的、原則違法による処理、具体的な審査方法、卸売業者に対する処分の有無、立入調査の実施方法、新聞発表の方法等、様々な点に関する質問があった。

甲田上席（補足的に井堀審査官及び瀬領教授）より、各質問に対して、小売価格設定は供給者による利益の最大化であった点、再販価格維持は原則違法の行為であり代替商品の有無などの評価はしなかった点、新聞報道は概ね JFTC に好意的であった点などを含め回答した。

第 3 日：三井住友銀行事件

井堀審査官より、優越的地位の濫用が問題となった三井住友銀行に対する事件の事件概要、措置、審査方法等について説明を行った。

出席者からは、優越的地位の分析方法、虚偽の証言に対する扱い、他省庁との関係、審査にあたっての専門的な人材確保の方法、調査費用、排除措置命令

後の契約の有効性等に関し、多様な質問があった。

井堀審査官（補足的に甲田上席及び瀬領教授）より、優越的地位の判断は本事件に関しては定性的に評価したが、別件で定量的な分析を用いる場合も多い点、職権に基づく聴取における虚偽の証言は刑罰の対象となりうる点、国家公務員は守秘義務を有する点、排除措置命令後も契約が自動的に破棄されるわけではない点などを含め回答した。

第4日：不公正な取引方法に関する最近の事件・質疑応答

甲田上席より、ここ5年の不公正取引事件について、件数や主要事件の概要についての説明があった。

質疑応答においては、独禁法8条の適用要件、適用する条文の選択基準、課徴金制度等について質問があった。

閉会に際して、甲田上席からは、他国の例をも参考に、ベトナムの経済実態に合うベトナム独自のノウハウを積み上げていただきたい、井堀審査官からは、今後VCADも実際に事件を手がけることによって困難に直面しようが、健全な競争環境の実現を目指すべく努力を払っていただきたいとの発言があった。

また、瀬領教授からは、違反行為がハードコアタイプとそれ以外とを明確にすることが透明性の向上に資する、不公正な取引方法のいかなる行為がどの規定に当てはまるかトレーニングを通じて明確化できることが望ましい、事件選択時の基準と法適用時の基準があるが、事件選別の際の基準として、市場への影響、利用可能なリソース（人、資金）、公取以外の機能等などがあり、将来的にはどのような環境で競争法を利用できるかを考えていく必要が有るとの発言があった。さらに、競争法の適用については、当局がどれだけ社会に信用され、社会に対して寄与できるのかが重要であり、ベトナムにおいてもよい結果を出されることを期待すると締めくくった。

最後に、Dzung 局次長より謝辞があり、修了証を配布のうえ閉会した。

(3) 第2回技術移転セミナーの評価

セミナーにおいては、講師の協力を得てVCAD側のニーズや要望に可能な限り答えた形で個別ケースを扱ったため、活発な質疑応答がなされた。また、進行にあたっては、共同モデレーターを務めたDzung 局次長の高い意識と能力のもと、TA チーム団長田中とが連携し、時間を有効活用することができた。日本の法整備支援の専門家の傍聴を得たが、若くて意欲的な行政官による活発な議論が印象に残ったとのコメントもあったとおり、VCAD側が熱意とオーナーシップを持って取り組んでいる。

出席者のうち、最高裁判所経済部、法務省等、今後 VCAD と連携して直接事件処理や執行にあたる担当者にとっては実務処理の技術的な側面や違法性の判断に際しての着眼点などの情報が有用となった。また、中央銀行や他省庁からの出席もあったが、これらの参加者にとっては競争法が今後、自らが所轄する産業をも取り締まりの対象とすることについて再確認する意味があった模様である。

セミナー後に出席者から回収したアンケート調査結果のうち、同内容のコメントが複数寄せられたのは以下の点である。

- ・ 次回以降、より詳細な事件処理実務に踏み込んだ内容を期待する。
- ・ 証拠の分析・評価方法、審査方針の選定、証拠書類の分類、物的証拠以外の証拠の可能性などの詳細について承知したい。
- ・ 紹介したケースに対してベトナム競争法を適用するとどのような判断となるかに関心がある。
- ・ 主要な資料については事前に出席者に回付してほしい。
- ・ 講師からの説明の時間を圧縮し、質疑応答や議論の時間を長くして欲しい。

セミナー後、講師より聴取したセミナーの評価及び改善提案のうち主要な指摘等は以下のとおりであった。

- ・ 相手側のニーズについて、TA チームから事前のインプットがあったものの、実際に参加者と接してみてもはじめてわかった部分も多い。
- ・ 実務面についてより突っ込んだ質問があることを期待していたが、かならずしもそうではなかった。
- ・ VCAD からの出席者と他機関からの出席者の関心事項に相違がみられた。
- ・ ワークショップの準備及びフォローアップによって効果を高めることが可能である。
- ・ 次回、市場画定に関心があるのであれば、合併のケースが適当なテーマだと思われる。

第3回、第4回セミナーの企画にあたっては、今後、参加者アンケートや講師によるコメントを十分に斟酌するとともに、VCAD による評価の聴取も継続的に実施し、VCAD と TA チームの間で第3回、第4回の技術移転セミナーの企画運営を検討していく過程で活用していくこととした。

4.4 第3回 TA セミナー

(1)第3回セミナーの位置付けと準備

①目的の再確認と参加者

第2回セミナーにおいては、当初予定ではVCAD職員を中心とし、事件処理などの実務に踏み込んだ内容とすることを前提に企画した。ところが実際にはより広く産業を所轄する省庁や中央銀行等からの出席もあったため、広く行政府内で競争法の意義や権能について理解を広めるという意味では一定の意義を果たしたものの、実務について詳細まで踏み込んだ内容の技術移転という意味が若干後退せざるを得なかった。そのため、セミナー全体の議論が拡散している面もあり、事後アンケートでは主としてVCAD職員からは、より実務に特化した内容のセミナーを望む声が上がっていた。

技術移転セミナーの目的については、既にVCADとTAチーム間で「立ち上げ期にあるVCAD及び同職員に対し、日本の競争当局職員の協力により技術移転を図る」と合意している。この趣旨に立ち返り、より効果的な技術移転を行うために、第3回、第4回のセミナーは、VCAD職員及び商業省法務局、司法省、検察及び裁判所等に限定することを提案した。この点に関し、VCAD側からの理解も得られた。

②VCADの能力向上に合わせたプログラム

TAチームは活動の詳細化にあたり、VCADが着実に能力向上の努力を重ね、職員の知識水準が継続的に向上しており、それに伴い主要な関心もより踏み込んだ内容となっている点である点を勘案しながら企画立案にあたった。例えば、第2回セミナー前にVCADより関心を聴取した際には、「事件の端緒から審決までの流れに沿って実務について説明してほしい」ということであったが、第2回セミナー中の質疑応答、休憩時間中のVCAD職員との意見交換、あるいは事後アンケートにおいては、「証拠の分析方法と、その法への適用についてより詳しく知りたい」という意見が複数見られた。こうしたVCADの能力向上にあわせた内容のセミナープログラムとしていくことが重要となった。

③テーマと実践型のプログラム

第3回セミナーにおいても、具体的な事件を取り上げて、審査の着眼点、違反行為立証に当たっての証拠の分析等、実務に踏み込みながら端緒から措置決定までを説明することとした。うち1事件については、かねてからVCAD側の関心が高い「市場画定」に関する検討を含む合併分野の事件を取上げることとした。

なお、第3回セミナーの残る1件の事件及び第4回セミナーで取り上げる2事件の規制分野等の候補としては、私的独占、カルテルないし事業者団体ガイドラインに関連する事件等が考えられたが、VCADの関心を確認しつつJFTCとも協議のうえ、第3回は企業合併並びに私的独占の分野とした。

併せて、予てから、VCAD側には参加型のワークショップ・セッションを設けたいという希望が強かったため、第2回セミナーを通じて問題意識が高まった「ベトナム競争法への適用」を中心とする参加型のワークセッションを設ける方向でVCAD側との協議を進めた。

(2)第3回 TA セミナーの実施

① プログラム

上記の準備過程を経て、企業結合及び私的独占について日本における規制内容、事例及び手続きを紹介する講義を行うとともに、両分野における模擬事件のベトナム法への適用に関する実習としてグループディスカッション及びプレゼンテーション、質疑応答を行った。具体的には、初日及び2日目を企業結合に関する理論、手続き・事例紹介、ベトナム法への適用を検討する実習、3日目及び最終日を私的独占（ベトナム法では優越的・独占的地位の濫用）に関する理論、事例紹介、ベトナム法への適用を検討する実習、という流れとした。また、最終日には、試行的市場調査の中間報告及び修了証書の授与も行った。

なお、出席者はVCAD職員20余名及び商業省内他部署、裁判所等より若干名の計30名。

表 2-4-5 第3回 TA セミナープログラム

第3回 TA セミナー（審査実務の実際）		
日程	2006年6月19日（月）～22日（木）	
目的	VCAD職員に対する競争法執行に関する技術移転	
主要テーマ	企業結合、私的独占	
モデレーター	Bui Son Dzung 局次長及び田中秀和 TA チーム団長の共同モデレーター	
講師 （敬称略）	公正取引委員会 審査局犯則審査部長 細田孝一 経済取引局企業結合課企業結合調査官主査 友行啓子 同志社大学法 法学部教授 瀬領真悟	
第1日		講師
午前	開会 - VCAD側代表 - 田中秀和 TA チーム団長	
	日本の独禁法における企業結合に関する規定及び企業ガイドライン（ベトナム法と対比しつつ）	瀬領教授／TA チーム

	企業結合に関する審査手続 質疑応答	友行主査
午後	企業結合に関する審査の経緯、審査方法、措置 その他（市場調査手法、市場画定、合併後の市場 における競争制限の評価方法等） 質疑応答	友行主査
	模擬事件処理の準備	TA チーム
第 2 日		講師
午前・午後	企業結合に関する模擬事件処理の実務研修 ルール説明 模擬事件の検討（グループディスカッション） 事件処理結果発表 講師講評	TA チーム
第 3 日		講師
午前	日本の独禁法における私的独占に関する規定と 近年の主要事件（ベトナム法と比較しつつ）	瀬領教授／TA チーム
	東日本電信電話株式会社事件の概要等 質疑応答	細田部長
午後	東日本電信電話株式会社事件の審査の経緯、審 査方法及び措置の決定等と背後にある考え方 質疑応答	細田部長
	模擬事件処理の準備	TA チーム
第 4 日		講師
午前	模擬事件処理 結果発表 講師講評	TA チーム/VCAD
	全般に関する質疑応答 総括	講師
午後	試行的市場調査に関する報告 質疑応答	TA チーム/VCAD
	閉会 - VCAD 代表 - TA チーム - 修了証書授与	

② 主な議論

冒頭、Dzung 局次長が VCAD 側を代表して挨拶し、その後、VCAD の Dzung 局次長及び TA チーム団長の田中が共同モデレーターとして全体の進行や質疑応答の調整を行った。

第 1 日：企業結合・講義

瀬領教授より「企業結合の日本法における規制－ベトナム法との比較において」と題し、企業結合に関する規定と案件の実態について、日本における企業

結合事例の推移と現状、日本の独禁法における企業結合に関する規定の内容及び目的、判例法主義と制定法主義等について説明があった。また、ベトナム法における規定に関し、通報義務が市場シェアによって定められるが計算する主体は誰か、シェア 30~50%の通報の扱いはどうなるか、処理期間が限定されているが多くのケースが集中した場合に対応可能か、問題解消措置についての規定がないのではないかとといった点について問題提起があった。

友行主査より「企業結合の手続きと実例」と題して、企業結合に関する事前相談制度の説明に続き、事前相談の方法、資料の分析、商品範囲の画定、地理的範囲の画定、関係者へのヒアリング等について実務上留意すべき点を中心に説明があった。

質疑応答では、事前相談のスケジュールについての確認、ヒアリング対象と事案の公開性の関係、商品の市場範囲の確定に関する法規定などについて質問があり、講師陣から応答やコメントがあった。

続いて友行主査より、具体的な審査事例（オーエンスコーニング社による旭ファイバーグラス社の買収、日野自動車といすゞ自動車のバス事業統合、丸紅によるダイエーへの出資）を素材としつつ、入手資料や収集すべき情報などを含む審査実務の実際や留意点、市場確定の方法などについて具体的な説明があった。

質疑応答では、地理的範囲の画定と人口密度の関係、商品による市場画定とケースバイケースの対応のあり方等が提起され、講師からのコメントがあった。

第2日：企業結合・模擬事件処理の実習

冒頭、TA チームより、実習の実施方法に関し、経済集中の通達書類を受け取り審査する担当官として、事実、背景データを活用しながらあらゆる可能性を想定しつつ、ベトナム法を適用する方法に関し、グループディスカッションと発表を行うことを説明した。瀬領教授より、ベトナム競争法にある 50%という基準をどう見るか、計算は誰がするのか、「実質的な取引制限」の解釈はいかになされるべきかといった問題提起があった。

VCAD 側がグループ分けを行った 4 つのグループ毎に議論が進められた。途中、Dzung 局次長が各グループを周り、議論を促進した。

講師は通訳を伴って、各グループの進捗状況を確認しつつコメントをつけて回った。グループごとのディスカッション内容は多様で、シェアの計算上 50%を下回ることによって結論に至ったグループがあったのに対し、結論は同様だが、合併が及ぼす社会的な影響や商品の代替性などについても合わせて検討を深めているグループもあった。講師からは、検討が終わったとするグループに対して、5つの市場を画定した理由は何か、どのような方法で情報を入手すべき

かといった問題提起があった。

グループ別プレゼンテーションでは、各グループから以下の点を含む多くの報告があった。

- ・ ミッションレターに沿って、まず手続きを確認した（手続開始日の決定や審査期間等）。
- ・ 法の適用については、製品について第4条5項、6項を根拠に市場を画定した。地理的範囲については、全国と考えた。また、市場占有率の情報によって申告の必要性の有無、結合の影響等を判断した。
- ・ 企業結合の結果、市場シェアが30%を超える場合、企業自らが計算し、当局に申告しなければならない。このケースによる申告は適法であるが、ベトナム法では明確になっていない点も残されている。
- ・ このケースでは、企業から提出された情報はまだ不十分。例えば、地理的市場の検討の際に、製品流通についてももう少し明確にする必要がある。取引先が代理店か病院か消費者か。また、生産に関する情報も必要である。当該製品の用途、価格代替性についての検討をしなければならない。
- ・ 競合企業に関する情報、個々の市場における競争市場を明確にする必要がある。

講師からは次のようなコメントがあった。

- ・ ベトナム法に基づき結合後のシェアが50%に満たないので問題ないという結論はいい。
- ・ 日本の法律に照らすと、生産拡大の可能性、競合メーカーの存在、新薬開発についての着眼点はよい。
- ・ シェアをみるときに合併会社と、その他の会社の開きについて着目したのは実際のいい。
- ・ 企業からの追加情報を入手し、流通の状況を確認する必要があるという意見があった。需要者がどこか、ユーザーが違うので、そこを分けるべきかを検討しなければいけない。
- ・ 将来の新薬販売の可能性については、不確定な情報では考慮できない。実際に輸入が増えている、もしくは参入計画があるという確定情報でないと考慮事項に入れることはできない。
- ・ 日本の企業結合審査はまず市場範囲画定し、その市場において市場支配力が形成されるおそれがあるかを判断することになる。こうした考え方は、米国法、EU法においても同じである。そのときの市場画定のための判断要素、支配力形成のための判断要素は昨日説明があったが、それをよく理解されて

いると思った。

- ・ ベトナム法は第 18 条によってシェア 50%以上の企業結合は禁止とされている。これを数字だけと理解するのではなく、50%を超えた場合には市場支配力が形成されるということを規制している、とみなす必要がある。市場支配力を無視しているわけではないと考えるべきだ。
- ・ われわれは実務を担うので、常に実行可能性・フィージビリティを考えなければならない。ベトナム法の運用によって何が一番大事かと言うこと、「市場の画定」が最も大事である。
- ・ 第 21 条の通報書類 (dossier)について、それ以上の情報を取ることができるかできないか、市場画定に必要な情報が第 21 条の情報で取ることができるかどうか分からないので必要となると思う。

TA チームより、追加ミッションとして、合併後のシェアが 50%を超え、市場の状況（順位や他社のシェア等）が異なる 4 つのケースを提示しつつ、市場支配力の相違及び第 19 条に規定がある適用除外の可能性を中心に検討するように述べた。

細田部長より、市場支配力は「あり、なし」、という単純なものではない、市場支配力はシェアだけで決まるわけではないが、シェアは極めて重要である、そこでシェアと順位を見て、市場支配力が形成されるおそれが強いかわ弱いかわ、あるいは他の情報がなければ判断できなかわ、ということ議論してほしい、と補足説明した。

瀬領教授より、適用除外については手続き的な問題が出てくるかもしれない、例えば、商務大臣、競争委員会議長の判断に委ねるかどうかという点である、と述べた。

続いてグループディスカッションを 30 分ほど行い、検討結果を報告のうえ議論を行った。

第 3 日：私的独占・講義

瀬領教授より「私的独占の禁止に関する日本法における規制—ベトナム法との比較において」と題して、日本における私的独占の禁止とベトナム法の支配的地位の濫用と類似について強調しつつ、規定の意味や考え方、最近の事件の推移や歴史、私的独占と不公正取引制限の差異等について説明するとともに、ベトナム法第 11 条等に関する問題提起を行った。

細田部長より「私的独占と東日本電信電話会社 (NTT 東日本) の件」と題し、私的独占と企業結合の共通点（市場支配力の形成・維持・強化を伴う）及び相違点（事前の判断か実際に制限されているか等）について説明があった。また、

NTT 東日本事件の電気通信分野ならではの特徴や競争制限的意図の明白性などについても概説した。

質疑応答では、JFTC と他省庁の関係、安い値段によるサービスと消費者利益の考え方についての質問があり、細田部長より、真の消費者利益についての考え方が説明されるといった議論があった。

最後に、瀬領教授より北海道新聞ケースの説明及び 4 日目の議論のための問題提起があった。

第 4 日：私的独占・模擬事件処理の実習

TA チームによる実施方法の説明に続き、グループディスカッション及び発表と講評が行われた。グループごとの発表では、事件に対する分析とベトナム法への適用についてそれぞれ説明があった。これに対して細田部長より、行為が複数の手段にわたる場合、全てをまとめて検討するか、個々に検討するかといった確認もあった。また、施行令の関係条項に関する議論もあった。さらに、質問を受けて、時効の考え方についても説明があった。

友行主査より、各班で意見がわかれた点を例に引きつつ多用な解釈の可能性がある点について説明された。

TA チーム田中より、最後に NTT 東日本のケースをベトナム法に適用するとどうなるか問題提起があった。グループディスカッションを経て、Dzung 局次長より、同ケースはベトナムの E フォーン事件に似ているが、VCAD は直接かわらなかった。ベトナムの接続についての問題についてはベトナム通信省の管轄で処理される。といった説明があった。

TA チーム籠橋より、試行的市場調査の目的、概要、進捗状況及び今後の見通し等について説明した。これを受けて、Dzung 局次長より、最終報告に基づき議論したいと述べた。

総括として、講師及び Dzung 局次長、田中団長より発言があり、講師からの受講証書を授与のうえ、閉会した。

(3) 第 3 回セミナーの評価

参加者のアンケートによると、総じて評価は高く、内容豊富で役立つ、理論と事件処理の実践の組み合わせが参加者の期待を満足させるものとなった、といった評価がある反面、もっと内容が豊富でもよかった、日数が 4 日間というのは他業務との関係で長すぎるとの改善点の指摘もあった。

講義については、意義深かった、典型的な事例の紹介が役立った、ベトナム法と日本法の相違と類似点が明らかになった、専門家による VCAD 職員に対するベトナム法解釈についての問いかけが将来に備えるために有益だった、詳細

なケース分析が興味深かった等のコメントがあった。

模擬事件処理実習については、大変興味深く違反事例が明確だった、多くの状況を想定した議論が役立った、VCAD 職員にとって実務になじみを持つよい機会となった、とのコメントがあった。

今後のセミナーにおける要望として、ベトナム法に基づく現実の事案処理を通じた経験に焦点が当てられるべき、審査技術（ヒアリング、証拠の収集等）に焦点が当てられるとよい、未だ扱っていない分野を対象としてほしいといった要望があった。

4.5 第 4 回 TA セミナー

(1)第 4 回 TA セミナーの位置付けと準備

第 1 回セミナーを実施して以来、VCAD は自助努力や本件を含む協力の成果によって着実に能力を向上させてきた。また、実際の事件処理に向けた準備も整いつつある。こうした状況の進展によって、当初は断片的な実務処理についての疑問が中心であったのに対し、第 3 回セミナーの準備段階では、参加型ワークショップによるベトナム法への適用に意欲を見せた。さらに、第 3 回セミナーを終え、法適用に対してより複雑な分析を求める模擬ケースを用い、ロールプレイを通じて審査実務を体感する参加型ワークショップの実施を希望するに至っている。

そこで第 4 回セミナーにおいては、カルテル・談合を素材とし、講義及び模擬審査を通じて今後ベトナム当局が実際に事件を扱う際に必要となる審査技術の一端を理解・体感させることを狙うこととした。

具体的には、TA チームの提案により、未だ扱っていない分野である競争制限的合意 (Competition restriction agreements; ベトナム競争法第 2 編第 1 章第 8 条～) を扱うこと、実践セッションはより複雑化し、審査のロールプレイを行うことを提案した。これに対し、VCAD 側より、カルテルについて扱うことでよく、特に価格設定 (ベトナム法第 8 条 1 項)、入札談合 (同 8 条 8 項) を焦点とすることとした。

実践部分については、TA チーム側より、前回はベトナム法への適用を主眼に限られた情報をもとにグループディスカッションと発表をしてもらったが、今回は模擬審査を狙い、TA チームがカルテル被疑企業になり、審査によって情報を引き出す形を考えていると説明した。これに対し、VCAD 側から、前回は設問が単純で答えが導きやすい事例だったので、解釈の余地が有る曖昧な情報を処理していく実践的なワークショップが望ましいと意見があり、その方向で実施することとした。

(2)内容

① プログラム

上記の協議を受けて、今回は一連の TA セミナーの最終回として、残る主要規制分野である不当な取引制限の禁止に関し、VCAD の関心が高い価格カルテル（ベトナム競争法第 8 条 1 項）ならびに入札談合（同第 8 条 8 項）を取り上げることにした。初日は、日本法における理論や最近の理論、日本における事例について審査実務に力点を置きつつ講義を行った。続いて、2、3 日目は模擬審査実習を行った。

表 2-4-6 第 4 回 TA セミナー

第 4 回 TA セミナー			
日程	2006 年 11 月 27 日（月）～29 日（水）		
目的	ベトナム商業省競争管理局（VCAD）職員に対する競争法執行に関する技術移転		
主要テーマ	不当な取引制限の禁止（カルテル） VCAD の関心事項（暫定） <ul style="list-style-type: none"> - 価格カルテル（ベトナム競争法第 8 条 1 項） - 入札談合（同第 8 条 8 項）、特に建設、IT 分野等 		
モデレーター	VCAD Son 局次長及び田中 TA チーム団長の共同モデレーター		
講師 （敬称略）	公正取引委員会 審査局第二審査 審査長補佐（総括担当） 前田義則（まえだ よしのり） 審査局管理企画課審判上席 審査専門官（主査） 内田清人（うちだ きよひと） 同志社大学 法学部教授 瀬領真悟		
第 1 日			
午前	開会 - VCAD 側代表 - 田中秀和 TA チーム団長	講師	
	日本の独禁法におけるカルテルに関する規定及び最近の傾向等（ベトナム法との比較において）		瀬領教授
	質疑応答		
	日本のカルテル事件と審査の経験（塩化ビニル樹脂向けモディファイヤーの製造販売業者のカルテル事件を素材に）		内田審査専門官
午後	日本の談合事件と審査の経験（旧首都高速道路公団が発注するトンネル換気設備工事の入札談合事件を素材に）	前田審査長補佐	
	事件の審査の経緯、審査方法、措置その他に関するディスカッションと質疑応答	公正取引委員会	
	第 2 日の実習について	TA チーム	

第2日		
模擬審査の実習（進行担当：TA チーム）		
	ルール説明	TA チーム/VCAD <ul style="list-style-type: none"> ・ 談合の事件を想定し、TA チームが証拠等の資料を準備のうえ、被疑企業及び関係企業の役割を務め、グループ毎に審査を行う形式での実習とする。 ・ 端緒→情報収集（事情聴取）→法適用のための分析→結果とりまとめを行う。 ・ グループ分けはVCADが担当。 ・ 講師はコメント・アドバイス等
	模擬審査 中間発表 模擬審査	
第3日		
	模擬審査 結果発表 講師講評	
	質疑応答 閉会 - VCAD 代表 - JICA 代表 修了証書授与	

② 主な議論

第1日：講義

別添プログラムのとおり、初日は Son 局次長及び TA チーム団長の田中の開会挨拶に続き、まず瀬領教授より、日本の不当な取引制限の禁止に関する規定内容と理論、実際の運用について、ベトナム法との比較や問題提起も含めて講義があった。これを受けて、分野毎の事案状況、刑事告発、国際カルテル等様々な点に関する質疑応答があった。

続いて、内田主査より塩化ビニル樹脂向けモディファイヤーの製造販売業者のカルテル事件を素材としつつ、審査過程における事件立証と証拠の関連等に力点をおいた説明があった。また、前田主査より旧首都高速道路公団が発注するトンネル換気設備工事の入札談合事件を素材に、立入調査の実務やリニエンシー制度などの説明を含む講演があった。これらの講義を受けて質疑応答があった。

第2・3日：模擬審査の実習

初日の講義を受けて、2日目と3日目には、模擬審査実習を実施した。具体的には、公正取引委員会や瀬領教授のアドバイスを得つつ TA チームが構築した

「ハイフォン市道路建設工事に関する模擬審査実習プログラム」を用い、参加者側が審査チームとなり、端緒（申告）と申告者への確認、調査方針の立案、事前調査、立入調査、事情聴取、報告書作成という一連の審査プロセスを踏む実習とした。VCAD側が3～4グループ（1グループ5人前後）を構成し、審査チームとした。講師席、事務局席（被疑企業席）及びグループ（審査チーム）毎の丸テーブルを配した。進行はTAチームが担当した。関係資料を準備し、被疑企業や関係者役となったTAチームを対象に審査を経験する実習とした。申告者への確認、事前調査、立入調査、事情聴取といったそれぞれのステップにおいて、講師からの講評をうけた。各段階における調査手法の課題やベトナム法・施行令における課題も明らかになった。

3日目の最後には、Son次長、TAチーム田中の閉会挨拶、修了証書の授与と講師からの講評を行い閉会した。

(3) 第4回TAセミナーの評価

出席者に対するアンケート調査の結果によれば、セミナーは内容・資料とも高く評価された。とりわけ模擬審査研修部分が審査プロセスの全体像を把握するためにも有用であったとのコメントを得た。同様のセミナー開催への期待も示された。

セミナーの成功に寄与した講師側からも、日本法やケース紹介に続く模擬審査実習部分は効果的であったとのコメントがあった。

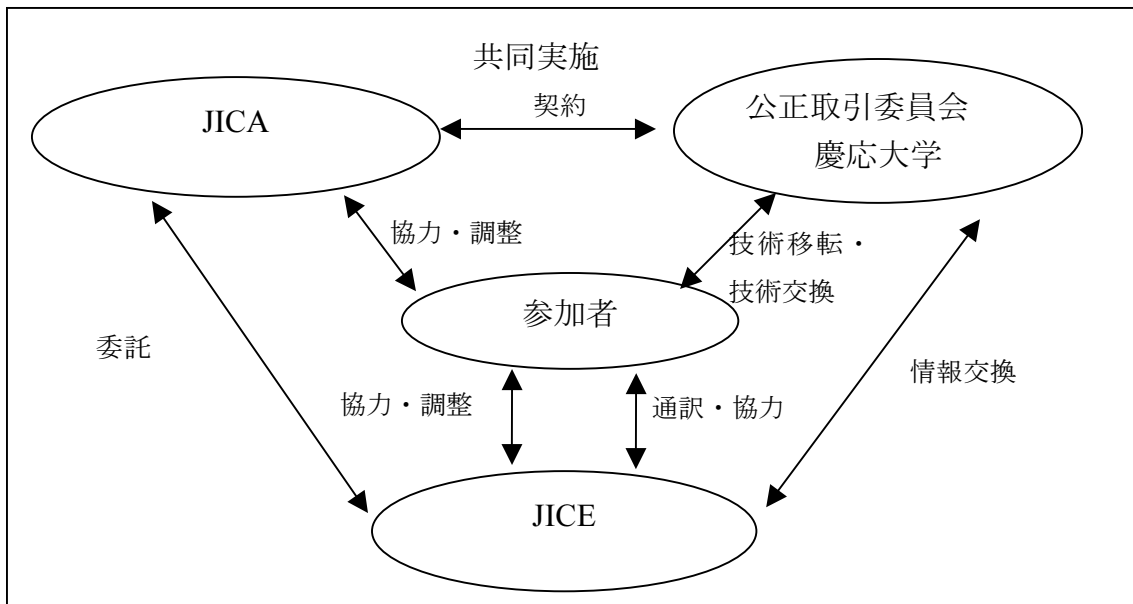
5. カウンターパート研修

5.1 カウンターパート研修の目的

ベトナム国で競争法を施行するに当たり、審査を中心とした実務能力、たとえば市場規模の測定、市場調査の実施、市場占有率の算定をはじめとする実務面でのノウハウを習得することを目的として、以下図 2-5-1 に示された関係機関との協力のもと 2006 年 10 月に実施された。

参加者： Mr.Doan Tu Tich Phuoc, VCAD Official
Mr. Le Than Vinh, VCAD Official

図 2-5-1 カウンターパート研修実施体制



出所) JICA 研修資料

5.2 カウンターパート研修日程

カウンターパート研修の日程は以下の通り。

表 2-5-2 カウンターパート研修日程

日	活動内容	
	午前	午後
10月15日(日)	来日	
10月16日(月)	ブリーフィング、プログラムオリエンテーション	14:00-14:30 国際課長表敬 14:30-17:00 事件審査の実務と技術(事件処理状況含む)(管理企画課)
10月17日(火)	10:00-12:30 審判・訴訟手続(審決訟務室)	14:00-15:30 企業結合審査実務に係るディスカッション(企業結合課) 15:45-16:30 審査事件の具体的事例紹介(国際課)
10月18日(水)	移動《東京→北海道》	14:00-16:00 地方事務所の機能と役割 (北海道事務所) 16:00-16:30 地方事務所との意見交換
10月19日(木)	移動《北海道→東京》	15:30-17:00 経済法学者からの講話 (慶応大学・江口教授)
10月20日(金)	10:00-12:00 端緒処理業務 (情報管理室)	13:30-15:30 景品表示法の概要とその運用 (消費者取引課) 16:30-17:30 評価会・閉校式(JICA)
10月21日(土)	離日	

III. 提言

III. 提 言

以下では、本件、当局の機能強化（キャパシティビルディング）の観点から今後留意すべき重要なポイントを整理する。全般的な視点としては、キャパシティビルディングの重要要素である 1)人材育成、2)組織強化、3)情報共有、の各視点について検討するが、本件取り組みにおいては、必ずしも一義的視点ではなかったものの 4)運営予算の充実の視点についても一部留意点を挙げる。

1. 総括的提言

1.1 人材育成

(1)審査官の育成

人材育成面では、審査官の能力向上のプライオリティが高い。既に法令に係る知識及び理論的審査手法については主要な能力を強化しつつあるが、実務面での手続き執行に係る能力については、未知数の部分が多く、今後とも、実務と並行して定期的な研修・検討機会による充実を図ることが必要と考えられる。このためには、他国における審決事例の定期的分析演習、当局の潜在的探知対象となるセクターあるいは事業分野の SCP 分析等の取り組みを通して、育成プログラムを定常化することが重要と考えられる。また、法第 52 条の規定を更に詳細に検討する審査官のクオリフィケーションに係るガイドライン等を検討・策定することも有用であろう。

他方、競争当局である VCAD は法執行機関であると同時に政策機関でもある。法執行を担う審査官の育成と同時に競争政策の立案を担う政策官僚の育成も必要と考えられる。

上記の定期的な研修に加え、下記に示す研修事業も効果的と考えられる。

- 先進国の競争当局における長期研修（On the job training）への VCAD スタッフの参加
- ベトナム競争評議会（VCC）のメンバーを対象とした海外競争当局による事例研修

(2)育成プログラム計画・課程の検討と実施

JFTC をはじめ、競争に係る経験を多く有する競争当局にあつては、当局内部で、充実した研修プログラムが設定されており、新任の審査官教育を充実させている。本件協力支援プログラムのみならず、EACF⁴²等当局間の連絡会合・取

⁴² EACF:East Asia Competition Forum (EACF)

り組みを通して情報の共有化、支援枠組みを検討することが重要と考えられる。(特に、上記(1)、(2)に関する詳細は「TA セミナー活動からの提言」部分を参照)

(3)人材育成プログラム計画策定・実施のイニシアティブ機能充実

上記の実効性を確保する上では、これらを積極的に計画・推進する担当部署の設置、あるいは、ミッションの特定と任命が重要となると考えられる。現状、制度的にはトレーニング部門が設置されているが、実態としては右部門が機能する前提としてプログラム計画を設計・立案する部門が必要である。例えば、現在、VCAD 内総務部門は、主に法令に関する諮問機能、施行細則等に係るドラフティング・レビュー機能を中心とした活動となっているが、同部門に初期的な計画の立案をミッションとすることも可能ではないか。

1.2 組織強化

(1)VCAD 内部門活動の専任性の徹底

これまで、VCAD では、競争行政、貿易救済措置行政、消費者保護行政、国際協力行政のそれぞれの部門における一部業務を並行して担当する体制となっていた。2006 年、7月から右体制が専任制へとシフトしつつあるものの、総勢 24 名の陣容（2006 年内に 34 名体制）にあつては、依然、一部重複が存在している。陣容の整備が急ピッチで進められているが、更なる拡充が期待される。総務部門、国際協力部門にあつては、当面分野重複業務を維持せざるを得ないという現実もあろうが、競争行政、救済措置行政及び消費者保護行政に関しての業務デマケーションは、今後より明確にする必要がある。

競争分野にあつては、審査業務という横断的な技術的ノウハウと情報連携の道は共有しつつも、法第 2 章、第 3 章それぞれの担当部門の機能独立性を確保することが重要となろう。特に、法第 39 条担当部署にあつては、その担当範囲の大きさから、近い将来、第 2 章分野以上の陣容の確保が不可欠と考えられ、これに対するリクルート・研修体制の充実が期待される。また、今後、施行細則、各種ガイドライン等の検討・策定に関しては、例えば、審査部門とも連携を確保しつつ総務部門がイニシアティブをとる等の明確なデマケーションも法執行の一環性の観点から重要となろう。

なお、具体的審査とは別に、定期的な市場調査機能を整備するという観点からは、専門の部門の設置も重要となろう。現状の制度的設計では、貿易救済措置行政部門あるいは情報センターにその機能を持たせるという考え方もあるが、いずれも競争行政において必要とされる分析・情報提供能力を備える必要があ

る。この点からは、むしろ貿易救済措置行政部門よりは、情報センターに競争部門のセクションを設置して、各分野の独立性を確保することの方が現実的ともいえる。

(2)タスクフォースの活動の充実

現在、関係省庁の連携によるタスクフォースが設置されているが、右の実効的活動未だ確保されていない。VCAD が商業省内の一部門という形である限り、純粹に独立した機関として法を執行する上では種々困難を生じる懸念があり、他省庁との連携による実効性を確保することが当面の方向性と考えられる。この上でのタスクフォースの意義が今後極めて重要となろう。特に、法第 6 条にかかる執行面では、同タスクフォースにおける事前あるいは事後の調整が重要となることが想定される。また、こうした局面を想定すると、タスクフォースの機能・権限にかかる施行細則・規定の検討と策定が極めて重要となろう。

(3)申告受け入れ及び処理体制の整備

現状の陣容にて、申告（苦情）をどの様に受け入れ・処理していくかは、実務上極めて重要となろう。特に、一義的な形式審査部門・担当をどの様にするか、また、実務的な処理手続きをどの様に定型化していくかといった具体的組織体制的対策の検討・整備を急ぐことが重要であろう。今後設置されるホーチミン、ダナンオフィスの機能として、当面、審査機能は中央のイニシアティブとするとしても、まずは、右、申告受け入れ・処理機能が期待されよう。この場合、受け入れ・処理情報の 3 地域における共有化といった体制整備も極めて重要であり、本取り組みにおけるウェブサイトのバックオフィス機能を活用することが有用である。（この場合でも、まずは実務的処理手続きの定型化が先決事項となることはいうまでもない。）

なお、社会一般からの苦情のなかには、消費者保護的立場からの苦情申し立ても多く寄せられることが予想されるところ、VCAD における競争政策と消費者保護政策との考え方の整理も必要である。

1.3 情報共有化

(1)VCAD 内部情報共有化推進

申告受け入れ・処理情報、審査情報、探知実績情報等々、実務に係る情報共有化が最も優先される点ではあるが、どこまでの情報が、いかなる部署において共有されるべきかという情報管理のルールと環境整備が重要である。JFTCをはじめ、他の先進諸国の当局にあっても、事前調査（初動調査）情報は、必ず

しも当局内情報共有化対象ではなく、守秘範囲の特定は本環境整備における極めて重要な観点である。右を特定した上で、本取り組みにおけるウェブサイトバックオフィス機能は、情報共有化のための貴重な手段となることから、守秘範囲の特定に加え、ウェブサイトの運用ルールの検討・整備も重要となろう。

(2)関係省庁・機関との情報共有化推進

上記同様、守秘範囲を特定することは言うまでもないが、一定のルールの下、ウェブサイトの対タスクフォースアクセス権付与等についても検討することが有用であろう。また、ウェブサイトのみに依存するのではなく、タスクフォースの下に検討部会等を設け、事務レベルでの各省・関係機関連絡会といった組織の整備等も検討し、守秘範囲に応じた効率的情報共有化を図ることが重要と考えられる。

また、ウェブサイトの開発に加え、VCAD の情報センターにシステム・ライブラリーの設置が必要である。

1.4 運営予算の充実と中長期的計画のなかでのドナー間調整

政府予算面での取り組みについては、本件提言対象となり得ないと了解するが、国際的支援協力のプログラムによる予算確保については、今後とも、必要な要請を積極的に展開していくことが重要であることはいうまでもない。しかしながら、ドナー各国においても、支援協力の体制見直しの検討が進められており、これまでのような一過的なプログラム支援要請は、徐々に受け入れられ難い状況となろう。したがって、人材育成、組織強化、情報化、といった包括的な計画を検討し、各ドナープログラムがそれぞれ計画のどの部分を補完するものであるかを明示的に提示することが肝要といえる。予算確保の面からも、各視点から具体的プログラムを中長期的に設計し、包括的な計画とする検討を充実させることが期待される。

2. 各コンポーネントからの提言

2.1 試行的市場調査

本報告書の他の箇所でも述べたように、市場調査は違反行為に関する捜査に先立つモニタリングのための参照材料を提供するのが目的である。したがって、特定業界における市場構造や商慣習について基本的鳥瞰図を提供するものである。こうした情報・理解は業界内部では当たり前のこととして共有されていても、VCAD 職員を含む外部者には極めて新しいことであろう。こうした特性から、調査はマクロレベルの統計と企業レベルデータにとどまらず、市場がどのような構造を持ちその各レベルで商取引が如何に行われるかについての業界の見地にまで踏み込むことになる。試行的市場調査で用いられた価値連鎖分析や S-C-P 分析はこうした目的に適うものである。

試行的市場調査は、VCAD が何をモニターすべきか（内容）、情報を如何に収集するか（方法論）を示し、同時にベトナムにおけるデータ収集の限界を明らかにし VCAD がそれにどう取り組むべきかを示唆することを意図した。以下に順を追って、全体的提言、内容にかかる提言、方法論にかかる提言、限界とそれに対する対処法に対する提言、そして結果の普及に関する提言を述べる。

(1) 市場調査全体にかかる提言

寡占的業界の情報を常に更新するメカニズムの構築

VCAD は選ばれた寡占的業界についての情報を恒常的に更新するための信頼できるメカニズムが必要である。その必要性は、先進国の競争当局に比べ、おそらく VCAD のほうが高いであろう。恒常的市場調査は日本の公正取引委員会が行っているが、他の先進国では必ずしも行っていない。VCAD の場合は公的統計の不備、業界調査報告書の欠落、政府内のモニタリング機能の弱さ、VCAD 内に経験の蓄積がないことなどの理由により恒常的市場調査から得るところが大きい。こうしたメカニズムを立ち上げ維持していくコストは、上記のような理由から VCAD の任務が果たせなくなるリスクを考慮すれば十分正当化されるであろう。VCAD の機能不全は、希少な資源の無駄遣いであるばかりでなく、WTO 時代の世界経済にベトナムの参入を高める上で障害となろう。

第 1 に、公的統計の不備は、VCAD が市場情報の恒常的更新を行うべき重要な理由のひとつである。統計総局、関税総局、計画投資省といった主要統計情報源は、各々特定の欠陥を有しており、計量的に市場を確定する情報源としてふさわしくない。こうした目的には業界別調査がより適当であるが、こうした

調査は未だテストされていない。こうした状況で、VCAD はどのような関連統計が入手でき、各々どういう限界があるかにつき予め知っていなければならない。また、公的統計の最新の整備計画を知り、徐々に整備の進む統計を取り扱う費用対効果の高い戦略を練らなければならない。

第 2 に、VCAD は既存の業界調査報告書が僅少なためこれに頼ることはできない。試行的市場調査では 5 業種中 2 業種についてのみしか業界調査報告書を見つけることができなかった。必要な情報は、恒常的市場調査を通じて集めるしかないということである。

第 3 に、ベトナム政府の市場モニタリング機能は弱く、VCAD はこれに頼ることはできない。本来、市場モニタリング機能は、競争当局にとって有用な情報を提供できる可能性がある。途上国を含む各国は政府内に消費者物価・小売価格などをモニタリングする機能を有している。ベトナムの場合、政府は卸売物価をモニターしておらず、消費者物価のモニタリングは基礎的消費物資に偏っているため、VCAD の関心対象である寡占市場のほとんどを対象外としている。

第 4 に、VCAD は誕生間もない組織であり職員も若手が多く、組織に蓄積された記憶も個人の経験も共に不足しているために、新しい調査を立ち上げるには多大な時間と労力を要する。恒常的市場調査は、それなしには学習曲線が高まるのに時間のかかるところに、費用対効果の高い近道となる。

この意味から VCAD の機能強化を目的とした市場調査の継続的実施が望まれるところである。

VCAD には体系的にモニター・調査する業種の優先付けをすることを推奨する。VCAD は一般市民から苦情と要望を、さらに政治的リーダーとマスメディアからもメッセージをひっきりなしに受けるだろう。これらをより科学的・客観的基準に照らし合わせてどの程度の行動を起こすべきかを決定するのは、VCAD の仕事である。科学的・客観的基準の例としては、(これに限るものではないが) 業界における(企業)経済活動規模、集中度(寡占度)及びその上昇具合、自然独占の傾向、独占的構造を促進する規制環境などがあろう。モニタリング・調査の結果を報告することと併せ、VCAD は優先部門の決定を競争評議会に委ねることもできよう。

組織面では、市場調査専任部署の創設が望ましい。設立が予定されている情報センターは、VCAD の職務遂行のために情報を収集・体系化・分析・普及するという広範な任務の下、市場調査(あるいは市場情報)部門を置くのにふさわしい場所だろう。市場調査に関してノウハウと学習経験を制度化するのは重要である。もう一つ肝要なのは、関連情報を体系化し、アドボカシー・ウェブサイトに連携した共有データベースにすることである。組織大でノウハウと経

験を蓄積・普及し、関連情報を体系化して発信していくには、市場調査専任の常設部署が適切な機関となろう。

(2) 市場調査の内容に関する提言

試行的市場調査の内容に準ずる

試行的市場調査は、商品特性、市場構造、市場行動、市場成果、規制側面という構成に則った 5 業種報告書を作成した。しばしば S-C-P と略される市場の構造－行動－成果は特定業種の競争状況を概観する標準的内容である。商品特性は特定業種の製品・サービスの基礎的理解を助け、やはり競争当局の市場調査に共通する内容である。競争行政における規制側面は特に途上国において感心が高まっているが、ベトナムにおいて規制の力は強い。試行的市場調査を通じ、これら 5 つの側面が特定業種の基礎的且つ有用な情報を提供することが証明できたと考える。長期にわたるデータの比較を可能にするため、同じ内容で何年も調査を続けるのが望ましい。

但しこれは、将来調査細目を修正する余地がないという意味ではない。調査細目については調査部署から継続的にフィードバックを受ける必要がある。市場調査担当部署は、調査細目の変更に当たっては VCAD 内の幹部の承認を求めべきである。こうした決断及び決定の関係者への周知を行う場としては、競争評議会がふさわしい。

市場調査における市場シェアと法の求める市場シェアのギャップを認識する

市場調査で報告される市場シェアと、ベトナム競争法の定めるところの市場シェアを区分することは重要である。後者は法の定めるところに従い市場を確定するために関連市場と商品代替可能性の厳密な検査を必要とする。市場調査はこうした目的に関連する情報として、中核商品の市場シェア（しばしば推定値）、水平・垂直統合、代替商品との競争などを提供する。関連市場と代替可能性に関する参照材料として役立つよう、情報は幅広く集められる。これらが如何に有用であろうと、市場調査が提供できるものと法の要求するものとの間には乖離がある。このギャップを埋めるための精査を行い、またデータの信頼性から現行法の定めるものがどの程度現実的かを検証するのは、VCAD の審査官の仕事である。この課題は、近い将来のキャパシティビルディングとして取り組むことができよう。

注意喚起指標を特定する

重要指標のモニタリングは、市場調査に関連した VCAD の仕事の一環である。それが有効であるためには、ある変化が見られたときに行動が起こされる必要がある。そのためには、無数の指標の中から注意喚起指標を特定し、ある水準に達した場合競争状況に当局がより注意を向けるべき閾値を決めておくことが重要である。閾値はあまり意味のない変動と注意すべき水準を区分する上で必要になる。最終的には、注意喚起指標は自動的に注意喚起するようデータベース内にプログラムすることができよう。これは技術協力の次フェーズにおけるキャパシティビルディングの一環として考えることが出来る。

(3) 市場調査の調査手法に関する提言

面談調査の費用と範囲を最小化するために二次データを最大限に活用する

予算の制約は市場調査を恒常的に実施する上で重要な障害となりかねない。試行的市場調査は、面談調査に入る前にどの程度二次データが VCAD に関連情報を提供できるかを明らかにした。公的統計、ニュース記事、業界情報誌、官報における規制情報は、どれも有用である。毎年の更新と恒常的モニタリングはさほどの予算を必要としない。アシスタントやインターンによる日常業務として二次情報の活用を図っていけば、毎年の更新作業の範囲も限られてくる。

二次データを取り扱う内部能力を向上させ、一次データは外部委託する

組織面では、VCAD 内部に二次情報（公的統計、ニュース、業界レポート、規制など）を収集、体系化、分析する能力を整備するのが望ましい。二次データの収集・更新は継続的に行うことになる。面談調査を通じた一次データ収集については、市場のプレーヤーから（競争法との関連で）情報を集めること自体市場を刺激しかねず、外注を選ぶ方が良いだろう。面談調査は（数年に一度の割合で同じ業種が対象となるよう、一年に数業種ずつ実施するなど）一定の間隔で行うことができる。

市場調査の方法論については、更なるキャパシティビルディングが有用であり望ましい。もしこうしたキャパシティビルディングが次期ステージで実施されるのであれば、試行的市場調査を通じて自ら市場調査を進めるための基礎を身につけた VCAD スタッフが指揮を執ることが望ましい。

(4) 市場調査に関連するデータへのアクセスと利用可能性の問題

データ入手可能性・利用可能性の問題に政府一丸となって取り組む

試行的市場調査を通じて、統計や規制など公的データの入手可能性・利用可能性のいくつかの問題が明らかになった。例えば、組織間及び国際統計システムとの調和の欠落、バイアスの混入による信頼性の低さ、地方行政における規制情報の不備である。VCAD は引き続きキャパシティブUILDINGを通じてこれらのいくつかに取り組むことはできるが、問題の多くは政府全体の協調行動を必要とするものである。データ入手可能性・利用可能性にかかる問題に取り組むには、競争法タスクフォースを通じて調整を図るのも一法である。

(5) 市場調査結果の普及に関する提言

市場調査と普及活動の連携

恒常的モニタリングと定期的市場調査の結果は、普及活動と戦略的に連携する必要がある。市場調査で得られた情報の多くは当局の内部情報としてとどめられる必要がある一方、公的性格のある一部の情報は積極的に普及すべきである。本開発調査で開発されたアドボカシー・ウェブサイトは、競争に関する重要情報を普及するのに理想的なツールである。公的性格の情報は、アドボカシーリーフレットにおいても将来改定される際に掲載することが考えられる。普及にふさわしい情報の例としては、寡占業種の集中度、主要産業の企業活動の規模とトレンド、競争に影響を与える主な規制などがある。これらを恒常的に更新することで、当局が客観的且つまじめにモニタリング機能を果たしているというシグナルを市場に発することになり、VCAD の業務の正当性を高めることにもつながる。

2.2 アドボカシー活動

本プロジェクトにおけるアドボカシー活動は、アドボカシーセミナー、リーフレット（普及啓発用の資料）開発、ウェブサイトの開発、3つの活動を実施した。以下では、それぞれの活動の観点から提言を行う。

(1) 活動全般からの視点

まず、各活動の実績を活動全体の観点からみると、普及啓発の目的を明確にした包括的な活動施策の企画・運営の重要性が指摘できる。すなわち、明確な普及啓発戦略を立案することが重要である。セミナーの企画・実績といったも

のは、リーフレットをはじめとするその他関係資料と、また、ウェブサイト等の内容・設計・企画といったものと、相互に呼応したものであることが求められる。それぞれが個別に捉えられるのではなく、相互補完的に関連し合う全体としての「アドボカシー（普及啓発）活動」を構成することが重要である。

このためには、当局内において、活動の緒につく企画・計画段階で、普及啓発の対象となるターゲットが何であるかを明確にし、共通認識を醸成することが最も重要である。当局側の歩調が揃うことがなければ、全体の活動を構成する個別の活動間の整合性を確保することも非常に困難になるからである。相互補完的に関連し合う全体としての「アドボカシー（普及啓発）活動」の構成としては、例えば、当初の普及啓発の対象を新法の理解促進とした場合、各活動それぞれの特徴を十分踏まえ、以下のように、整合性を確保するといった設計が考えられる：

1) セミナー

- －法規定及び規制の対象となる事例の全体的な説明
- －参加者が参加後、詳細を自らフォローできる資料を用意
- －2006年に関しては、少なくとも3都市でのセミナーを開催／参加者層としては、産業界を中心に150名程度

2) リーフレット

- －セミナー配布資料内容を補完できる適切な内容
- －産業界を対象としつつも法律を分かりやすく解説したガイドブック的な位置づけとして、企業側でオフィスに常備し常時参照できるもの

3) ウェブサイト

- －セミナーのフォローアップやリーフレット内容に対する質問・意見のQ&A等、インタラクティブな窓口機能を充実させる
- －ウェブサイトの閲覧者管理を通して競争環境を維持する上で重要となるネットワークを維持・拡大する機能を充実させる
- －今後の更なる普及啓発活動の潜在分野シーズのヒントを得る場とする（例：今後のセミナー・リーフレットの新たなテーマのヒント等）

4) 業界団体に対するワークショップ（例）

- －上記1)～3)に係る情報のフィードバック
- －地方における相談窓口機能充実を視野に入れ、トレーナーズ・トレーニングを企画・運営する
- －中央からのトレーナー派遣制度の準備（制度設置後は、ウェブサイトにて申請・提供等が可能なようにする等）

5) ポスターの開発（例）

- －上記1)～4)全体をプロモートするためのキャンペーンポスターの開発・頒布
- －ポスター掲示の依頼等を通して、地域の関係機関等との関係構築も推進していく

上記に加え、こうした包括的活動をどの様な期間で消化するかといった時間的な枠組みを検討することが不可欠である。このためには、年間計画に加え中長期的な視野で活動計画を策定していく仕組みを検討していくことが重要である。

組織的イニシアティブの強化

施行細則においても、普及啓発の活動計画の策定・運営をどの部署が担当するかは必ずしも明確に規定されていない。規定がないために対応できないという事態を避ける上でも、内部的な取り決めとしてでも、どの部署がこうした活動を担当するかを明確にすることが重要である。本プロジェクトを通して想定できることは、総務 (Office) 部門が当面は企画部分でのイニシアティブをとり、インフォメーションセンター部門が運営機能を担うという形が考えられるが、実際の体制については早急に対応することが期待される。

(2) 活動からの観点

1) アドボカシーセミナーからの観点

セミナーテーマ選定方法の強化

当初、本プロジェクトでは、VCAD が自らセミナーを企画運営できるノウハウに係る技術支援を行うこととされていたが、実際は、プロジェクト開始当初から右について VCAD 側は既に十分なノウハウと実施組織を有していた。本プロジェクトでは、こうした活動に補足的に役立つと考えられた工程の“チェックリスト”を提供し、各工程の進捗管理を実施するに留まった。

また、当初からセミナーで取り上げるテーマは、広く一般に対して新たに施行された法律の全般的説明を実施し理解を深めるというものであったが、前節で記述したとおり、今後重要となるのは、次のステップとしてどの様なテーマを取り上げるか、また、テーマについて当局内部でどのように共通の認識を醸成していくかという点である。本プロジェクトの取組みからは、今後、少なくとも2つの方向性を検討することが重要といえよう。すなわち、1) 特定の条文に係る各論の理解促進 (施行細則・ガイドライン等を含む)、2) より詳細な審判手続の流れに係る理解促進 (どの様に苦情を提示するかといった点を含む)、の2点である。

トレーナー育成のための教育制度の強化

当局における現状の限られた陣容を考慮すると、他の活動も同様ではあるが、普及啓発活動の効率的運営が不可欠であることは言うまでもない。VCAD 職員の派遣を伴う地方におけるセミナーの場合では特にその傾向は強いといえる。

効率性を補完するための手段としては、トレーナーズ・トレーニングの制度を強化することが重要だと考える。すなわち、地方における行政、関係機関、教育機関等の職員の育成を検討することである。また、こうした育成制度を実施する場合、VCAD 職員を各地に派遣するのではなく、各地方から該当者をハノイに招請し、プログラムを提供することが現実的対応といえるだろう（中長期的には、こうしたプログラムを提供するのはハノイだけでなく、地方事務所を設置するホーチミン市、ダナン市においても開催することを検討することが重要であろう）。実際は、既に VCAD の自助によるトレーナーズ・トレーニングが実施されているが、必ずしもシステマティックな企画運営が確保される環境には至っていない。確実な方法論とトレーニング後の継続的な潜在的トレーナー（トレーニングに参加した代表者）に対するフォローアップのプログラムの充実が重要といえる。また、こうした取り組みが海外からの支援協力の対象となるか否かについても検討することを提言したい。

加えて、普及啓発の目的に加えて、こうした取り組みによって構築されたネットワークは、各地域における企業活動・消費者行動等にかかる地域情報を得るためのモニタリングシステムとして活用することも可能であるとともに、相談業務においても VCAD と地方をつなぐ有効な機能となることにも留意することが重要であろう。

2) 普及啓発リーフレットの開発

リーフレット対象テーマの各論への拡大

現状、VCAD においては、普及啓発のためのツールとしての配布物資料は極めて限られている。今般のプロジェクトでは、新たに施行された法律の全体像を広く一般に分かりやすく解説する資料（リーフレット）を開発・提供した。次のステップとして重要なのは、条文や規制分野をそれぞれ数ページで簡潔に説明した複数・一連のパンフレット資料を準備し、企業・一般等のニーズに合わせて利用できるようにすることであろう。また、こうした資料開発・製作は、陣容・予算面を考慮しつつ、テーマ毎に取り組むことができるので、陣容・予算的制約がある現状の VCAD においても段階的に対応することができるという点で現実的といえよう。

情報スタンド／ライブラリーの導入

普及啓発のために開発された資料等のツールは、広く一般にその存在自体をも認知されなければならない。したがって、地道な活動ではあるが、ディスプレイをするためのコーナーの設置等は効果的な方法といえる。VCAD 内にこうしたコーナーを設置することはもとよりであるが、一般がアクセスしやすい場所を選ぶことが重要である。どのような場所に設置するかについては、十分検討が必要である。他方、潜在的な有力な候補としては、各地域の商業局、また、VCCI の支局等の協力を仰ぐということが考慮されよう。長期的な展望としては、その他関係統計情報などとも合わせ、情報ライブラリーといった機能の整備を検討することも重要といえる。これらは、広く一般だけでなく産業界にとっても重要な情報源となろう。

3) ウェブサイトの開発

相互補完的プログラム運営体制のハブ機能の充実

何にも増して、ウェブ自体が双方向型のデータベースである点を重視し、上述の活動による実績は、全て右にアップロードされうるという点が最大限に活用されるべきである。セミナーやトレーニングで使われた資料やそれぞれの記録、トレーニングの方法論（進め方のマニュアル）、リーフレットやパンフレットのデータ、その他関係情報を整理してインストールし、ユーザーニーズに合わせてダウンロードできるようにしておくことが重要である。

ウェブサイトメンテナンスと運営管理のための VCAD 内の体制整備

上記のように多くのデータを定期的に整理更新し、ウェブサイト上に格納するという体制は、VCAD 内に設置されることが最も重要である。情報管理の面からも、こうした手続き的な管理面はいずれかの担当者（部署）で集中的に担われるべきであるが、少なくとも、共通のプラットフォームで共同作業ができる環境を確保し、適時に一貫した適切なデータ更新環境が確保されなければならない。全般的なシステム管理は e-commerce 局に委ねることとなるが、コンテンツ管理に関しては VCAD がイニシアティブをとるべきである。こうした運用のためには、特定部署にこうした任務を課し、運用に加え、運用ルールの設定に関しても責任を負うという体制が重要である。但し、これは、審査部門あるいは法令解釈部門だけで担当することは難しい。本件プロジェクト活動から現状を判断すれば、VCAD 内のインフォメーションセンターがこれを担うという方向性は検討の余地があろう。また、今後の人事の採用面では、ウェブサイト管理に知見のある人材の確保という視点も重要となろう。

なお、ウェブサイトの公開後更に重要となるのがコンテンツの充実である。既存コンテンツの管理と異なる点は、集中管理の側面に加え、各部署での検討・運営が重要になるという点である。従って（各部署がバラバラに行動しないように）一定のコンテンツ開発のための共通ルールを策定していくことが重要である。当然、各部署における普及啓発に寄せる当事者意識が不可欠であることはいふまでもない。

管理画面機能の活用

一般に対する普及啓発目的以外でも、本件ウェブは活用の余地があり、これを検討することは有用といえよう。すなわち、VCAD 関係の政府機関・部署との情報共有のツールとなり得る点である。特に、今後設置が予定されているホーチミン市、ダナン市における地方事務所との情報共有などに活用が期待される。当局としては、地域が変わろうが、一貫した方針と認識を有することが不可欠である。特に、法令・規定、施行細則等の解釈に加え、どの様な苦情が寄せられどのような妥当性の判断が下されているか等々、当局としての対応に整合を確保することが重要である。管理画面機能は、ID とパスワードで管理されセキュリティーも確保されている。これを活用し、内部情報の共有化を図るといふ点を検討していくことが重要であろう。

また、可能な範囲で、他省庁においても VCAD との情報共有が必要であるという部局に対しては、こうした管理画面機能を使って適宜情報交換をすることも可能である。もちろん、内部情報（特に審査情報等）については厳格に管理されるべきことはいふまでもない。しかし、特定規定に関する当局の公式立場等々といった、関係他省庁（例えばタスクフォースメンバー）においても、むしろ共有すべき情報で政府関係者のみにしか提供できない情報もあろう。管理画面機能を十分活用できると考える。

マルチ商法にかかるデータベースの構築（近い将来的課題）

今回開発されたウェブサイトは、あくまで普及啓発を目的とするものであったが、汎用性については、拡充のプライオリティを検討の上、自助ないし国際的な支援協力等を活用し充実させていくことが重要と考えられる。諸機能の充実が検討されるが、本件プロジェクトの取り組み過程においては、マルチ商法にかかるデータベース（登録・実態管理等々）の重要性が明らかになっている。右データベースに関しては、当局の業務システムの要素も高いため、今後詳細な検討を行った上で、国際的支援の枠組み等への要請を含め具体化を図ることが重要であろう。

2.3 TA セミナー活動からの提言

(1)法制度整備と法解釈の発展

ベトナム競争法の適用に当たっては、施行細則 2005 年第 116 号等によって違反行為類型の規定等の明確化が図られている。しかしながら違反事件処理の実績が未だない状況のなか、競争法及び施行細則の条文において、必ずしも解釈が明確化されていない点、あるいは現行の解釈どおりの運用をした場合に課題が残る点などがある模様であることが、TA セミナー等における議論からも看取された。(例えば、法第 13 条に規定がある優越的地位の濫用として禁じられる行為について、複数行為を一括して違反行為と見るか、一行為ずつを判断するか、あるいは法第 86 条の事前調査実施時に施行細則第 116 号第 65 条・第 66 条に基づく関係者への通達が義務付けられるか等)。また、実際に違反事件処理が行われるようになった後にもさらに明確な解釈が求められる規定があることも予想される。

判例法主義的解決と制定法主義的解決のバランス

こうした解釈に議論の余地が残る点については、今後の判例の蓄積によって解決されるべき部分と、さらなる施行細則やガイドラインの整備によって明らかになっていく部分があるものと思われる。VCAD にあつては、必要に応じて解釈の明確化の意義と方法を検討し(いわゆる判例法主義的解決と制定法主義的解決のバランスをとりつつ)、部内及び関係省庁・機関等と共有のうえ、一般に周知を図り法の透明性と予測可能性を高めていくことが期待される。また、解釈の明確化を図るうえでは、競争法及び施行細則のみならず、民事・刑事手続法、証拠法、知的財産法など関連の深い他法令との関係も課題のひとつとなる。

統一的なガイドライン等の定期的な会合等による開発・共有

これらの課題に対する具体的な対応の一例として、まず、施行細則でカバーできていない点が明らかになった場合、VCAD 内で共通の解釈や対応指針を用意することが重要であり、そのために VCAD 内において Division 横断的なレビューの機会を設けることが有用である。例えば、Division 横断的な法解釈検討会の定期的な開催も方策のひとつとなり得る。

また、本調査案件で開発したウェブサイトなども活用しつつ、処理案件の実績と判例、施行細則やガイドライン等を公開していくことが有用である。

(2)申告（苦情）の受付

申告（苦情）の受付に関しては、競争法第 10 条、19 条、58 条等ならびに施行細則 2005 年第 116 号等に規定があり、これらに基づき 2006 年 7 月に情報提出のための五書式を定める決定 (No. 17/QD-QLCT) が発布されたところである。申告（苦情）の受入については、VCAD 職員が多数の申告や苦情のなかから重要なものを見極めるための能力が必要となると同時に、上記 1.2 (3) にも指摘したとおり、実務的な処理方法と体制整備が喫緊の課題となってくる。（なお、TA セミナーにおいても、例えば経済集中の申告文書について、シェア 30% に満たないと思われる場合にも受付けるか、30-50% の場合には受理した後どのよう扱うかといった点についても不明確な点が残った。）

書面提出の受け入れや事務処理手続きに関するチェックリストやマニュアル

申告（苦情）が本格化してくるにつれ、限られた職員数で迅速に処理していくことが重要となる。申告（苦情）受付、あるいは事前相談に如何に対応するか、チェック項目シートやマニュアルといったツールを用いることも一案である。また、処理窓口の集中化・明確化するといった組織的な対応が重要となってくる。書式による提出はもとより、書式に則っていない書簡、ウェブサイトを経由した提出、e メールや電話、往訪等、多様な方法で様々なレベルの申告（苦情）等が寄せられることも予想され、総務部門 (Office) が一括して担当するか、担当部門への振り分けは誰がどのように行うか、地方事務所への申告（苦情）をどのように扱うかといった事務手順を明らかにしたうえで、VCAD 内で共有することが重要である。

申告や苦情申し立て受け入れに関する広報

同時に、企業や一般消費者がどのような情報をどこに申告（苦情申し立て）すれば、行政として円滑・効果的に対応し得るかについて、ウェブサイトなども活用しつつ広報することも VCAD 側の事務処理負担面及び申立側の利便性の双方の意味で有用である。

(3)審査実務

審査対応マニュアルや内部定型文書の開発

VCAD の最大の責務のひとつである審査活動については、今後、実績が積み重ねられていくこととなる。既に施行細則 2005 年第 116 号等によって審査手続についての規定があり、TA セミナーの中でも手続に関する規定（期限等）についての VCAD 職員の理解が高いことが確認された。ただし、実際に具体的な事件

を扱う場合には、事件の端緒から必要情報の入手（当事会社からの提出を求める場合、立入調査を行う場合等）、違反行為の立証、報告書の作成等、限られた陣容のなか、多岐に渡る審査業務を行う必要がある。審査実務の円滑な推進にあたっては、VCAD 審査担当者による審査対応マニュアルや内部の定型文書が構築され、新規に採用される担当者を含む部内関係者に共有されることが有用である。審査の各段階における留意点、成功例、改善すべき点等についてもウェブサイトバックオフィス機能を活用するなどして、情報共有化のための体制を確立していくことが望まれる。

市場画定の重要性

ベトナム競争法の特徴の一つとして、市場占有率に依拠した規定が挙げられる（ベトナム競争法第 9 条、11 条、20 条等）。こうした規定は取りも直さず占有率の算出母数となる市場を如何に画定するかが重要となり、審査段階における市場画定の手法が確立され、共有されることが必須となる。実際には、施行細則 2005 年第 116 号第 4 項以降の規定に基づき各案件における市場が画定されることとなるが、実績が積み重ねられ、共有されていくことが期待される。

審査官養成と国際協力

以上のような審査実務の課題によりよく対応していくために、1.1(1)で指摘した審査官育成の重要性が改めて強調されるべきであるとともに、我が国を含む諸外国競争当局が用いてきた審査手法等についても引き続き参考にすることがとりわけ有用である。

(4)審判・排除措置（行政処分）の実施

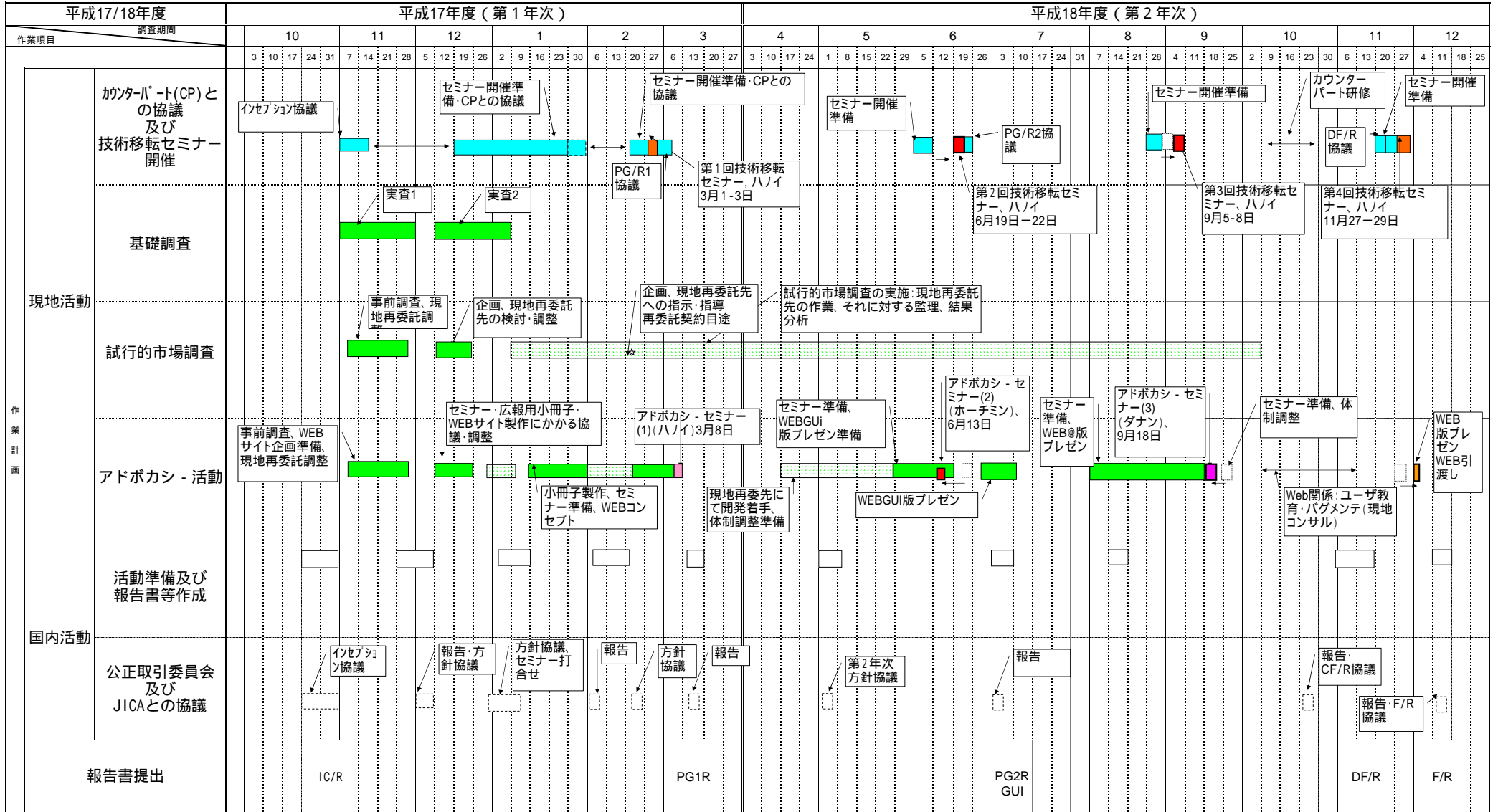
審査の後の審判廷への対応、排除措置（課徴金等）等における VCAD の役割については、ベトナム競争法第 61 条以下及び施行細則 2005 年第 120 号に規定されている。今後、実績を積み重ね、公正な法執行の実効性を担保するための具体的な方策を念頭に、組織的に情報を蓄積・共有していくことが望まれる。また、法執行の過程においては市場のプレーヤーである企業の活力を不必要に損なうことなく、市場の発展を図ることの重要性を念頭に置くことも求められている。

こうした対応についても、1.1(1)で指摘した審査官育成の課題の一環と捉えられるべきであり、我が国を含む諸外国競争当局が用いてきた経験を参考にすることが有用となる。

(5) 組織的対応の充実と国際的な協力の活用

審査官を含む VCAD 職員の人材育成については、上記 (1) ~ (4) 全てにおいて審査実務のノウハウや技術の向上と共有化が重要であることは言うまでもない。今後も各国・国際機関ドナー等からの支援協力を活用しつつ、自助努力を拡大していくことが期待される。他方、施行細則等でカバーしきれていない指針や手続の内部規定（マニュアル等）の整備も欠くことができない重要なタスクである。こうした内部規定を検討する組織体制を充実させるとともに（例えば上記 (1) の定期検討検討会等）、効率的に内部規定の整備や改定を進めていくうえでは、この分野においても一定期間、各ドナーや各国競争当局からの支援を得るというオプションを検討することが可能である。ただし、支援を受ける場合には、ベトナム法全般はもとより、VCAD 内部や市場環境等の状況を十分に把握した専門家の助力が不可欠であり、中長期的な専門家の関与要請を検討するとともに、VCAD としても守秘義務確保を前提として、こうした専門家と一定の範囲で実務や内部情報を共有することが期待される。

Appendix (付属資料)



THE STATE PRESIDENT

**ORDER No. 23/2004/L-CTN OF DECEMBER 14, 2004 ON THE
PROMULGATION OF LAW**

THE PRESIDENT OF THE SOCIALIST REPUBLIC OF VIETNAM

Pursuant to Articles 103 and 106 of the 1992 Constitution of the Socialist Republic of Vietnam, which was amended and supplemented under Resolution No. 51/2001/QH10 of December 25, 2001 of the Xth National Assembly, the 10th session;

Pursuant to Article 91 of the Law on Organization of the National Assembly;

Pursuant to Article 50 of the Law on Promulgation of Legal Documents,

PROMULGATES:

The Competition Law,

which was passed on December 3, 2004 by the XIth National Assembly of the Socialist Republic of Vietnam at its 6th session.

President of the Socialist Republic of Vietnam

TRAN DUC LUONG

COMPETITION LAW

(No. 27/2004/QH11)

Pursuant to the 1992 Constitution of the Socialist Republic of Vietnam, which was amended and supplemented under Resolution No. 51/2001/QH10 of December 25, 2001 of the Xth National Assembly, the 10th session;

This Law provides for competition.

Chapter I

GENERAL PROVISIONS

Article 1.- Scope of regulation

This Law provides for competition-restricting acts, unfair competition acts, order and procedures for settling competition cases, measures to handle violations of competition legislation.

Article 2.- Subjects of application

This Law shall apply to:

1. Business organizations and individuals (hereinafter referred collectively to as enterprises), including also enterprises producing, supplying products, providing public-utility services, enterprises operating in the State-monopolized sectors and domains, and foreign enterprises operating in Vietnam.
2. Professional associations operating in Vietnam.

Article 3.- Interpretation of terms

In this Law the following terms are construed as follows:

1. Relevant market means relevant market of products and relevant geographical market.

Relevant market of products means a market of goods, services which are interchangeable in terms of characteristics, use purposes and prices.

Relevant geographical market means a specific geographical area in which exist goods, services which are interchangeable under similar conditions of competition, and which is

considerably differentiated from neighboring areas.

2. Professional associations include commodity line associations and trade associations.

3. Competition restriction acts mean acts performed by enterprises to reduce, distort and prevent competition on the market, including acts of competition restriction agreement, abusing the dominant position on the market, abusing the monopoly position and economic concentration.

4. Unfair competition acts mean competition acts performed by enterprises in the process of doing business, which run counter to common standards of business ethics and cause damage or can cause damage to the State's interests, legitimate rights and interests of other enterprises or consumers.

5. An enterprise's market share of a certain kind of goods or service means the percentage between sale turnover of this enterprise and aggregate turnover of all enterprises dealing in such kind of goods or service on the relevant market or the percentage between purchase turnover of this enterprise and aggregate purchase turnover of all enterprises dealing in such kind of goods or service on the relevant market on a monthly, quarterly or yearly basis.

6. Combined market share means aggregate market share on the relevant market of enterprises participating in the competition restriction agreement or economic concentration.

7. Total cost of production of goods or services consists of:

a/ Cost of production of products or services; purchasing price of goods;

b/ Cost of circulation to bring goods, services to consumers.

8. Competition case means a case showing signs of violation of the provisions of this Law, which is investigated and handled by a competent state agency according to law provisions.

9. Competition procedures mean activities carried out by agencies, organizations and individuals according to the order and procedures for settling and handling competition cases prescribed by this Law.

10. Business secret means information that fully meets the following conditions:

a/ Being other than common knowledge;

b/ Being applicable to business and, once used, placing the holder ..)f such information at an advantage over the non-holder or non-user of such information;

c/ Being kept confidential by the owner by applying necessary measures to keep such

information from disclosure and easy access.

11. Multi-level sale means an approach of marketing to retail goods, which meets the following conditions:

a/ The marketing to retail goods is conducted through a multi-level and multi-branch network of participants in the multi-level sale;

b/ Goods are marketed by participants in the multi-level sale directly to consumers at the customers' homes, working places or other places other than regular retail places of the enterprises or participants;

c/ Participants in the multi-level sale enjoy commissions, bonuses or other economic benefits from the sale results of their own and of lower-level multi-level sale participants within the network which is organized by themselves and approved by the multi-level sale enterprises.

Article 4.- Right to business competition

1. Enterprises enjoy freedom to competition within the legal framework. The State protects the lawful right to business competition.

2. Competition must be implemented on the principles of honesty, non-infringement upon the interests of the State, public interests, legitimate rights and interests of enterprises, consumers and compliance with the provisions of this Law.

Article 5.- Application of this Law, other relevant laws and international agreements

1. Where there is any disparity between the provisions of this Law and those of other laws on competition restriction acts or unfair competition acts, the provisions of this Law shall apply.

2. Where international agreements which the Socialist Republic of Vietnam has signed or acceded to contain provisions different from those of this Law, the provisions of such international agreements shall apply.

Article 6.- Acts that State management agencies are prohibited from performing

State management agencies are prohibited from performing the following acts to prevent competition on the market:

1. To force enterprises, organizations or individuals to buy, sell goods, provide services to enterprises which are designated by these agencies, except for goods and services in the State-monopolized domains or in emergency cases prescribed by law;

2. To discriminate between enterprises;

3. To force professional associations or enterprises to align with one another with a view to precluding, restricting or preventing other enterprises from competing on the market;

4. Other acts that prevent lawful business activities of enterprises.

Article 7.- State management responsibilities for competition

1. The Government performs uniform State management over competition.

2. The Trade Ministry shall be responsible to the Government for performing the State management over competition.

3. Ministries, ministerial-level agencies, provincial/municipal People's Committees shall, within the scope of their respective tasks and powers, have to coordinate with the Trade Ministry in performing the State management over competition.

Chapter II

CONTROL OF COMPETITION RESTRICTION ACTS

Section 1. COMPETITION RESTRICTION AGREEMENTS

Article 8.- Competition restriction agreements

Competition restriction agreements include:

1. Agreements on directly or indirectly fixing goods or service prices;

2. Agreements on distributing outlets, sources of supply of goods, provision of services;

3. Agreements on restricting or controlling produced, purchased or sold quantities or volumes of goods or services;

4. Agreements on restricting technical and technological development, restricting investments;

5. Agreement on imposing on other enterprises conditions on signing of goods or services purchase or sale contracts or forcing other enterprises to accept obligations which have no direct connection with the subject of such contracts;

6. Agreements on preventing, restraining, disallowing other enterprises to enter the market or develop business;

7. Agreements on abolishing from the market enterprises other than the parties of the

agreements;

8. Conniving to enable one or all of the parties of the agreement to win bids for supply of goods or provision of services.

Article 9.- Prohibited competition restriction agreements

1. Competition restriction agreements prescribed in Clauses 6, 7 and 8 of this Law are prohibited.

2. Competition restriction agreements prescribed in Clauses 1, 2, 3, 4 and 5, Article 8 of this Law the parties of which have combined market share of 30% or more on the relevant market are prohibited.

Article 10.- Cases of exemption with regard to prohibited competition restriction agreements

1. Competition restriction agreements defined in Clause 2, Article 9 of this Law shall enjoy exemption for a definite term if they meet one of the following conditions in order to reduce costs to benefit consumers:

a/ Rationalizing the organizational structure, business model, raising business efficiency;

b/ Promoting technical and technological advances, raising goods and service quality;

c/ Promoting the uniform application of quality standards and technical norms of products of different kinds;

d/ Harmonizing business, goods delivery and payment conditions, which have no connection with prices and price factors;

e/ Enhancing the competitiveness of small- and medium-sized enterprises;

f/ Enhancing the competitiveness of Vietnamese enterprises on the international market.

2. The order, procedures for granting exemptions and exemption terms shall comply with the provisions of Section 4 of this Chapter.

Section 2. ABUSE OF DOMINANT POSITION ON THE MARKET,

ABUSE OF MONOPOLY POSITION

Article 11.- Enterprises, groups of enterprises holding the dominant position on the market

1. Enterprises shall be considered to hold the dominant position on the market if they have market shares of 30% or more on the relevant market or are capable of restricting competition considerably.

2. Groups of enterprises shall be considered to hold the dominant position on the market if they take concerted action to restrict competition and fall into one of the following cases:

a/ Two enterprises having total market share of 50% or more on the relevant market;

b/ Three enterprises having total market share of 65% or more on the relevant market;

c/ Four enterprises having total market share of 75% or more on the relevant market;

Article 12.- Enterprises holding the monopoly position

An enterprise shall be considered to hold the monopoly position if there is no enterprise competing on the goods or services dealt in by such enterprise on the relevant market.

Article 13.- Prohibited acts of abusing the dominant position on the market

Enterprises, groups of enterprises holding the dominant position on the market are prohibited from performing the following acts:

1. Selling goods, providing services at prices lower than the aggregate costs in order to eliminate competitors.

2. Imposing irrational buying or selling prices of goods or services or fixing minimum re-selling prices causing damage to customers;

3. Restricting production, distribution of goods, services, limiting markets, preventing technical and technological development, causing damage to customers;

4. Imposing dissimilar commercial conditions in similar transactions in order to create inequality in competition;

5. Imposing conditions on other enterprises to conclude goods or services purchase or sale contracts or forcing other enterprises to accept obligations which have no direct connection with the subject of such contracts;

6. Preventing new competitors from entering the market.

Article 14.- Prohibited acts of abusing the monopoly position

Enterprises holding the monopoly position are prohibited from performing the following acts:

1. Acts defined in Article 13 of this Law;
2. Imposing unfavorable conditions on customers;
3. Abusing the monopoly position to unilaterally modify or cancel the contracts already signed without plausible reasons.

Article 15.- Control of enterprises operating in the State monopolized domains, enterprises producing, supplying public-utility products, services

1. The State controls enterprises operating in the State-monopolized domains with the following measures:

a/ Deciding on the buying prices, selling prices of goods, services in the State-monopolized domains;

b/ Deciding on the quantities, volumes and scope of market of goods, services in the State monopolized domains.

2. The State controls enterprises producing and supplying public-utility products, services with measures of ordering goods, assigning plans or bidding according to prices or charges set by the State.

3. When undertaking other business activities outside the State-monopolized domains and producing, providing public-utility products, services, enterprises shall not be subject to the application of the provisions of Clause 1 and Clause 2 of this Article but still be subject to the application of other provisions of this Law.

Section 3. ECONOMIC CONCENTRATION

Article 16.- Economic concentration

Economic concentration means acts of enterprises, including:

1. Merger of enterprises;
2. Consolidation of enterprises;
3. Acquisition of enterprises;

4. Joint venture between enterprises;
5. Other acts of economic concentration prescribed by law.

Article 17.- Merger, consolidation, acquisition of enterprises and joint venture between enterprises

1. Merger of enterprises means an act whereby one or several enterprises transfer all of its/their property, rights, obligations and legitimate interests to another enterprise, and at the same time terminate the existence of the merged enterprise (s).

2. Consolidation of enterprises means an act whereby two or more enterprises transfer all of their property, rights, obligations and legitimate interests to form a new enterprise and, at the same time, terminate the existence of the consolidated enterprises.

3. Acquisition of enterprises mean an act whereby an enterprise acquires the whole or part of property of another enterprise sufficient to control or dominate all or one of the trades of the acquired enterprise.

4. Joint venture between enterprises means an act whereby two or more enterprises jointly contribute part of their property, rights, obligations and legitimate interests to the establishment of a new enterprise.

Article 18.- Prohibited cases of economic concentration

Economic concentration shall be prohibited if the combined market shares of enterprises participating in economic concentration account for over 50% on the relevant market, except for cases specified in Article 19 of this Law or the case where enterprises, after implementing economic concentration, are still of small or medium size as prescribed by law.

Article 19.- Cases of exemption from prohibited economic concentration

Prohibited economic concentration prescribed in Article 18 of this Law may be considered for exemption in the following cases:

1. One or more of the participants in economic concentration is/are in danger of dissolution or bankruptcy;
2. The economic concentration has an effect of expanding export or contributing to socio-economic development, technical and technological advance.

Article 20.- Notification of economic concentration

1. If enterprises participating in economic concentration have combined market shares of between 30 and 50% on the relevant market, their lawful representatives must notify the competition managing agency before implementing economic concentration.

Where combined market shares of enterprises participating in economic concentration are lower than 30% on the relevant market or where enterprises, after implementing economic concentration, are still of small or medium size as prescribed by law, such notification is not required.

2. Enterprises participating in economic concentration eligible for exemption prescribed in Article 19 of this Law shall submit exemption application dossiers under the provisions of Section 4 of this Chapter instead of notification of economic concentration.

Article 21.- Economic-concentration notification dossiers

1. An economic-concentration notification dossier shall comprise:

a/ The written notification of economic concentration, made according to a form set by the competition-managing agency;

b/ Valid copies of the business registration certificates of all enterprises participating in economic concentration;

c/ Financial statements of the latest two consecutive years of each enterprise participating in economic concentration, with the certification of audit organizations according to law provisions;

d/ The list of dependent units of each enterprise participating in economic concentration;

e/ The list of kinds of goods, services dealt in by each enterprise participating in economic concentration and by its dependent units;

f/ Reports of the latest two consecutive years of each enterprise participating in economic concentration on their market shares on the relevant market.

2. Enterprises submitting the economic concentration notification dossiers shall be accountable for the truthfulness of their dossiers.

Article 22.- Acceptance of economic concentration notification dossiers

Within seven working days after receiving the economic-concentration notification dossiers, the competition-managing agency shall have to notify in writing the dossier-submitting enterprises of the validity and completeness of their dossiers; where a dossier is incomplete, the competition-managing agency shall have to clearly point out the contents that have to be supplemented.

Article 23.- Time limit for reply to economic concentration notification

1. Within forty five days after receiving complete economic-concentration notification

dossiers, the competition-managing agency shall have to reply in writing to the dossier-submitting enterprises. Written replies of the competition-managing agency must determine whether economic concentration falls into one of the following cases:

a/ Economic concentration does not fall into the prohibited cases;

b/ Economic concentration is prohibited under the provisions of Article 18 of this Law; the prohibition reason must be clearly stated in the written reply.

2. Where economic concentration involves many complicated circumstances, the head of the competition-managing agency may extend the time limit for reply specified in Clause 1 of this Article no more than twice, each time for no more than thirty days and notify such in writing to the dossier submitting enterprises no later than three working days before the expiration of the time limit for reply, clearly stating the extension reason.

Article 24.- Implementation of economic concentration

Lawful representatives of the enterprises participating in economic concentration subject to notification as prescribed in Clause 1 , Article 20 of this Law may only carry out economic concentration procedures at the competent State agencies prescribed by legislation on enterprises after the competition-managing agency replies in writing that such economic concentration does not fall into any prohibited cases.

Section 4. PROCEDURES FOR EXECUTION OF EXEMPTION CASES

Article 25.- Competence to decide on exemption

1. The Trade Minister shall consider and decide in writing on the exemption prescribed in Article 10 and Clause 1, Article 19 of this Law.

2. The Prime Minister shall consider and decide in writing on the exemption prescribed in Clause 2, Article 19 of this Law.

Article 26.- Subjects submitting exemption application dossiers

The subjects submitting exemption application dossiers are the parties intending to participate in competition restriction agreements or economic concentration.

Article 27.- Lawful representatives of parties of competition restriction agreements or economic concentration

1. The parties of the competition restriction agreements or economic concentration may appoint a representative to carry out the procedures to apply for exemption. The appointment of representatives must be made in writing and certified by the involved parties.

2. Rights and obligations of the representative party shall be determined by the involved parties;

3. The parties shall be responsible for acts of the representative party within the scope of authorization.

Article 28.- Dossiers of application for exemption for competition restriction agreements

1 . A dossier of application for exemption for a competition restriction agreement shall comprise:

a/ The application, made according to the form set by the competition-managing agency;

b/ The valid copies of the business registration certificates of each enterprise participating in the competition restriction agreement and the charter of the association for cases where the competition restriction agreement is participated by such association;

c/ Financial statements of the latest two consecutive years of each enterprise participating in the competition restriction agreement, with the certification of audit organizations according to law provisions;

d/ Reports of the latest two consecutive years of each enterprise participating in the competition restriction agreement on their market shares on the relevant market;

e/ A report elaborating the satisfaction of the cases eligible for exemption prescribed in Article 10 of this Law;

f/ The written authorization of the representative party by the parties of the competition restriction agreement.

2. The dossier submitters and the parties of the competition restriction agreements shall be accountable for the truthfulness of their dossiers.

Article 29.- Dossiers of application for exemption for economic concentration

1. A dossier of application for exemption for economic concentration shall comprise:

a/ The application, made according to the form set by the competition-managing agency;

b/ The valid copies of the business registration certificates of each enterprise participating in economic concentration;

c/ Financial statements of the latest two consecutive years of each enterprise joining in economic concentration, with the certification of audit organizations according to law

provisions;

d/ Reports of the latest two consecutive years of each enterprise participating in economic concentration on their market shares on the relevant market;

e/ A report elaborating the satisfaction of the cases eligible for exemption prescribed in Article 19 of this Law;

f/ The written authorization of the representative party by the parties of economic concentration.

2. The dossier submitters and the parties of economic concentration shall be accountable for the truthfulness of their dossiers.

Article 30.- Acceptance of exemption application dossiers

1. The competition-managing agency shall be responsible for accepting exemption application dossiers, putting forward its opinions to the Trade Minister for decision or submission to the Prime Minister for decision.

2. Within seven working days after receiving exemption application dossiers, the competition managing agency shall have to notify in writing the dossier submitters of the completeness of their dossiers. Where a dossier is incomplete, the competition-managing agency must point out the contents that have to be supplemented.

3. The dossier submitters must pay a fee for evaluation of exemption application dossiers according to law provisions.

Article 31.- Requests for supplementation of exemption application dossiers

The competition-managing agency may request the submitters of exemption application dossiers to supplement necessary documents and information related to their intention to implement the competition restriction agreements or economic concentration and give additional explanation on unclear matters.

Article 32.- Supply of information by related parties

1. The competition-managing agency may request related organizations and individuals to supply information on competition restriction agreements or economic concentration which it is handling.

2. Within fifteen days after receiving the requests of the competition-managing agency, related organizations and individuals shall have to reply in writing to the requests.

Article 33.- Withdrawal of exemption applications

1. If wishing to withdraw their exemption applications, the dossier submitters must

notify in writing the competition-managing agency thereof.

2. The competition-managing agency shall not refund the fee for evaluation of exemption application dossiers in the case prescribed in Clause 1 of this Article.

Article 34.- Time limit for issuance of decisions

1. Within sixty days after receiving complete exemption application dossiers, the Trade Minister shall issue one of the following decisions:

- a/ Approving the exemption for the parties;
- b/ Disapproving the exemption for the parties.

2. For cases involving many complicated circumstances, the Trade Minister may extend the time limit for issuance of decisions prescribed in Clause 1 of this Article no more than twice, each for thirty days at most.

3. In case of economic concentration falling under the Prime Minister's competence to grant exemption, the time limit for issuance of decisions approving or disapproving exemption shall be ninety days as from the date of receipt of complete exemption application dossiers; for cases involving many complicated circumstances, the time limit for issuance of such decisions shall be one hundred and eighty days.

4. In case of extension of the time limit for issuance of decisions, the competition-managing agency shall notify in writing the dossier submitters not later than three working days before the expiration of such time limit, clearly stating the reason therefor.

Article 35.- Decisions on grant of exemption

1 . A decision on grant of exemption must contain the following principal details:

- a/ Names and addresses of the parties approved to perform the act;
- b/ The details of the act to be performed;
- c/ The time limit for enjoyment of exemption, conditions and obligations of the parties.

2. The competition-managing agency shall have to publicize the decisions on grant of exemption according to the Government's regulations.

Article 36.- Implementation of competition restriction agreements, economic concentration for cases of enjoyment of exemption

1. The parties of the competition restriction agreements that enjoy exemption may implement their competition restriction agreements only after the decisions on grant of exemption are issued by the Trade Minister.

2. Lawful representatives of enterprises participating in economic concentration eligible for exemption may carry out procedures for economic concentration only at the competent Stage agencies prescribed by enterprise legislation after the decisions on grant of exemption are issued by the Prime Minister or the Trade Minister.

Article 37.- Cancellation of decisions on grant of exemption

1. The agency competent to issue decisions on grant of exemption shall be entitled to cancel decisions on grant of exemption.

2. Decisions on grant of exemption shall be cancelled in the following cases:

a/ Frauds in the exemption application are detected;

b/ Enterprises enjoying exemption fail to abide by the conditions and obligations within the time limit stated in the decisions on grant of exemption;

c/ The conditions for grant of exemption no longer exist.

Article 38.- Complaints about decisions related to grant of exemption

Enterprises which disagree with the decisions on grant or non-grant of exemption or decisions canceling the decisions on grant or exemption may lodge complaints according to law provisions on complaints and denunciations.

Chapter III

UNFAIR COMPETITION ACTS

Article 39.- Unfair competition acts

Unfair competition acts in this Law include:

1. Misleading indications;
2. Infringement upon business secrets;
3. Constraint in business;
4. Discrediting other enterprises;
5. Disturbing business activities of other enterprises;
6. Advertising for the purpose of unfair competition;
7. Sale promotion for the purpose of unfair competition;
8. Discrimination by associations;

9. Illicit multi-level sale;

10. Other unfair competition acts according to the criteria determined in Clause 4, Article 3 of this Law and prescribed by the Government.

Article 40.- Misleading indications

1. Enterprises are forbidden to use instructions containing information causing confusions about trade names, business mottoes, business logos, packings, geographical indications and other elements as prescribed by the Government to mislead customers about goods or services for the purpose of competition.

2. It is forbidden to do business in goods or services using misleading information prescribed in Clause 1 of this Article.

Article 41.-Infringement upon business secrets

Enterprises are forbidden to perform the following acts:

1. Accessing and collecting information belonging to business secrets by counteracting the security measures applied by lawful owners of such business secrets;

2. Disclosing, using information belonging to business secrets without the permission of owners of such business secrets;

3. Breaching security contracts or deceiving or taking advantage of the trust of persons having the security duty in order to access, collect or disclose information belonging to business secrets of owners of such business secrets;

4. Accessing, collecting information belonging to business secrets of other persons when such persons carry out procedures according to law provisions concerning business, carry out procedures for product circulation, or by counteracting the measures applied by State agencies, or using such information for business purposes, application for licenses related to business or product circulation.

Article 42.- Constraint in business

Enterprises are forbidden to constrain customers, business partners of other enterprises by performing acts of threatening or forcing them not to enter in transactions or to stop transactions with such enterprises.

Article 43.- Discrediting other enterprises

Enterprises are forbidden to discredit other enterprises by performing acts of directly or indirectly issuing untruthful information badly affecting the latter's reputation, financial status and business activities.

Article 44.- Disturbing business activities of other enterprises

Enterprises are forbidden to disturb lawful business activities of other enterprises by performing acts of directly or indirectly preventing, disrupting the latter's business activities.

Article 45.- Advertising for the purpose of unfair competition

Enterprises are forbidden to carry out the following advertising activities:

1. Comparing their goods, services directly with those of the same kind of other enterprises;

2. Imitating other advertising products to mislead customers;

3. Issuing false or misleading information to customers on one of the following contents:

a/ Prices, quantities, quality, utilities, designs, categories, packings, date of manufacture, use duration, goods origin, manufacturers, places of manufacture, processors, places of processing;

b/ Usage, mode of servicing, warranty duration;

c/ Other false or misleading information.

4. Other advertising activities prohibited by law.

Article 46.- Sale promotion for the purpose of unfair competition

Enterprises are forbidden to carry out the following sale promotion activities:

1. Organizing sale promotion with prize frauds;

2. Organizing sale promotion which is dishonest or causes confusion about goods, services in order to cheat customers;

3. Discriminating between similar customers at different sale promotion places under the same sale promotion program;

4. Presenting goods free to customers for trial use but requesting customers to use their goods in exchange for similar goods manufactured by other enterprises and currently used by such customers;

5. Other sale promotion activities prohibited by law.

Article 47.- Discrimination by associations

Professional associations are forbidden to perform the following acts:

1. Refusing to admit enterprises eligible for admission or refusing to allow enterprises to withdraw from the associations in a discriminatory way, placing such enterprises at a competitive disadvantage;

2. Irrationally restricting business activities or other business-related activities of member enterprises.

Article 48.- Illicit multi-level sale

Enterprises are forbidden to perform the following acts to gain illicit profits from the recruitment of participants into the multi-level sale networks:

1. Requesting those who wish to participate to pay a deposit, buy an initial volume of goods or pay a sum of money for the right to participate in the multi-level sale network;

2. Not to commit to buy back goods at 90% at least of the price at which the goods were sold to participants for re-sale;

3. To give participants commissions, bonuses or other economic benefits which are gained mostly from the enticement of other people to participate in the multi-level sale network;

4. Supplying false information on the benefits of the participation in the multi-level sale network, false information on the nature and utilities of goods in order to entice the participation of other people.

Chapter IV

COMPETITION-MANAGING AGENCY, COMPETITION COUNCIL

Section 1. COMPETITION-MANAGING AGENCY

Article 49.- Competition-managing agency

1. The Government shall decide to establish, and prescribe the organization and apparatus of, the competition-managing agency.

2. The competition-managing agency shall have the following tasks and powers:

a/ To control the process of economic concentration according to the provisions of this Law;

b/ Accepting exemption application dossiers; put forward opinions to the Trade

Minister for decision or submission to the Prime Minister for decision;

c/ Investigating competition cases related to competition-restricting acts and unfair competition acts;

d/ Handling and sanctioning unfair competition acts;

e/ Other tasks prescribed by law.

Article 50.- Head of the competition-managing agency

1. The head of the competition-managing agency shall be appointed or dismissed by the Prime Minister at the proposal of the Trade Minister.

2. The head of the competition-managing agency shall have to organize and direct the competition-managing agency to perform the tasks and powers defined in Clause 2, Article 49 of this Law.

Article 51.- Investigators of competition cases

1. Investigators of competition cases (hereinafter called investigators) shall be appointed by the Trade Minister at the proposal of the head of the competition-managing agency.

2. Investigators shall investigate specific competition cases under decisions of the head of the competition-managing agency.

Article 52.- Criteria of investigators

Persons who fully meet the following criteria may be appointed investigators:

1. Possessing good ethical qualities, being honest, impartial;

2. Having the degree of bachelor of law, economics or finance;

3. Having worked at least five years in one of the domains defined in Clause 2 of this Article;

4. Having been trained in professional investigation skills.

Section 2. COMPETITION COUNCIL

Article 53.- Competition Council

1. The Competition Council is an agency established by the Government.

The Competition Council shall be composed of between eleven and fifteen members appointed or dismissed by the Prime Minister at the proposal of the Trade Minister.

2. The Competition Council shall have to organize the handling and settlement of complaints about competition cases involving competition restricting acts under the provisions of this Law.

Article 54.- Chairman of the Competition Council

1. The Competition Council chairman shall be appointed or dismissed by the Prime Minister among the Competition Council members at the proposal of the Trade Minister.

2. The Competition Council chairman shall have to organize the operation of the Competition Council.

3. The Competition Council chairman shall decide to set up the Competition Case-Handling Council composed of at least five members of the Competition Council, one of whom shall chair hearings to deal with a specific competition case.

Article 55.- Criteria of Competition Council members

1. Persons who fully meet the following criteria may be appointed as Competition Council members:

a/ Possessing good ethical qualities, being honest, impartial, and having the sense of protecting socialist legality;

b/ Having the degree of bachelor of law, economics or finance;

c/ Having worked at least nine years in one of the domains defined at Point b, Clause 1 of this Article;

d/ Being capable of fulfilling the assigned tasks.

2. Competition Council members shall have a five-year term of office and may be re-appointed.

Chapter V

INVESTIGATION, HANDLING OF COMPETITION CASES

Section 1. GENERAL PROVISIONS**Article 56.-** Principles for competition procedures

1 . The settlement of competition cases involving competition-restricting acts shall comply with the provisions of this Law.

2. The settlement of competition cases involving unfair competition acts shall comply with the provisions of this Law and legislation on handling of administrative violations.

3. In the process of carrying out competition procedures, investigators, the head of the competition-managing agency and Competition Council members must, within the scope of their respective tasks and powers, keep confidential business secrets of enterprises, respect legitimate rights and interests of the related organizations and individuals.

Article 57.- Language and script used in competition procedures

The language and script used in competition procedures is Vietnamese. Participants in competition procedures shall be entitled to use their native language and script; in this case interpretation is required.

Article 58.- Complaints about competition cases

1. If organizations and individuals deem that their legitimate rights and interests are infringed upon by acts in violation of the provisions of this Law (hereinafter referred collectively to as complainants), they may lodge complaints with the competition-managing agency.

2. The statute of limitations for lodging complaints is two years, as from the date the acts involving signs of violation of competition legislation are committed.

3. Complaint dossiers must comprise the following principal documents:

a/ The written complaint, made according to a form set by the competition-managing agency;

b/ Evidences on the violation act.

4. Complainants shall be accountable for the truthfulness of evidences they supply to the competition-managing agency.

Article 59.- Acceptance of complaint dossiers

1 . The competition-managing agency shall have to accept complaint dossiers.

2. Within seven working days after receiving complaint dossiers, the competition-managing agency shall have to notify in writing the complainants of the acceptance of their

dossiers.

3. Complainants must pay an advance for the cost of handling the competition case according to law provisions.

Article 60.- Evidences

1. Evidences are facts used by investigators and the Competition Case-Handling Council as grounds for determining whether or not exist acts of violating the provisions of this Law.

2. Evidences are determined from the following sources:

a/ Exhibits, which are things used as tools or means for commission of violations, money and other things having the effect of proving acts of violating the provisions of this Law;

b/ Testimonies of witnesses, explanations of related organizations and individuals;

c/ Original documents, copies and translations of original documents which are lawfully notarized or authenticated or supplied and certified by competent agencies or organizations.

d/ Expertise conclusions.

Article 61.- Application of administrative preventive measures

1. The head of the competition-managing agency, the Competition Council chairman may apply some administrative preventive measures prescribed by legislation on handling of administrative violations in the cases specified in Clause 6, Article 76 and Clause 4, Article 79 of this Law.

The Government shall specify administrative preventive measures that the head of the competition-managing agency and the Competition Council chairman may apply.

2. The following persons may propose the application of administrative preventive measures:

a/ Complainants may make such a proposal to the head of the competition-managing agency and the Competition Council chairman;

b/ Investigators may make such a proposal to the head of the competition-managing agency;

c/ Presidents of hearings may make such a proposal to the Competition Council chairman.

3. In case of application of administrative preventive measures at the proposals of complainants, the complainants shall have to pay a guaranty money according to the Government's regulations.

In cases of wrong application of administrative preventive measures, causing damage to the investigated parties, the complainants must pay compensation therefor. The compensation level shall be agreed upon by the complainants and the investigated parties; if the two parties cannot reach agreement thereon, they may initiate lawsuits at court to claim for damages according to the provisions of civil legislation.

4. Where the administrative preventive measures are applied at variance of the requests of investigators or the hearing presidents, thereby causing damage to the investigated parties, the competition-managing agency or the Competition Council must pay compensation therefor. The level of compensation shall be agreed upon by the investigated parties and the competition-managing agency or the Competition Council; if they cannot reach agreement thereon, the investigated parties may initiate lawsuits at courts to claim for damages according to the provisions of civil legislation. If compensation must be paid, the competition managing agency or the Competition Council must identify the responsibility, also including material responsibility, of the proposers and related persons so as to impose proper disciplinary forms on such persons and force them to indemnify for the money amounts the competition-managing agency or the Competition Council has compensated to the investigated parties.

5. The parties subject to the application of administrative preventive measures may lodge complaints about the decisions thereon according to the law provisions on complaints and denunciations.

Article 62.- Competition case-handling charges

Competition case-handling charges shall be used for the handling of competition case. The Government shall prescribe the levels, collection, payment, management and use of such charge in accordance with legislation on charges and fees.

Article 63.- Liability to competition case-handling charges

1. The party that is concluded to have violated the provisions of this Law must pay competition case-handling charges.

2. Where the invested party does not violate the provisions of this Law, the complainant shall have to pay competition case-handling charges.

3. Where a competition case is conducted under the provisions of Clause 2, Article 65 of this Law, if the investigated party does not violate the provisions of this Law, the competition-managing agency shall have to pay competition case-handling charges.

Section 2. COMPETITION PROCEDURE PARTICIPANTS

Article 64.- Competition procedure participants

Competition procedure participants include:

1. The complainant;
2. The investigated party;
3. Lawyers;
4. Witnesses;
5. Experts;
6. Interpreter;
7. Persons with related interests and obligations.

Article 65.- Investigated parties in competition cases

The investigated parties in competition cases (hereinafter called investigated parties) are organizations or individuals that are investigated under decisions of the competition-managing agency in the following cases:

1. Being complained against under the provisions of Article 58 of this Law;
2. Being detected by the competition-managing agency to be committing or have committed acts involving signs of violation of competition legislation within two years as from the date such acts were committed.

Article 66.- Rights and obligations of involved parties

- 1 . The investigated party shall have the following rights:
 - a/ To produce documents, things; to know documents and things produced by the complainants or the competition-managing agency;
 - b/ To participate in hearings;
 - c/ To request the change of investigators, Competition Case-Handling Council members if detecting that they fall into one of the cases prescribed in Article 83 of this Law;
 - d/ To authorize lawyers to participate in competition procedures;
 - e/ To request witnesses;

f/ To propose the competition-managing agency to request expertise;

g/ To propose the change of competition procedure-conducting persons and competition procedure participants under the provisions of this Law.

2. The complainant shall have the following rights:

a/ The rights prescribed in Clause 1 of this Law;

b/ To propose the head of the competition managing agency or the Competition Council chairman to apply administrative preventive measures related to the competition cases.

3. The investigated party and the complainant shall have the following obligations:

a/ To supply full, truthful, accurate evidences in a timely manner related to their proposals or requests;

b/ To appear in response to the summonses of the competition-managing agency or the Competition Case-Handling Council. Where they are summoned but fail to appear without plausible reasons, the Competition Case-Handling Council shall proceed with handling the cases based on available information;

c/ To abide by decisions of the competition managing agency and the Competition Case-Handling Council.

Article 67.- Lawyers of the complainants, the investigated parties

1. Lawyers who fully meet the procedure-participating conditions prescribed by legislation on lawyers and are authorized by the complainants or investigated parties may participate in competition procedures to protect the legitimate rights and interests of the parties which they represent.

2. When participating in competition procedures, lawyers shall have the following rights and obligations:

a/ To participate in all stages of the process of competition procedures;

b/ To verify and collect evidences and supply them in order to protect the legitimate rights and interests of the parties which they represent;

c/ To study documents in the competition case dossiers and to take notes and copy necessary documents in such dossiers in order to protect the legitimate rights and interests of the parties which they represent;

d/ To propose on behalf of the parties they represent the change of competition procedure-conducting persons and/or competition procedure participants under the provisions

of this Law;

e/ To render legal assistance to the parties they represent in order to protect their legitimate rights and interests;

f/ To respect truth and law; not to bribe, force or incite other persons to give false testimonies or supply untruthful documents;

g/ To appear in response to the summonses of the Competition Case-Handling Council;

h/ Not to disclose investigation secrets they know in the process of participating in competition procedures; not to use their notes and copies of documents in the competition case dossiers for the purpose of infringing upon the State's interests or legitimate rights and interests of organizations and individuals.

Article 68.- Witnesses

1. Persons who know about circumstances related to the competition cases may be summoned by the Competition Case-Handling Council to participate in competition procedures in the capacity as witnesses or invited by the competition-managing agency in the capacity as witnesses at the requests of the involved parties. Persons who have lost their civil act capacity must not act as witnesses.

2. Witnesses shall have the following rights and obligations:

a/ To supply all documents, papers and things they have, which are related to the settlement of competition cases; give testimony verbally or in writing to the competition-managing agency or the Competition Case-Handling Council on all circumstances they know, which are related to the settlement of competition cases;

b/ To participate in hearings and give testimony to the Competition Case-Handling Council;

c/ To be allowed to take leave when they are summoned by, or give testimony to, the competition-managing agency or the Competition Case-Handling Council if they are working for State agencies, organizations or enterprises;

d/ To be paid for travel expenses and enjoy other regimes as prescribed by law;

e/ To refuse to give testimony if such testimony is related to State secrets, professional secrets or personal privacy or badly, disadvantageously affects the complainants or investigated parties that are their close relatives;

f/ To honestly report on circumstances they know, which are related to the settlement of competition cases;

g/ To pay damages and take responsibility before law for their false testimony causing damage to the complainants, investigated parties or other persons;

h/ To appear at the hearings in response to the summonses of the Competition Case-Handling Council if they must give testimony publicly at the hearings;

i/ To pledge before the competition-managing agency or the Competition Case-Handling Council to exercise their rights and fulfill their obligations, except for minor witnesses.

3. Witnesses who refuse to give testimony, give false testimony, supply false materials or are absent without plausible reasons when being summoned by the Competition Case-Handling Council shall have to bear responsibility according to law provisions, except for the case prescribed at Point e, Clause 2 of this Article.

4. Witnesses shall be protected according to law provisions.

Article 69.- Experts

1. Experts are those who have necessary knowledge about the matters to be expertised at the request of the head of the competition-managing agency or the Competition Case-Handling Council or at the request of the involved parties after it is accepted by the head of the competition-managing agency or the Competition Case-Handling Council according to law provisions.

2. Experts shall have the following rights and obligations:

a/ To read documents in the competition case dossiers which are related to the expertised subject; to request the expertise-requesting agency to supply materials necessary for expertise;

b/ To raise questions to the competition procedure participants on matters related to the expertised subject;

c/ To appear in response to the summonses of the expertise-requesting agency, give answers on matters related to the expertise as well as expertise conclusions in an honest, grounded and objective manner;

d/ To notify in writing the expertise-requesting agency of the impossibility to expertise because the matters requested to be expertised fall beyond their professional capability or the supplied documents are not enough or are of no use for expertise;

e/ To preserve the received documents and return them to the expertise-requesting agency together with the expertise conclusions or the notice on the impossibility to expertise;

f/ Not to collect by themselves documents for expertise, not to privately contact other

competition procedure participants if such contact affects the impartiality of the expertise results; not to disclose information they know in the expertising process, not to notify the expertise results to other persons, except for the signees of the expertise-requesting decisions;

g/ To write their opinions on the written general conclusions if disagreeing with the general conclusions in the case of collective expertise;

h/ To be paid for travel expenses and enjoy other regimes according to law provisions.

3. Experts who refuse to give expertise conclusions without plausible reasons or give false expertise conclusions or are absent without plausible reasons when summoned by the expertise-requesting agency shall have to bear responsibility according to law provisions.

4. Experts must refuse to participate in competition procedures or be changed in the following cases:

a/ They fall into one of the cases prescribed in Article 83 of this Law;

b/ They have participated in competition procedures in the capacity as lawyers, witnesses or interpreters in the same competition case;

c/ They have conducted procedures in such competition case in the capacity as Competition Case-Handling Council members.

Article 70.- Interpreters

1. Interpreters are those who are capable of translating a language other than Vietnamese into Vietnamese and vice versa in case where competition procedure participants cannot use Vietnamese. Interpreters shall be selected according to the agreement of the involved parties and accepted by the Competition Case-Handling Councilor shall be appointed by the Competition Case-Handling Council.

2. Interpreters shall have the following rights and obligations:

a/ To appear in response to the summonses of the Competition Case-Handling Council;

b/ To interpret in an truthful, objective and accurate manner;

c/ To ask competition procedure-conducting persons and competition procedure participants to explain the contents more clearly for interpretation;

d/ Not to contact other competition procedure participants if such contact may affect the truthfulness, objectivity and accuracy of the interpretation;

e/ To be paid for travel expenses and enjoy other regimes according to law provisions;

f/ To pledge before the Competition Case-Handling Council to exercise their rights and fulfill their obligations.

3. Interpreters who deliberately give false interpretation or are absent without plausible reasons when summoned by the Competition Case-Handling Council shall have to bear responsibility according to law provisions.

4. Interpreters must refuse to participate in competition procedures or be changed in the following cases:

a/ They fall into one of the cases prescribed in Article 83 of this Law;

b/ They have participated in competition procedures in the capacity as lawyers, witnesses or experts in the same competition case;

c/ They have conducted procedures in such competition case in the capacity as Competition Case-Handling Council members.

5. The provisions of this Article also apply to those who understand the signs given by dumb or deaf competition procedure participants.

Where only the representatives or relatives of dumb or deaf competition procedure participants can understand the latter's signs, they may be accepted by the Competition Case-Handling Council to act as interpreters for such dumb or deaf persons.

Article 71.- Persons with interests, obligations related to competition case

1. Persons with related interests, obligations may file independent claims or participate in competition procedures on the side of the complainants or investigated parties.

2. Persons with related interests, obligations who file independent claims or participate in competition procedures on the side of the complainants or persons with interests only shall have the complainant's rights and obligations prescribed in Article 66 of this Law.

3. Persons with related interests, obligations who participate in competition procedures on the side of the investigated parties or persons with obligations only shall have the investigated party's rights and obligations prescribed in Article 66 of this Law.

Article 72.- Procedures for refusing expertise, interpretation or requesting change of experts or interpreters

1. The refusal of expertise or interpretation or request for change of experts or interpreters before the opening of hearings must be made in writing, clearly stating the reasons therefor.

2. The refusal of expertise or interpretation or request for change of experts or

interpreters during a hearing must be written in the hearing's minutes.

Article 73.- Deciding on change of experts or interpreters

1. Before opening a hearing, the change of experts or interpreters shall be decided by the Competition Council chairman.

2. During a hearing, the change of experts or interpreters shall be decided by the Competition Case-Handling Council after hearing the opinions of the persons requested to be changed and other competition procedure participants.

If it is necessary to change experts or interpreters, the Competition Case-Handling Council shall issue a decision to postpone the hearing. The request for expertise by other experts or the appointment of other interpreters shall comply with the provisions of Articles 69 and Article 70 of this Law.

**Section 2. COMPETITION PROCEDURE-CONDUCTING AGENCIES,
COMPETITION PROCEDURE-CONDUCTING PERSONS**

Article 74.- Competition procedure-conducting agencies

Competition procedure-conducting agencies include the competition-managing agency and the Competition Council.

Article 75.- Competition procedure-conducting persons

Competition procedure-conducting persons include Competition Council members, the head of the competition-managing agency, investigators and the hearing's clerks.

Article 76.- Tasks and powers of the head of the competition-managing agency when conducting competition procedures

When conducting competition procedures, the head of the competition-managing agency shall have the following tasks and powers:

1. To decide to assign investigators to investigate specific competition cases;
2. To inspect investigative activities of competition case investigators;
3. To decide to modify or cancel groundless and illegal decisions issued by competition case investigators;
4. To decide to change competition case investigators;
5. To decide to request expertise;

6. To decide to apply, change or cancel administrative preventive measures pending the transfer of competition case dossiers to the Competition Council for handling;

7. To decide to conduct preliminary investigation, stop investigation, conduct official investigation of competition cases falling under the competence of the competition-managing agency;

8. To invite witnesses at the requests of the involved parties at the investigation stage;

9. To sign written conclusions on the investigation of competition cases, submitted by the assigned investigators;

10. To transfer competition case dossiers to the Competition Council in cases where the competition cases involve competition-restricting acts;

11. To settle complaints and denunciations falling under the competence of the competition-managing agency.

Article 77.- Powers of investigators when conducting competition procedures

When conducting competition procedures, investigators shall have the following powers:

1. To request related organizations and individuals to supply necessary information and documents concerning competition cases;

2. To request the investigated parties to supply documents and give explanations concerning competition cases;

3. To propose the head of the competition-managing agency to request expertise;

4. To propose the head of the competition managing agency to apply administrative preventive measures to competition cases.

Article 78.- Obligations of investigators when conducting competition procedures:

When conducting competition procedures, investigators shall have the following obligations:

1. To hand the investigation decisions of the head of the competition-managing agency to the investigated parties;

2. To keep confidential business secrets of enterprises;

3. To preserve the supplied documents;

4. To investigate competition cases assigned by the head of the competition-managing

agency;

5. To make investigation reports upon termination of preliminary investigation or official investigation of competition cases;

6. To take responsibility to the head of the competition-managing agency and before law for the performance of their tasks and powers.

Article 79.- Tasks and powers of the Competition Council chairman when conducting competition procedures

1. To set up the Competition Case-Handling Council under the provisions of Clause 3, Article 54 of this Law.

2. To decide to change Competition Case-Handling Council members, the hearing's clerks, experts or interpreters before opening a hearing according to the provisions of Clause 1 of Article 73, Article 83 and Clause 1 of Article 85 of this Law.

3. To decide to appoint Competition Case-Handling Council members, the hearing's clerks to replace those who are changed during the hearing according to the provisions of Clause 2, Article 85 of this Law.

4. To decide to apply, change or cancel administrative preventive measures when receiving competition case dossiers.

Article 80.- The Competition Case- Handling Council

1. When settling competition cases, the Competition Case- Handling Council shall work independently and only abide by law.

2. Decisions on handling competition cases shall be adopted by the Competition Case-Handling Council by majority vote; where the numbers of votes for and against are equal, decisions shall be made according to the side sharing the opinion of the hearing's president.

Article 81.- Tasks and powers of the president of a hearing

The president of a hearing shall have the following tasks and powers:

1. To organize the study of competition case dossiers;

2. On the basis of the decision of the Competition Case- Handling Council, to sign the proposal to the Competition Council chairman to apply, change or cancel administrative preventive measures; decide to return the competition case dossier to the competition-managing agency and request additional investigation; decide to stop the settlement of the competition case;

3. On the basis of the decision of the Competition Case- Handling Council, to sign the

decision to open the hearing;

4. To decide to summon participants to the hearing;

5. To sign and announce the decision on the handling of the competition case and other decisions of the Competition Case- Handling Council;

6. To carry out other activities under his/her competence prescribed by this Law when handling the competition case.

Article 82.- Clerks of hearings

1. The clerk of a hearing shall have the following tasks and powers:

a/ To prepare necessary professional jobs before the opening of a hearing;

b/ To announce the rules of the hearing;

c/ To report to the Competition Case- Handling Council on the presence or absence of those summoned to the hearing;

d/ To write the minutes of the hearing;

e/ To perform other jobs assigned by the president of the hearing.

2. The clerk of a hearing must refuse to conduct competition procedures or be changed in the cases prescribed in Article 83 of this Law.

Article 83.- Cases of refusal or change of Competition Case- Handling Council members, investigators, the hearing's clerks, experts, interpreters

Competition Case-Handling Council members, investigators, the hearing's clerks, experts, interpreters must refuse to perform their tasks or shall be changed in one of the following cases:

1. They are relatives of the complainants or investigated parties;

2. They are persons with interests, obligations related to the competition cases;

3. There are other explicit grounds to deem that they shall not be impartial when performing their tasks.

Article 84.- Procedures for refusal to conduct competition procedures or request for change of Competition Case-Handling Council members, the hearing's clerks

1. The refusal to conduct competition procedures or request for change of Competition Case-Handling Council members, the hearing's clerks before the opening of the hearings must

be made in writing, clearly stating the reasons and grounds therefor.

2. The refusal to conduct competition procedures or request for change of Competition Case-Handling Council members, the hearing's clerks during the hearings must be recorded in the hearings' minutes.

Article 85.- Deciding on change of Competition Case-Handling Council members or the hearing's clerks

1. Before a hearing is opened, the change of Competition Case-Handling Council members, the hearing's clerk shall be decided by the Competition Council chairman.

2. During a hearing, the acceptance of the change of Competition Case-Handling Council members or the hearing's clerk shall be decided by the Competition Case-Handling Council after hearing the opinions of the refusing persons or the persons requested to be changed. The Competition Case-Handling Council shall discuss behind closed doors and make decision by majority vote.

If it is necessary to change Competition Case-Handling Council members or the hearing's clerk, the Competition Case-Handling Council shall issue a decision to postpone the hearing. The appointment of Competition Case-Handling Council members or a hearing's clerk to replace those who must be changed shall be decided by the Competition Council chairman.

Section 4. INVESTIGATION OF COMPETITION CASES

Article 86.- Preliminary investigation

The preliminary investigation of competition cases shall be conducted under decisions of the head of the competition-managing agency in the following cases:

1. Competition case dossiers have been accepted by the competition-managing agency;

2. The competition-managing agency detects signs of violation of the provisions of this Law.

Article 87.- Time limit for preliminary investigation

1. The time limit for preliminary investigation is thirty days as from the date of issuance of preliminary investigation decisions.

2. Within the time limit specified in Clause 1 of this Article, investigators assigned to investigate competition cases must complete the preliminary investigation and propose the

head of the competition-managing agency to issue a decision to stop investigation or conduct official investigation.

Article 88.- Decisions to stop investigation, decisions to conduct official investigation

On the basis of the preliminary investigation results and the proposals of investigators, the head of the competition-managing agency shall issue one of the following decisions:

1. To stop investigation if the preliminary investigation results show that there are no acts of violation of the provisions of this Law;

2. To conduct official investigation if the preliminary investigation results show that there are acts of violation of the provisions of this Law.

Article 89.- Contents of official investigation

1. For cases of competition restriction agreement, abuse of the dominant position on the market or abuse of the monopoly position, or economic concentration, investigation shall covers:

a/ Identifying the relevant market;

b/ Verifying the investigated party's market share on the relevant market;

c/ Collecting and analyzing evidences on violation acts.

2. For cases of unfair competition, investigators must identify the grounds to deem that the investigated parties have performed or are performing unfair competition acts.

Article 90.- Time limit for official investigation

The time limit for official investigation is prescribed as follows:

1. For cases of unfair competition, the time limit for official investigation shall be ninety days as from the date of issuance of decisions; in case of necessity, this time limit may be extended by the head of the competition-managing agency for another sixty days at most;

2. For cases of competition restriction agreement, abuse of the dominant position on the market or abuse of the monopoly position, or economic concentration, the time limit for official investigation shall be one hundred and eighty days, as from the date of issuance of decisions; in case of necessity, this time limit may be extended by the head of the competition-managing agency no more than twice, each time for sixty days at most;

3. The extension of the investigation time limit must be notified by investigators to all related parties not later than seven working days before the expiration of the investigation time limit.

Article 91.- Investigation minutes

1. When conducting investigation, investigators must make investigation minutes, clearly indicating the investigation time and place, investigators, investigated party, investigated contents and complaint and/or claim of the investigated party.

2. Investigation minutes must be read out by investigators to the investigated party before they both sign the minutes.

3. If the investigated party refuses to sign the minutes, investigators must record such in the minutes together with the reason therefor.

Article 92.- Request to invite witnesses in the investigation process

1. In the process of investigation, the involved parties may request the competition-managing agency to invite witnesses. The requestors shall be obliged to state the reasons for inviting witnesses to the competition-managing agency for decision.

2. The competition-managing agency's invitation to a witness must clearly indicate the full name and address of the invitee, time and place for giving testimony, the parties and subject involved in the case.

3. Testimonies of witnesses must be recorded in minutes by investigators, which shall be read out to the witnesses before they both sign the minutes.

Article 93.- Investigation reports

1. After the termination of investigation, the head of the competition-managing agency must transfer the investigation reports together with the whole competition case dossiers related to competition-restricting acts to the Competition Council.

2. An investigation report shall contain the following principal contents:

a/ A brief account of the case;

b/ Verified circumstances and evidences;

c/ Proposed handling measures.

Article 94.- Transfer of dossiers of competition cases involving criminal signs

If, through investigation, it is detected that a competition case shows criminal signs, investigators must promptly propose the head of the competition-managing agency to consider and transfer the relevant dossier to competent State agencies for institution of criminal cases.

Article 95.- Return of dossiers in case of availability of grounds for non-institution of

criminal cases

Where state agencies with competence to institute criminal cases find that there are grounds for non-institution of criminal cases under the provisions of the Criminal Procedure Code, they must return the dossiers to the competition-managing agency for further investigation according to the procedures prescribed in this Law. The investigation time limit prescribed in Article 90 of this Law shall be counted as from the date the dossiers are--received back.

Article 96.- Additional investigation, time limit for additional investigation

1. Competition case investigators must conduct additional investigation if it is so requested in writing by the Competition Case-Handling Council.

2. The time limit for additional investigation is sixty days, as from the date of issuance of the Competition Case-Handling Council's written requests for additional investigation.

Article 97.- Responsibilities for coordination and support in the investigation process

Local administrations, police agencies, other agencies and organizations shall have to coordinate and support the investigation process at the request of the head of the competition-managing agency.

Section 5. HEARINGS

Article 98.- Competition cases must be considered and handled through hearings

Competition cases falling under the settling competence of the Competition Council must be considered and handled through hearings.

Article 99.- Preparation for opening a hearing

1. After receiving the investigation report and the complete competition case dossier, the Competition Council chairman shall decide to set up a Competition Case-Handling Council.

2. Within thirty days after receiving the competition case dossier, the Competition Case-Handling Council must issue one of the following decisions:

a/ To open a hearing;

b/ To return the dossier for additional investigation;

c/ To stop settling the competition case.

3. Within fifteen days after the date of issuance of the decision to open a hearing, the Competition Case-Handling Council must open a hearing.

4. In case of returning the dossier for additional investigation, within fifteen days after the date of receiving back the dossier, the Competition Case-Handling Council must issue one of the decisions defined in Clause 2 of this Article.

Article 100.- Return of dossiers for additional investigation

If finding that the collected evidences are not enough for determining acts of violation of the provisions of this Law, the Competition Case-Handling Council shall decide to return the dossiers for additional investigation.

Article 101.- Stoppage of settlement of competition cases falling under the settling competence of the Competition Council

1. The Competition Case-Handling Council shall decide to stop settling competition cases falling under the settling competence of the Competition Council in the following cases:

a/ The head of the competition-managing agency proposes to stop settling the competition case if there are not enough evidences of acts of violation of the provisions of this Law and the Competition Case-Handling Council deems such proposal justified;

b/ The investigated party has voluntarily terminated its violation acts, remedied consequences and the complainant has voluntarily withdrawn its written complaint;

c/ The investigated party has voluntarily terminated its violation acts, remedied consequences and the head of the competition-managing agency proposes to stop settling the competition case, for cases where investigation has been conducted under the provisions of Clause 2, Article 65 of this Law.

2. Decisions to stop settling competition cases must be sent to the investigated parties and the complainants (if any) as well as the competition-managing agency.

Article 102.- Decisions to open hearings

1. A decision to open a hearing must be handed to the parties named therein not later than ten days before the date of opening of the hearing.

2. A decision to open a hearing must contain the following contents:

a/ The investigated party;

b/ The complainant or the competition-managing agency, for cases where investigation has been conducted under the provisions of Clause 2, Article 65 of this Law;

c/ Violated articles and/or clauses of this Law;

- d/ Time and place of opening of the hearing;
- e/ The hearing is to be held in public or behind closed doors;
- f/ Full names of Competition Case-Handling Council members;
- g/ Full names of investigators who have investigated the competition case, the hearing's clerk;
- h/ Full names of lawyers;
- i/ Full name of the interpreter;
- j/ Full names of witnesses;
- k/ Full names of experts;
- l/ Persons with related interests and obligations.

Article 103.- Summoning of persons who must appear at the hearings

On the basis of the decisions to open the hearings, the Competition Case-Handling Council shall send summonses to persons who must appear at the hearings not later than ten days before the date of opening of the hearings.

Article 104.- Hearings

1. Hearings shall be held in public. Where the contents of a hearing are related to national secrets or business secrets, the hearing shall be held behind closed doors.

2. Participants to a hearing include:

- a/ Competition Case-Handling Council members, the hearing's clerk;
- b/ The investigated party;
- c/ The complainant;
- d/ Lawyers;
- e/ Investigators who have investigated the competition case;
- f/ Other persons named in the decision to open the hearing.

3. After hearing the opinions and arguments presented by the participants to the hearings, the Competition Case-Handling Council shall discuss, cast secret votes and make decision by majority vote.

Section 6. EFFECT OF COMPETITION CASE-HANDLING DECISIONS

Article 105.- Competition case-handling decisions

1. A competition case-handling decision shall contain the following principal contents:
 - a/ A brief account of the case;
 - b/ Analysis of the case;
 - c/ Conclusion on the handling of the case.
2. The hearing presidents must sign competition case-handling decisions.
3. Competition case-handling decisions must be sent to the related parties within seven working date after the date of its signing.

Article 106.- Effect of competition case-handling decisions

Competition case-handling decisions shall come into force thirty days after the date of its signing provided that during this period they are not complained about under the provisions of Article 107 of this Law.

Section 7. SETTLEMENT OF COMPLAINTS ABOUT COMPETITION CASE-HANDLING DECISIONS WHICH HAVE NOT YET COME INTO FORCE

Article 107.- Complaining about competition case-handling decisions

1. If the involved parties disagree with part or the whole of the competition case-handling decisions issued by the Competition Case-Handling Council, they may lodge complaints with the Competition Council.
2. If the involved parties disagree with part or the whole of the competition case-handling decisions issued by the head of the competition-managing agency, they may lodge complaints with the Trade Minister.

Article 108.- Written complaints about competition case-handling decisions

A written complaint about the competition case-handling decision must contain the following principal contents:

- a/ Date of making;
- b/ Name and address of the maker;
- c/ Serial number and date of the complained competition case-handling decision;

d/ The reason for complaining and the complainant's claim;

e/ The signature and seal (if any) of the complainant.

2. Written complainants must be addressed to the agencies issuing the competition case-handling decisions in question together with supplementary evidences (if any) proving that the complaints are grounded and lawful.

Article 109.- Acceptance of written complaints about competition case-handling decisions

Within five working days after receiving the written complainants about the competition case-handling decisions, the agencies which have issued such decisions must check the validity of the written complaints according to the provisions of Article 108 of this Law.

Article 110.- Consequences of complaints about competition case-handling decisions

1. The complained parts of competition case-handling decisions shall not be executed.

2. Within fifteen days after receiving the written complaints about competition case-handling decisions, the agency accepting such written complaints shall have to consider and transfer them together with the whole competition case dossiers as well as their proposals on the written complaints to the Competition Council or the Trade Minister according to the provisions of Article 107 of this Law.

Article 111.- Time limit for settling complaints about competition case-handling decisions

Within thirty days after receiving the complaint dossiers, the Competition Council or the Trade Minister shall have to settle the complaints according to competence; in specially complicated cases, the time limit for settling complaints may be extended for another thirteen days at most.

Article 112.- Powers of the Competition Council when settling complaints about competition case-handling decisions of the Competition Case-Handling Council

When considering and settling complaints about competition case-handling decisions of the Competition Case- Handling Council, the Competition Council shall have the following powers:

1. To hold up the competition case-handling decisions if deeming that the complaints are not sufficiently grounded;

2. To amend part or whole of the competition case-handling decisions if such decisions are illegal;

3. To cancel the competition case-handling decisions and transfer the competition case dossiers to the Competition Case- Handling Council for resettlement in the following cases:

a/ Evidences have not yet been fully collected and verified;

b/ The composition of the Competition Case-Handling Council contravenes the provisions of this Law or other serious violations of competition procedures were committed.

Article 113.- Powers of the Trade Minister when settling complaints about competition case-handling decisions of the competition-managing agency

When considering and settling complaints about competition case-handling decisions of the competition-managing agency, the Trade Minister shall have the powers defined in Clause 1 and Clause 2, Article 112 of this Law, the power to cancel the competition case-handling decisions and request the competition-managing agency to resettle the cases according to the procedures prescribed in this Law in cases where evidences have not yet been fully collected and verified.

Article 114.- Effect of complaint-settling decisions

Decisions to settle complaints about competition case-handling decisions shall come into force as from the date of signing.

Article 115.- Initiation of lawsuits against complaint-settling decisions

1. If the involved parties disagree with the decisions to settle complaints about competition case-handling decisions, they may initiate administrative lawsuits against part or the whole of the contents of such decisions at the competent provincial/municipal People's Courts.

2. Where the courts accept the written lawsuits against the decisions to settle complaints about competition case-handling decisions according to the provisions of Clause 1 of this Article, the Trade Minister and the Competition Council chairman shall have to direct the transfer of the competition case dossiers to the courts within ten working days after receiving the court's requests.

Article 116.- Consequences of lawsuits

Those parts of competition case-handling decisions which are not sued against at court shall continue to be executed.

Section 8. HANDLING OF VIOLATIONS OF COMPETITION LEGISLATION

Article 117.- Forms of sanctioning violations of competition legislation and measures to remedy consequences

1. For each act of violation of competition legislation, violating organizations or individuals shall be subject to one of the following principal sanctioning forms:

a/ Warning;

b/ Fine.

2. Depending on the nature and seriousness of their violations, the organizations or individuals violating competition legislation may be subject to one of the following additional sanctioning forms:

a/ Revocation of the business registration certificates, deprivation of licenses and practicing certificates;

b/ Confiscation of exhibits and means used for commission of violations of competition legislation.

3. In addition to the sanctioning forms prescribed in Clause 1 and Clause 2 of this Article, organizations or individuals violating competition legislation may be subject to the application of one or more than one of the following consequence remedying measures:

a/ To restructure the enterprises having abused their dominant position on the market;

b/ To divide or split the merged or consolidated enterprises; to force the resale of the acquired enterprise parts;

c/ To make public corrections;

d/ To remove illegal provisions from the business contracts or transactions;

e/ Other necessary measures to overcome the competition restriction impacts of the violation acts.

If organizations or individuals violating competition legislation cause damage to the interests of the State, legitimate rights and interests of other organizations or individuals, they must pay compensation therefor according to law provisions.

Article 118.- Levels of fine imposed for acts of violating competition legislation

1. For acts of violating the provisions on competition restriction agreements, abuse of dominant position on the market, abuse of monopoly position or economic concentration, the agencies with sanctioning competence may impose fines of up to 10% of total turnover earned by the violating organizations or individuals in the fiscal year preceding the year when they commit violation acts.

2. For acts of violating the provisions on unfair competition and other acts of violating the provisions of this Law other than those prescribed in Clause 1 of this Article, the agencies

with sanctioning competence shall impose fines according to law provisions on handling of administrative violations or relevant law provisions.

3. The Government shall specify the levels of fine imposed for acts of violating the provisions of this Law.

Article 119.- Competence to sanction, handle violations of competition legislation

1. The Competition Case-Handling Council and the Competition Council shall have the following powers:

a/ To issue caution;

b/ To impose fines according to the provisions of Clause 1, Article 118 of this Law;

c/ To confiscate exhibits and means used for commission of violations of competition legislation;

d/ To apply the measures prescribed at Points c, d and e, Clause 3, Article 117 of this Law;

e/ To request competent state agencies to revoke business registration certificates, deprive of licenses and/or practicing certificates;

f/ To request competent state agencies to apply the measures prescribed at Points a and b, Clause 3, Article 117 of this Law.

2. The competition-managing agency may apply the measures prescribed at Point a of Clause 1, Point b of Clause 2, Point c of Clause 3, Article 117 and Clause 2, Article 118 of this Law.

3. Other agencies with sanctioning competence shall sanction intellectual property-related unfair competition acts according to law provisions on handling of administrative violations.

Article 120.- Handling of violations committed by state officials and employees

State officials and employees who commit acts of violation of competition legislation shall, depending on the nature and seriousness of their violations, be disciplined or examined for penal liability; if causing any damage, they must pay compensation therefor according to law provisions.

Article 121.- Execution of competition case-handling decisions

1. After thirty days as from the date the competition case-handling decisions come into force, if the parties obliged to comply with such decisions fail to voluntarily comply with and do not initiate lawsuits at court according to the provisions of Section 7 of this Chapter, the

parties in favor of which the competition case-handling decisions are executed may request in writing the competent state agencies to organize the execution of the competition case-handling decisions falling within the scope of their functions, tasks and powers.

2. Where the competition case-handling decisions are related to the property of the parties bound to comply with the decisions, the parties in favor of which the competition case-handling decisions are executed may request the civil judgment-executing agencies in the provinces or centrally run cities where the parties obliged to comply with the decisions are headquartered, reside or their property is located to organize the execution of the competition case-handling decisions.

Chapter VI

IMPLEMENTATION PROVISIONS

Article 122.- Implementation effect

This Law shall take effect as from July 1, 2005.

Article 123.- Implementation guidance

The Government and the Supreme People's Court shall detail and guide the implementation of this Law.

This Law was passed on December 3, 2004 by the XIth National Assembly of the Socialist Republic of Vietnam at its the 6th session.

Chairman of the National Assembly

NGUYEN VAN AN